

甲斐市環境基本計画

快適な環境で健全な生活があるまち

〔平成24年度—平成33年度〕



甲斐市

平成24年3月



はじめに

私たちはこれまで、経済発展と快適で便利な生活を求め、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造を生み出し、多くの資源やエネルギーを消費してきました。

その結果、環境への負荷を増大させ、ごみの増加や公害などの地域の環境問題のみならず、地球温暖化やエネルギー資源の枯渇、生物多様性の危機など、地球規模の深刻な問題に対応する必要に迫られています。

これらの問題を解決するためには、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指す必要があります、そのためには市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な参画と協働により取り組むことが重要な課題となっております。

また、本市は、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園、御岳昇仙峡などのすばらしい自然や景観、信玄堤などの歴史的文化的遺産を先人から受け継ぎ現在に至っておりますが、この恵まれたかけがえない財産を守り育み、将来の世代に継承していく責任と義務も私たちには課せられております。

こうした背景を踏まえ、本市では良好な環境の保全に関する基本理念を定めた「甲斐市環境基本条例」を制定し、その基本理念を具現化した各種環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、このたび「甲斐市環境基本計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の環境に関する取り組みの最も基本となる計画であり、今後10年間の計画期間として、「快適な環境で健全な生活があるまち」を甲斐市の環境の将来像として掲げ、環境の保全に向けた施策の方向性や具体的な取り組みについて定めており、「甲斐市総合計画」を環境部門から支える道しるべになるものと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケートなどで貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた市民の皆様をはじめ、熱心にご審議を賜りました甲斐市環境審議会委員の皆様から心から感謝申し上げます。

平成24年3月

甲斐市長 **保坂武**

目次

第1章 基本的事項

第1節	計画策定の背景・趣旨	6
第2節	計画の位置づけ	7
第3節	計画の役割	8
第4節	計画の対象	9
第5節	計画の期間	10

第2章 本市の概況

第1節	位置・地勢	12
第2節	土地利用	13
第3節	森林	14
第4節	気象	15
第5節	人口・世帯	17
第6節	産業	20

第3章 環境の状況

第1節	生活環境	26
第2節	自然環境	53

第4章 意識調査結果

第1節	調査の概要	58
第2節	市民アンケート調査結果	59
第3節	小学生アンケート調査結果	64
第4節	中学生アンケート調査結果	66
第5節	事業所アンケート調査結果	68

第5章 計画の目標

第1節	基本理念	72
第2節	甲斐市が目指す環境の将来像	73
第3節	望ましい環境像	74
第4節	施策の体系	76
第5節	施策の展開	78

第6章 計画の進行

第1節	計画の推進体制	122
第2節	計画の進行管理	124

資料編

資料1	条例	128
資料2	意識調査結果	137
資料3	環境基準	175
資料4	用語集	184
資料5	環境指標一覧	194

第1章

基本的事項

○第1節	計画策定の背景・趣旨	6
○第2節	計画の位置づけ	7
○第3節	計画の役割	8
○第4節	計画の対象	9
○第5節	計画の期間	10

第1節 計画策定の背景・趣旨

今日の環境問題は、廃棄物など身近な問題から、地球規模の問題まで多種・多様化しており、それらはいずれも大きな課題となっています。

これらの環境問題は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムや便利さを求める私たちの日常生活や事業活動に起因しており、社会経済活動や生活様式を変えていく必要があります。

これらの環境問題を解決するためには、市民、事業者、市が協働して具体的な行動を起こすことが必要です。

本市では、平成18年3月に「第1次甲斐市総合計画」を策定し、「緑と活力あふれる生活快適都市」を市の将来像に掲げて、まちづくりを進めています。

また、「甲斐市環境基本条例」を平成23年3月に制定し、環境の保全（良好な環境の創造を含む。）について基本理念や各主体の責務、施策の基本方針などを決めました。

甲斐市環境基本計画は、本条例第9条に基づき、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市の各種計画を踏まえるなかで、第1次甲斐市総合計画を支える環境部門の基本計画として策定するものです。

甲斐市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2. 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

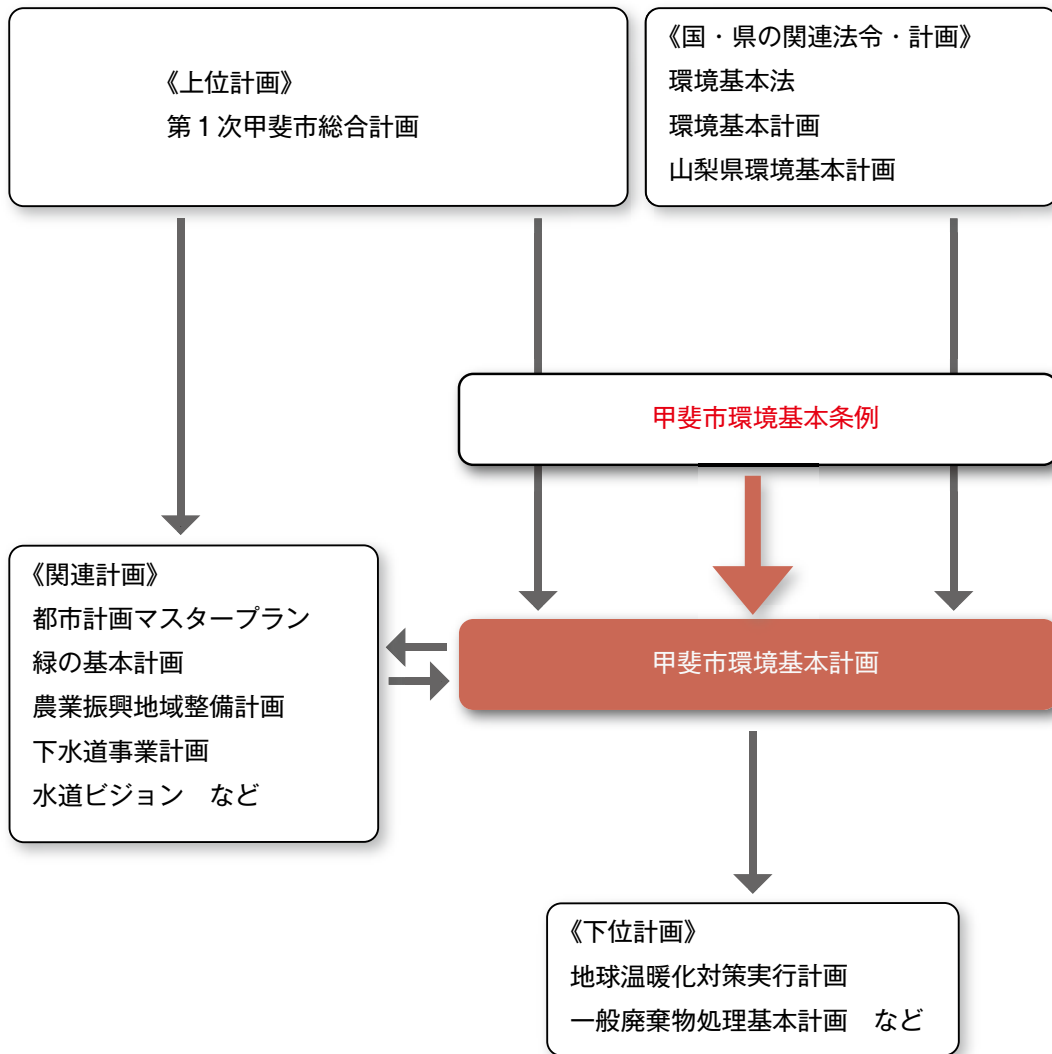
(1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第2節 計画の位置づけ

本計画は、甲斐市環境基本条例第9条に基づき策定する計画です。

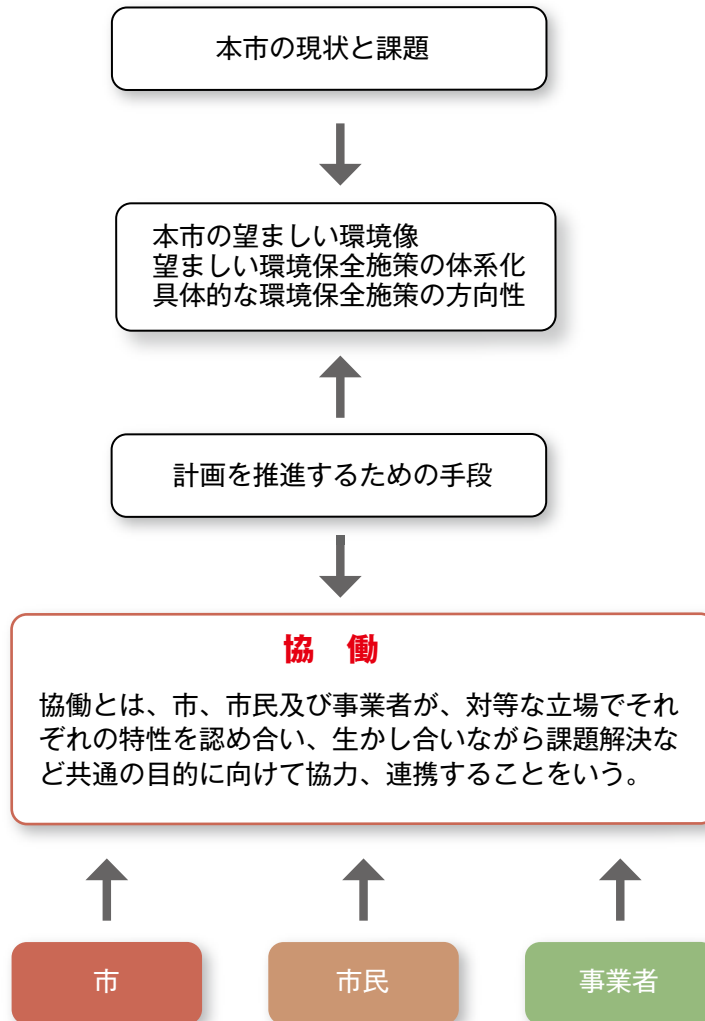
本計画は、本市の最上位計画である第1次甲斐市総合計画や、他の関連計画との整合性を図りながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画となります。以下に、本計画の位置づけを示します。



第3節 計画の役割

本計画は、本市が目指すべき環境の将来像を明らかにするとともに、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、以下の表に示す役割を担います。

本計画の役割



第4節 計画の対象

1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域になります。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し、取り組みを進めます。

2 対象とする環境範囲

本計画の対象とする範囲は、本市の特性を考慮し、以下に示す項目を対象とします。

環境の範囲	項目
自然環境	緑、水、動植物、農業、自然 など
生活環境	公害（騒音、振動、悪臭、水質汚濁など）、廃棄物、リサイクル、住環境、景観 など
快適環境	公園、緑地、河川、道路、交通、環境美化 など
環境教育	環境学習、環境活動、普及啓発、情報提供 など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー ¹ 、資源の再利用 など

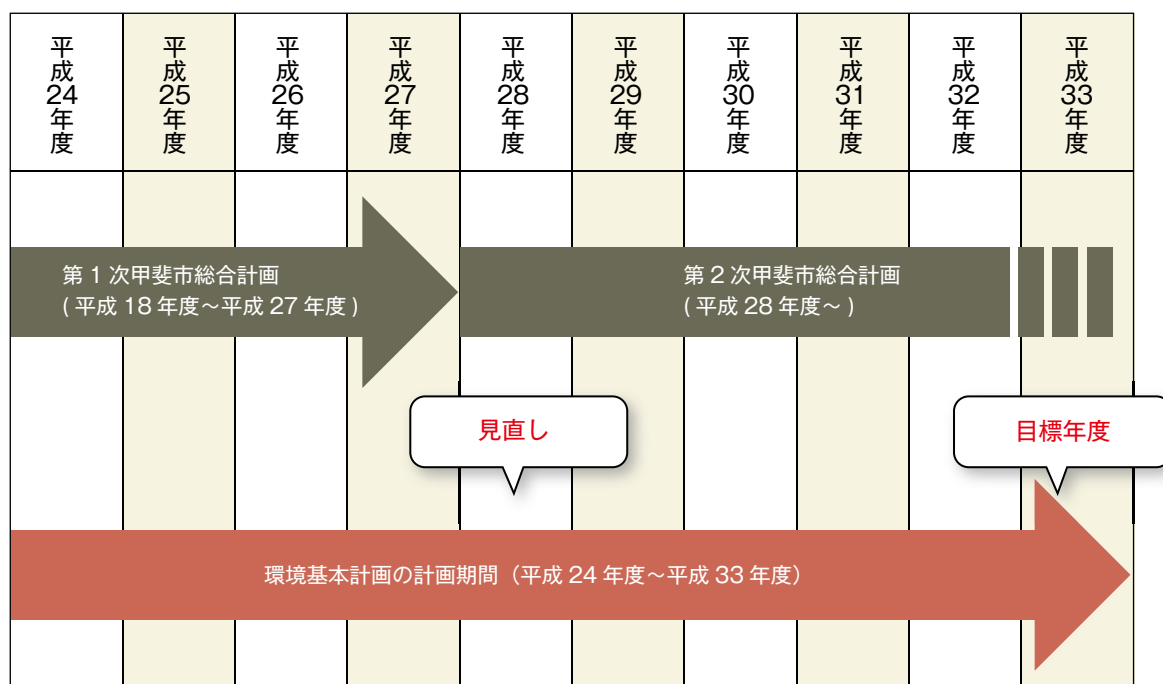
¹ 再生可能エネルギー：有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

第5節 計画の期間

本計画は、第1次総合計画で市の将来像として掲げる「緑と活力にあふれる生活快適都市」を環境部門から実現するためのものであることから、中長期的な視点に立ち、平成24年度（初年度）～平成33年度（目標年度）の10年間を計画の期間とします。

ただし、本市の総合計画の見直しが平成27年度に予定されていることから、総合計画の見直しに関連して、5年目にあたる平成28年度に本計画の見直しを行うこととします。

以下に、本計画の期間と、上位計画である甲斐市総合計画の計画期間を示します。



第2章 本市の概況

○第1節	位置・地勢	12
○第2節	土地利用	13
○第3節	森林	14
○第4節	気象	15
○第5節	人口・世帯	17
○第6節	産業	20

第1節 位置・地勢

本市は山梨県の北西部に位置し、北は北杜市、東は甲府市、西は韮崎市・南アルプス市、南は昭和町に接しており、南北に長い地形となっています。

市の北部は森林資源の豊富な山岳や丘陵地帯、中南部は釜無川の左岸に展開する平野部があり、市街地が形成されています。また、市の東側には荒川、西側には釜無川が流れています。

本市の総面積は71.94km²であり、山梨県全体の1.6%を占めています。

交通体系はJR中央本線、中央自動車道、国道20号、国道52号で構成されています。そして、県道と市道がこれらの幹線をつなぎ、道路網を形成しています。

また、近年では、中部横断自動車道の延伸や双葉サービスエリアへのスマートインターチェンジ、新山梨環状道路北部区間（調査、計画が進行中）など、市内外を結ぶ道路整備が進展し、道路交通の結末点として、重要な役割を果たしています。

図 2.1 山梨県における甲斐市の位置

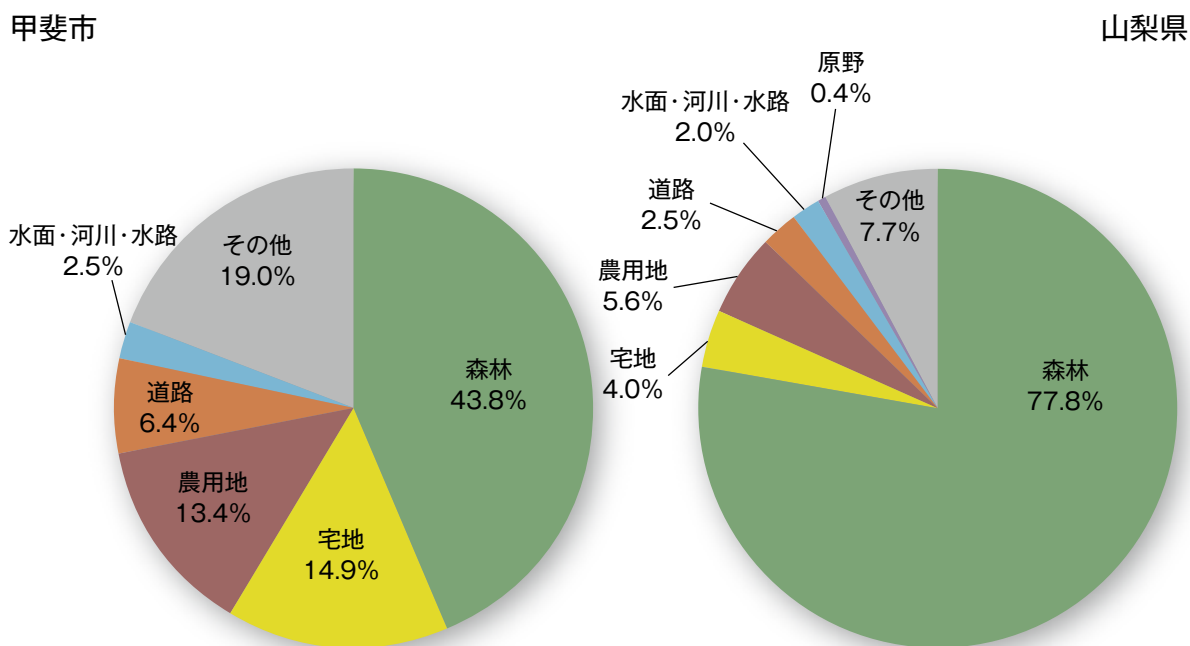


出典：株式会社 ゼンリン

第2節 土地利用

図 2.2 に土地利用の現況を示します。本市は森林が 43.8%を占めており、次いで宅地が 14.9%、農用地が 13.4%となっています。山梨県全体と比較すると、本市は森林面積の割合が低く、農用地、道路、宅地の割合が高くなっています。

図 2.2 土地利用の現況



出典：第1次甲斐市総合計画（後期基本計画）

第3節 森林

表 2.1 に市町村別の森林面積の割合、表 2.2 に行政区画別の森林面積を示します。県内市町村から比較すると本市は森林面積、森林割合とも少ない地域となっていますが、総面積の約 4 割が森林であり、そのうち約 7 割が民有林となっています。

表 2.1 市町村別森林面積 (森林面積の多い順)

No.	市町村	総面積 (ha)	森林面積 (ha)	割合 (%)
1	北杜市	60,289	45,891	76.1
2	早川町	36,986	35,500	96.0
3	身延町 ²	30,200	24,354	80.6
4	大月市	28,030	24,320	86.8
5	山梨市	28,987	23,684	81.7
6	甲州市	26,401	21,141	80.1
7	南アルプス市	26,406	19,330	73.2
8	南部町	20,063	17,655	88.0
9	上野原市	17,065	13,985	82.0
10	甲府市	21,241	13,633	64.2
11	都留市	16,158	13,616	84.3
12	笛吹市	20,192	11,836	58.6
13	富士河口湖町	15,851	11,477	72.4
14	丹波山村	10,155	9,871	97.2
15	韭崎市	14,373	9,260	64.4
16	富士川町 ³	11,198	9,193	82.1
17	富士吉田市	12,183	8,517	69.9
18	鳴沢村	8,956	7,761	86.7
19	道志村	7,957	7,468	93.9
20	小菅村	5,265	4,934	93.7
21	市川三郷町	7,507	4,836	64.4
22	甲斐市	7,194	3,152	43.8
23	山中湖村	5,281	3,093	58.6
24	忍野村	2,515	1,352	53.8
25	西桂町	1,518	1,207	79.5
26	中央市	3,181	552	17.4
27	昭和町	915	0	0.0

出典：平成 22 年度山梨県林業統計書

表 2.2 行政区画別森林面積

	総面積 (ha)	森林面積 (ha)			
		総数	国有林	県有林	民有林
山梨県	446,537	347,619	4,648	153,271	189,700
甲斐市	7,194	3,152	0	912	2,241

出典：平成 22 年度山梨県林業統計書

² 本栖湖の面積 (2.83km²) を除く。

³ 平成 22 年 3 月に鯉沢町と増穂町が合併したため、2 町の数値を合算し、富士川町として記載した。

第4節 気象

1 気温・降水量

図 2.3、表 2.3 に平成 22 年の甲府地方気象台における月別気温、月別降水量の推移を示します。本市の最暖月平均気温は 8 月の 28.3℃、最寒月平均気温は 1 月の 3.2℃であり、一年を通して寒暖の差が大きいです。降水量は 10 月が最も多く 185.5mm となっています。年間降水量は 1,320mm です。

図 2.3 月別気温・月別降水量の推移 (平成 22 年)

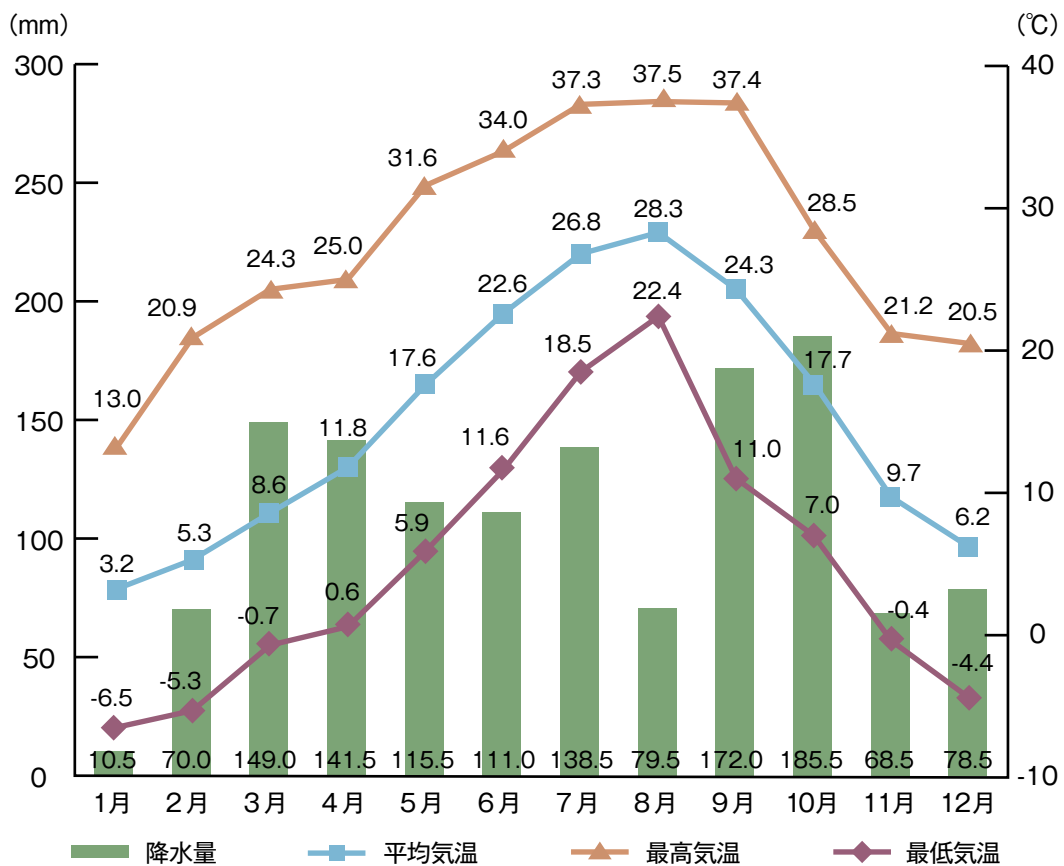


表 2.3 月別気温・月別降水量の推移 (平成 22 年)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	
降水量 (mm)		10.5	70.0	149.0	141.5	115.5	111.0	
気温 (°C)	平均	3.2	5.3	8.6	11.8	17.6	22.6	
	最高	13.0	20.9	24.3	25.0	31.6	34.0	
	最低	-6.5	-5.3	-0.7	0.6	5.9	11.6	
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
降水量 (mm)		138.5	79.5	172.0	185.5	68.5	78.5	1,320.0
気温 (°C)	平均	26.8	28.3	24.3	17.7	9.7	6.2	15.2
	最高	37.3	37.5	37.4	28.5	21.2	20.5	37.5
	最低	18.5	22.4	11.0	7.0	-0.4	-4.4	-6.5

出典：気象統計情報 甲府地方気象台

2 日照時間

図 2.4、表 2.4 に平成 22 年の甲府地方気象台における月別日照時間と全国都道府県庁所在地の気象台における月別平均日照時間の推移を示します。

甲府における月別の日照時間では 1 月が最も長く 230.8 時間、10 月が最も短く 109.8 時間、年間の合計日照時間は 2,177 時間となっています。

また、全国の月別平均日照時間と比較すると、各月とも概ね全国値を上回っており、その差は年間で約 300 時間、全国平均の 1.16 倍の長さで、全国の中で最も長い日照時間となっています。

さらに、甲府の昭和 56 年から平成 22 年までの日照時間の平年値は 2,183 時間であることから、通年的に日照時間に恵まれているといえます。

本市は甲府地方気象台に隣接し、ほぼ同程度のデータと推測されることから、非常に日照時間の長い地域であるといえます。

図 2.4 月別日照時間の推移

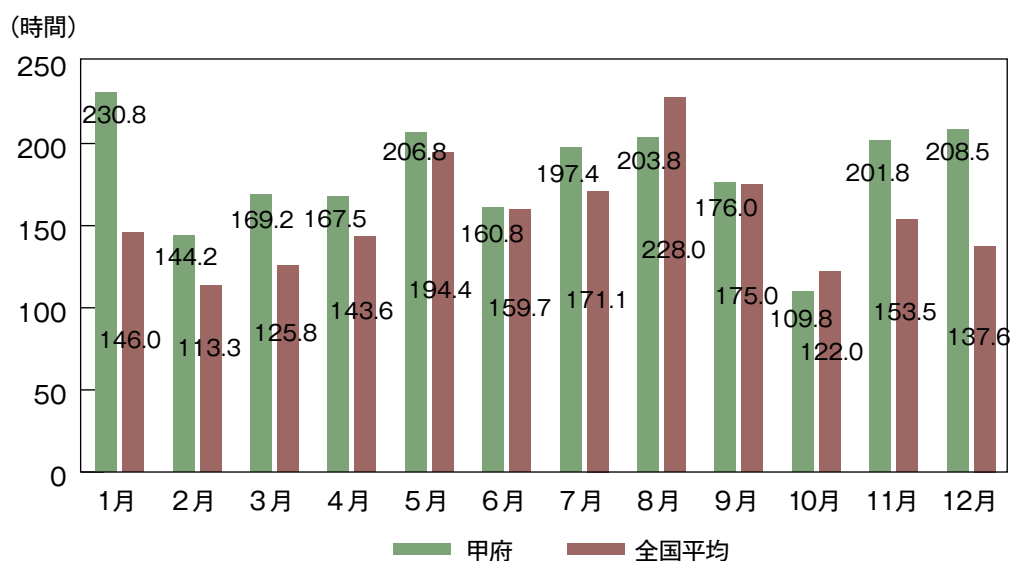


表 2.4 月別日照時間の推移

日照時間	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
	甲府	230.8	144.2	169.2	167.5	206.8	160.8	
全国平均	146.0	113.3	125.8	143.6	194.4	159.7		
日照時間	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
	甲府	197.4	203.8	176.0	109.8	201.8	208.5	2,177
全国平均	171.1	228.0	175.0	122.0	153.5	137.6	1,870	

出典：気象庁

第5節 人口・世帯

1 人口

図 2.5、表 2.5 に本市の人口の推移を示します。国勢調査より、平成 22 年の本市人口は 73,807 人となっています。昭和 50 年以降の推移では、本市人口は平成 17 年までは増加傾向にありましたが、平成 22 年には若干の減少となっています。地区別では、平成 17 年の人口と比較すると、竜王、敷島地区が減少、双葉地区では増加となっています。

図 2.5 人口の推移

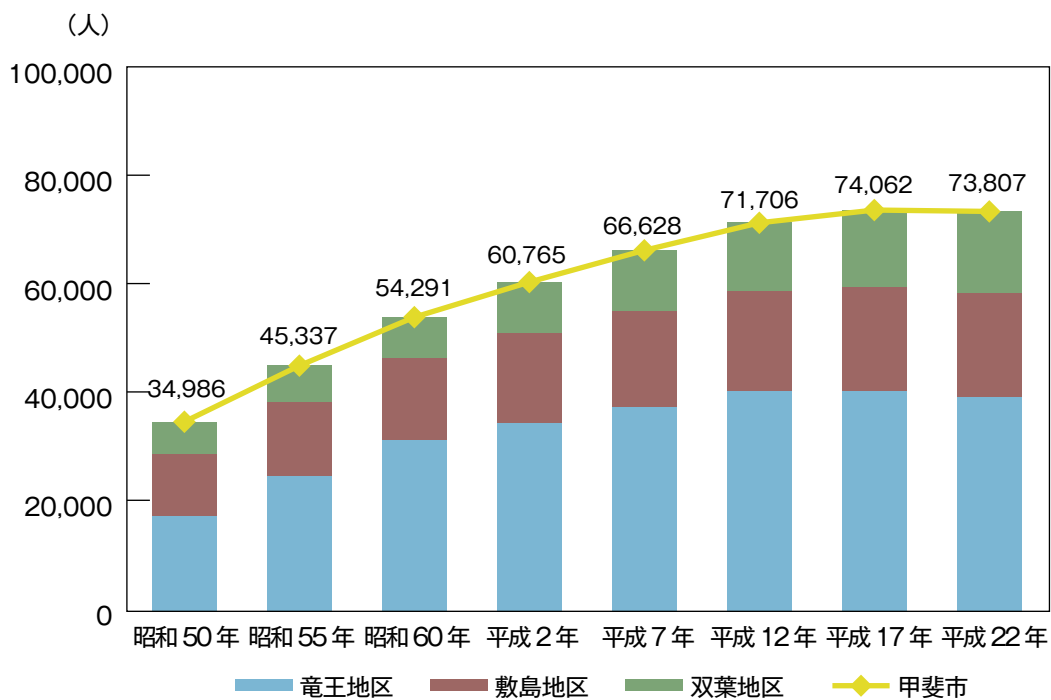


表 2.5 人口の推移

	竜王地区 (人)	敷島地区 (人)	双葉地区 (人)	甲斐市 (人)
昭和 50 年	17,493	11,603	5,890	34,986
昭和 55 年	25,002	13,623	6,712	45,337
昭和 60 年	31,515	15,142	7,634	54,291
平成 2 年	34,753	16,504	9,508	60,765
平成 7 年	37,693	17,713	11,222	66,628
平成 12 年	40,559	18,546	12,601	71,706
平成 17 年	40,561	19,323	14,178	74,062
平成 22 年	39,548	19,063	15,196	73,807

出典：国勢調査

2 年齢別人口

図 2.6、表 2.6 に本市の年齢別人口の推移を示します。昭和 50 年以降の推移では、65 歳以上の人口割合は増加傾向にあり、平成 22 年には 19.0%となっています。その一方で、0～14 歳の人口割合は 15.4%まで減少し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。山梨県全体では 65 歳以上が 24.6%、0～14 歳が 13.4%となっています。

図 2.6 年齢別人口の推移

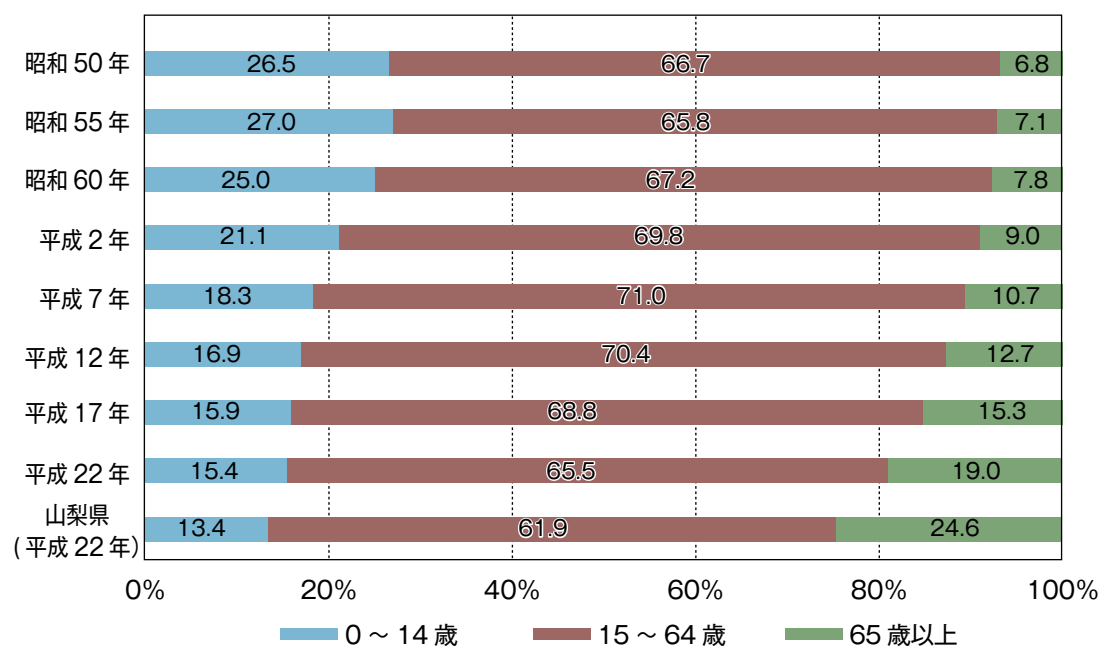


表 2.6 年齢別人口の推移

	0～14 歳		15～64 歳		65 歳以上		総数 ⁴ 人口
	人口	割合 ⁵ (%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	
昭和 50 年	9,281	26.5	23,326	66.7	2,377	6.8	34,986
昭和 55 年	12,220	27.0	29,816	65.8	3,230	7.1	45,337
昭和 60 年	13,554	25.0	36,487	67.2	4,247	7.8	54,291
平成 2 年	12,841	21.1	42,392	69.8	5,496	9.0	60,765
平成 7 年	12,188	18.3	47,302	71.0	7,131	10.7	66,628
平成 12 年	12,092	16.9	50,502	70.4	9,087	12.7	71,706
平成 17 年	11,799	15.9	50,933	68.8	11,327	15.3	74,062
平成 22 年	11,346	15.4	48,157	65.5	13,986	19.0	73,489
山梨県 (平成 22 年)	115,337	13.4	531,455	61.9	211,581	24.6	858,373

出典：国勢調査

⁴ 年齢不詳を除く総数。

⁵ 四捨五入の関係から人口割合の合計が 100%にならない場合がある。

3 世帯数

図 2.7、表 2.7 に世帯数及び 1 世帯あたりの人員を示します。昭和 50 年以降の推移では、世帯数は増加傾向にあり、平成 22 年には 28,207 世帯と、昭和 50 年の約 3 倍になっています。一方、1 世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成 22 年には 2.62 人となっています。

図 2.7 世帯数・1 世帯あたり人員の推移

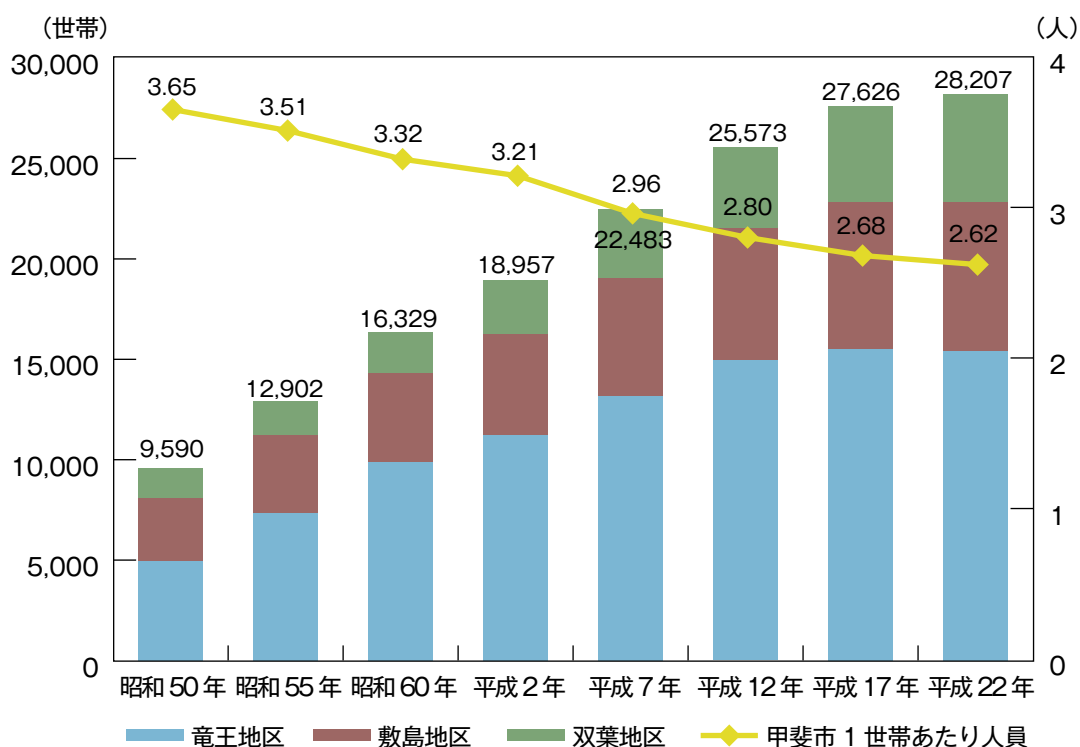


表 2.7 世帯数・1 世帯あたり人員の推移

	竜王地区		敷島地区		双葉地区		甲斐市	
	世帯数	人口 / 世帯数	世帯数	人口 / 世帯数	世帯数	人口 / 世帯数	世帯数	人口 / 世帯数
昭和 50 年	4,941	3.54	3,155	3.68	1,494	3.94	9,590	3.65
昭和 55 年	7,341	3.41	3,871	3.52	1,690	3.97	12,902	3.51
昭和 60 年	9,900	3.18	4,414	3.43	2,015	3.79	16,329	3.32
平成 2 年	11,236	3.09	5,007	3.30	2,714	3.50	18,957	3.21
平成 7 年	13,165	2.86	5,868	3.02	3,450	3.25	22,483	2.96
平成 12 年	14,941	2.71	6,597	2.81	4,035	3.12	25,573	2.80
平成 17 年	15,526	2.61	7,295	2.65	4,805	2.95	27,626	2.68
平成 22 年	15,433	2.56	7,405	2.57	5,369	2.83	28,207	2.62

出典：国勢調査

第6節 産業

1 就業構造

図 2.8 に産業別就業人口割合の推移、表 2.8 に産業別就業人口・就業人口割合の推移を示します。産業別人口割合の推移をみると、第1次産業⁶が減少傾向、第3次産業⁷が増加傾向にあり、第2次産業⁸には大きな変化は見られません。

就業人口の総数は昭和50年の17,373人から、平成17年には37,081人に増加しています。最も増加したのは第3次産業就業者数で、7,847人から23,304人となっており、就業者数の多い順から卸売・小売業、サービス業、医療・福祉となっています。

図 2.8 産業別就業人口割合の推移

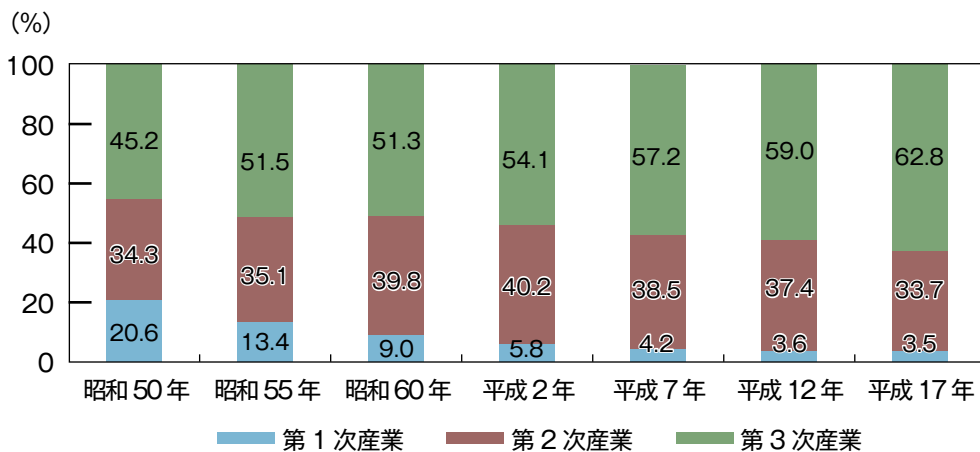


表 2.8 産業別就業人口・就業人口割合の推移

	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数 ⁹ (人)
	就業人口	割合 (%)	就業人口	割合 (%)	就業人口	割合 (%)	
昭和50年	3,571	20.6	5,955	34.3	7,847	45.2	17,373
昭和55年	2,896	13.4	7,577	35.1	11,122	51.5	21,595
昭和60年	2,350	9.0	10,419	39.8	13,437	51.3	26,206
平成2年	1,749	5.8	12,141	40.2	16,343	54.1	30,233
平成7年	1,479	4.2	13,470	38.5	20,008	57.2	34,957
平成12年	1,340	3.6	13,906	37.4	21,981	59.0	37,227
平成17年	1,291	3.5	12,486	33.7	23,304	62.8	37,081

出典：国勢調査

⁶ 第1次産業：農業、林業、漁業が該当する（出典：総務省ホームページ）。

⁷ 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療、福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）が該当する（出典：総務省ホームページ）。

⁸ 第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業が該当する（出典：総務省ホームページ）。

⁹ 分類不能の産業を除く総数

2 農業

図 2.9 に農業産出額¹⁰の推移、図 2.10 に平成 18 年の農業産出額の内訳を示します。平成元年以降の推移では、農業産出額は減少を続けており、平成 18 年には 19 億 4 千万円となっています。農業産出額の内訳としては、約 4 割を果実、次いで約 2 割を畜産、米が占めています。

図 2.9 農業産出額の推移

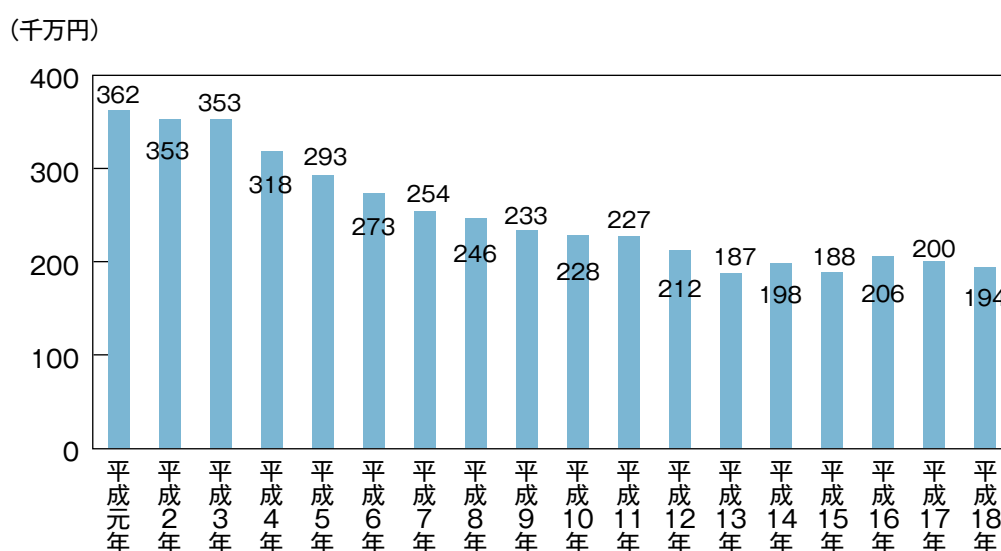
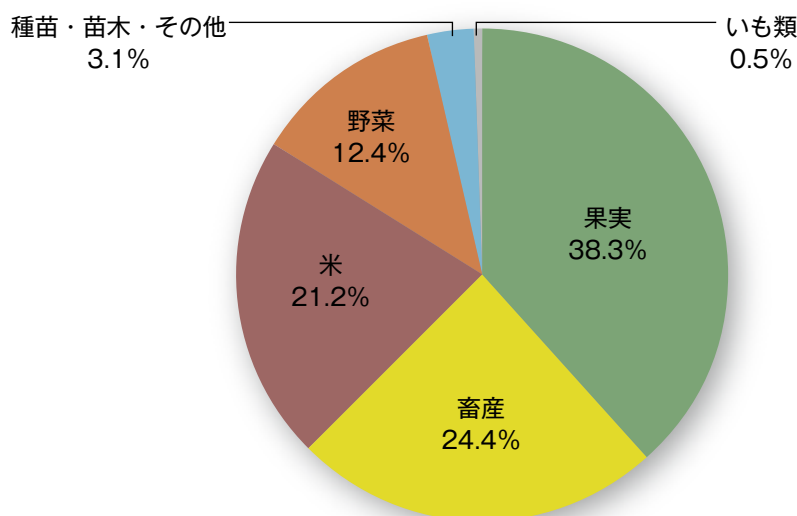


図 2.10 農業産出額の内訳 (平成 18 年度)



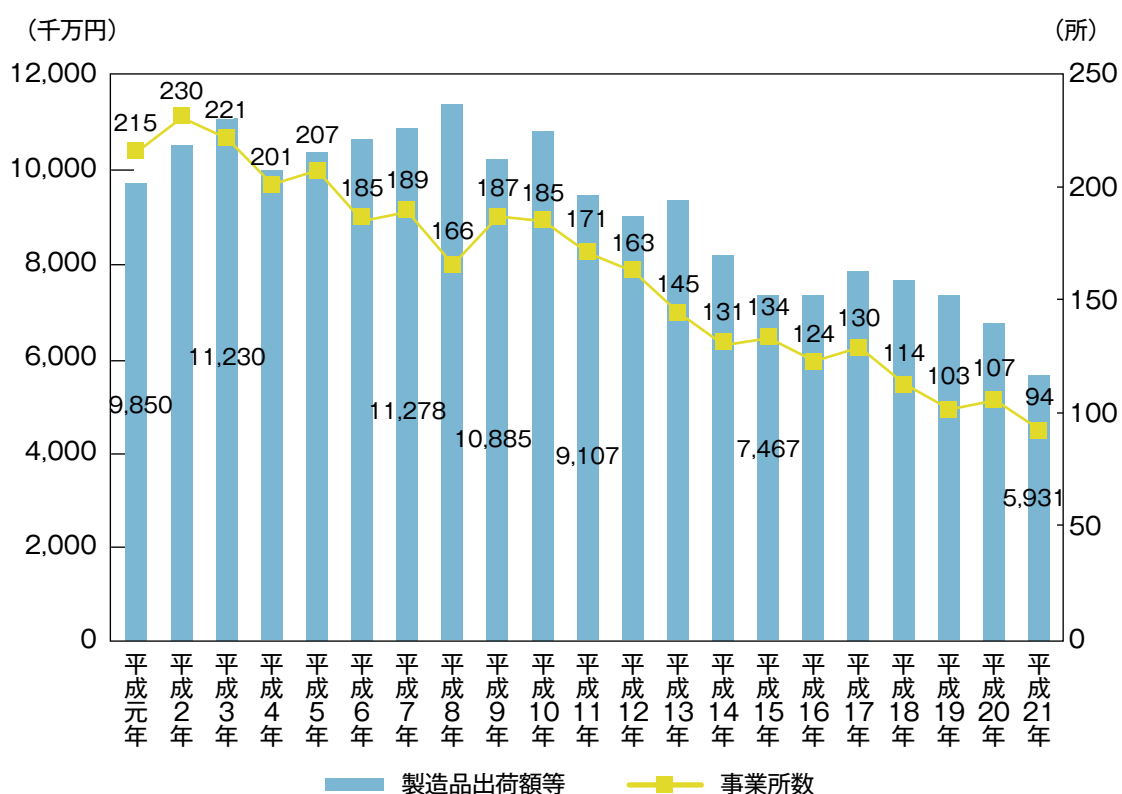
出典：平成 18 年度生産農業所得統計

¹⁰ 農業産出額：その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産数量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。ただし、品目別生産数量は収穫量から再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量であり、品目別農家庭先販売価格は、農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金を加味した価格である

3 工業

図 2.11 に製造品出荷額等¹¹と事業所数¹²の推移を示します。平成元年以降の推移では、製造品出荷額等は平成 7 年を境に減少しており、平成 21 年には約 593 億円となっています。同様に、事業所数は平成 2 年を境に減少し、平成 21 年には 94 事業所となっています。

図 2.11 製造品出荷額等・事業所数の推移



出典：工業統計調査

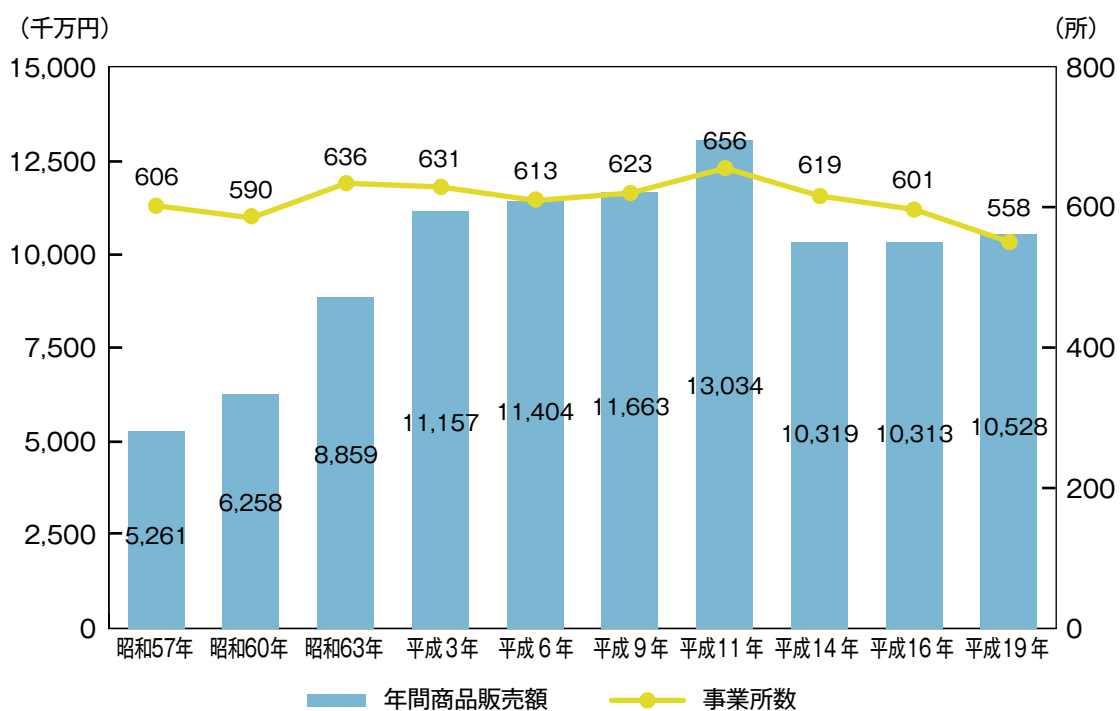
¹¹ 製造品出荷額等：出荷額及びその他の収入＝冷蔵保管料、広告料などに加工賃収入及び修理料収入額を加えたものをいう。

¹² 従業者 4 人以上の製造事業所の事業所数

4 商業

図 2.12 に年間商品販売額と事業所数の推移を示します。昭和 57 年以降の推移では、年間商品販売額は平成 11 年を境に減少し、平成 19 年には約 1,100 億円となっています。同様に、事業所数も平成 11 年を境に減少傾向にあり、平成 19 年には 558 事業所となっています。

図 2.12 年間商品販売額・事業所数の推移



出典：商業統計調査



第3章 環境の状況

○第1節	生活環境	26
○第2節	自然環境	53

第 1 節 生活環境

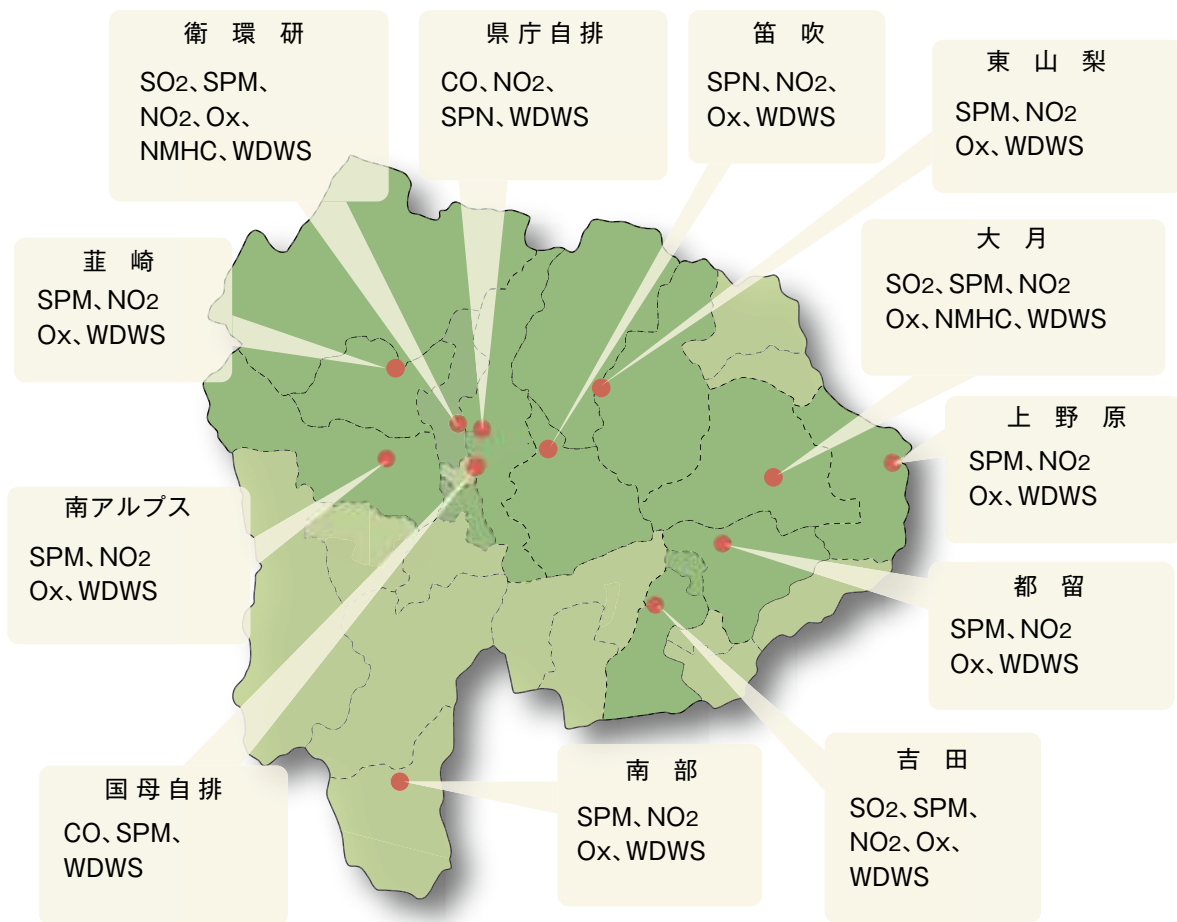
1 大気

(1) 山梨県の大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局¹³10 地点と自動車排ガス測定局¹⁴2 地点で大気汚染の常時監視を行っています（放射線量測定局は 1 地点）。

大気測定地点¹⁵ 及び測定項目を図 3.1 に、平成 22 年度の調査結果を表 3.1 に示します。

図 3.1 大気測定地点及び測定項目



測定局の設置場所及び測定項目

備考) SO₂: 二酸化いおう、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、
NO₂: 二酸化窒素、O_x: 光化学オキシダント、
NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

出典: やまなしの環境 (平成 22 年度版)

※衛環研は衛生環境研究所、自排は自動車排出ガス測定局の略。

¹³ 一般環境大気測定局: 住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

¹⁴ 自動車排ガス測定局: 交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置された測定局。

¹⁵ 大気測定地点: 衛公研は、現在の山梨県衛生環境研究所

我が国では、国民の健康を保護する目的から、環境基本法¹⁶に基づき、大気汚染に係る環境基準¹⁷を定めています。

本県の大気汚染の状況は、昭和55年ごろをピークに改善されつつあり、二酸化いおう¹⁸、一酸化炭素¹⁹、浮遊粒子状物質²⁰、二酸化窒素²¹の4項目については、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

一方、本県の大気汚染として問題になっている光化学オキシダント²²は、全ての地点で環境基準は未達成となっています。これは全国的な傾向で、特に本県の上野原・大月地域は、東京都や神奈川県からの汚染空気の流入、峡南・峡中地域は、静岡県から富士川に沿って北上する汚染空気の流入が原因とされています。

表 3.1 大気汚染に係る環境基準項目と山梨県の環境基準達成状況

環境基準項目	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
測定局数	3	2	12	11	10
測定局	衛環研、大月吉田	県庁、国母	図 3.1 の 12 局	図 3.1 の 11 局 (国母除く)	図 3.1 の 10 局 (国母、県庁除く)
環境基準達成状況	3/3	2/2	12/12	11/11	0/10

出典：山梨県

¹⁶ 環境基本法：これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から、地球規模での環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定。

¹⁷ 環境基準：環境基本法(1993)の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。大気汚染に関しては、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントに環境基準値が設定されている。大気環境基準値は巻末の資料編参照。

¹⁸ 二酸化いおう：腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

¹⁹ 一酸化炭素：無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

²⁰ 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒径10μm以下の粒子状物質。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。

²¹ 二酸化窒素：赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

²² 光化学オキシダント：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。二酸化窒素を除く

(2) 甲斐市の大気

①大気汚染に係る環境基準項目について

本市の大気は、県の調査地点である県立中央病院北側の「山梨県衛生環境研究所」のデータと同程度と推測され、表 3.1 の同地点の数値から、大気汚染に係る環境基準項目は、環境基準値を満たしているものと考えられます。

②有害大気汚染物質について

県は、有害大気汚染物質²³のうち、環境基準が定められている「ベンゼン²⁴」、「トリクロロエチレン²⁵等の4物質」並びに、指針値が示されている「アクリロニトリル²⁶等7物質²⁷」の合計11物質について大気汚染の状況を測定しています。表 3.2 に示すとおりで、その結果は、全ての地点で環境基準を達成していました。以上から、本市の大気も有害大気汚染物質の影響はないものと推定されます。

表 3.2 有害大気汚染に係る環境基準項目と山梨県の環境基準達成状況

環境基準項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン ²⁸	ジクロロメタン ²⁹
測定局数	5	5	5	5
測定局	衛環研、大月、吉田、県庁、国母	同左	同左	同左
環境基準達成状況	5/5	5/5	5/5	5/5

出典：山梨県

²³ 有害大気汚染物質：平成8年の大気汚染防止法改正において、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加された物質。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンには基準値が定められている。低濃度でも長期暴露により、発がん性などが懸念される。有害大気環境基準値は巻末の資料編参照。

²⁴ ベンゼン：常温では無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

²⁵ トリクロロエチレン：常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。過去、ドライクリーニングのシミ抜きに使用された。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準も定められている。

²⁶ アクリロニトリル：常温では無色透明で特有の刺激臭のある液体。引火性が高い。合成繊維、合成ゴムなどの原料、溶剤、殺虫剤として使われる。

²⁷ 指針値対象7物質：アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもの。

²⁸ テトラクロロエチレン：常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準も定められている。

²⁹ ジクロロメタン：常温では無色透明の液体。揮発性があり、有機塩素系溶剤の一種。金属、機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われる。

③空間放射線量

昭和 61 年のチェルノブイリ原子力発電所の事故以後、県は昭和 62 年から国の委託事業として、山梨県衛生環境研究所において空間放射能線量調査を実施しています。

【調査内容】

モニタリングポスト（地上 17 m）により通年連続して測定を実施、空間放射線量率（ γ 線量）の変動を測定

【調査結果】

平成 22 年 1 月から平成 23 年 2 月までの測定値は、0.040 ～ 0.066 μ Sv/h

東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月 11 日）の津波による福島第一原子力発電所からの放射能漏えいに伴い、本市への放射能の影響を把握するため、市独自で平成 23 年 8 月 8 日から市役所屋上（地上 17.7 m）と市役所玄関前（地上 1 m）の空間放射線量（ γ 線量）を測定しています。その測定結果を表 3.3 に示します。

測定結果は、本市の原子力発電所事故以前のデータがないため、一概に比較することはできませんが、原子力発電所事故以前の県モニタリングポストの測定値と概ね範囲内であることから、健康に影響が出るレベルの数値ではありませんでした。

表 3.3 平成 23 年度 市役所における空間放射線量測定値（月別）

（単位： μ Sv/h）

		8月	9月	10月	11月	12月	1月
市役所玄関前 地上 1 m	最大値	0.067	0.056	0.067	0.057	0.060	0.057
	最小値	0.050	0.045	0.047	0.045	0.048	0.048
	平均値	0.053	0.052	0.052	0.051	0.053	0.053
市役所屋上 地上 17.7 m	最大値	0.064	0.058	0.064	0.058	0.062	0.054
	最小値	0.048	0.048	0.047	0.048	0.049	0.049
	平均値	0.054	0.053	0.053	0.053	0.054	0.052

2 水質

(1) 河川の水質調査結果

本市では、河川の水質調査を、以下の目的で実施しています。

- ①住民の生活環境を保全する目的：国で定める「生活環境の保全に関する環境基準³⁰」
- ②住民の健康を保護する目的：国で定める「人の健康の保護に関する環境基準³¹」
- ③家庭生活排水の河川への影響を知る目的：①と同様



³⁰ 生活環境の保全に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公用水域についての基準を設けている。利用目的(水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等)に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。環境基準値は巻末の資料編参照。

³¹ 人の健康の保護に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準である。全国一律の基準を設けている。環境基準値は巻末の資料編参照。

①生活環境の保全に関する環境基準項目について

本市内の河川における「生活環境の保全に関する環境基準」に関する主な水質調査結果を表3.4に示します。

河川についても、大気と同様に環境基本法に基づく「生活環境の保全に関する環境基準」が定められていますが、この基準を適用する河川は県が指定³²することになっています。

本市を流れる河川では、「鎌田川」だけが県の環境基準類型の指定を受けていますが、本市では、市内の河川の水質状態を評価する目的から、それぞれの河川に独自の「環境基準類型」を設定しています。

表 3.4 平成 22 年度・甲斐市河川生活環境項目の調査結果

No	河川名	BOD ³³ mg/L	COD ³⁴ mg/L	DO ³⁵ mg/L	大腸菌群数 ³⁶ MPN ³⁷ /100mL	陰イオン界面活性剤 ³⁸ mg/L	市類型
1	鎌田川上流(みゆき橋)	1.5	2.6	9.8	12,000	0.02	B
2	鎌田川下流(南っ子橋)	1.9	3.4	10.2	17,000	0.09	B
3	亀沢川上流(宮沢橋)	0.5未満	2.0	10.1	22,000	0.03	AA
4	亀沢川下流(鳥居坂橋)	0.5	2.6	10.5	6,300	0.02	AA
5	貢川上流(貢川橋)	3.7	5.9	9.0	33,000	0.31	B
6	貢川下流(長塚橋)	2.1	4.1	10.4	90,000	0.12	B
7	坊沢川上流(団子橋)	1.5	3.9	9.9	27,000	0.05	A
8	坊沢川下流(水辺公園横)	1.4	4.0	11.5	22,000	0.05	A
9	東川(東川橋)	1.8	4.6	11.4	56,000	0.13	A
10	六反川(宇津谷橋)	0.7	2.5	10.4	17,000	0.02	A
環境基準値 B類		3	—	5以上	5,000以下	—	
県内清流河川例(丹波川)		0.5	1.4	10	250	0.02	AA
県内汚濁河川例(濁川・甲府)		3.1	4.8	7.6	50,000	0.07	C
＜備考＞上記の数値は年2回(夏・冬)の平均値を示します。							

³² 類型指定：水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水域の利用状況に応じて、指定していく方式。

³³ BOD：Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

³⁴ COD：Chemical Oxygen Demand(化学的酸素要求量)の略。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

³⁵ DO：Dissolved Oxygen(溶存酸素)の略。水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る指標の1つ。

³⁶ 大腸菌群数：大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用される。

³⁷ MPN：Most Probable Number(最確数)の略。統計学的見地から導かれた、最も確からしい数値。

³⁸ 陰イオン界面活性剤：陰イオン性の親水基を持つ界面活性剤をいう。洗浄力が強く、優れた起泡性を持つため石鹸や衣料用洗剤、シャンプー等に使用される。

■調査結果

生活環境の保全に関する項目の調査結果は、貢川上流（貢川橋）、貢川下流（長塚橋）の2地点で、家庭生活排水の影響が顕著であり、有機物による汚染が観察されました。

また、東川（東川橋）も、陰イオン界面活性剤（洗剤）の濃度が比較的高いことから、生活排水の影響が見られます。

一方、その他の地点の数値は、「環境基準類型 A 類型」に相当する水質状態で、やや生活排水の影響は観察されますが、生活環境としては良好な水質状態となっています。



②人の健康の保護に関する環境基準項目について

■調査目的

本市では、住民の健康を保護する観点から、事業所等の排水による市内の河川への影響等を把握するため、市内を流れる河川7地点において、国で定める「人の健康の保護に関する環境基準」が示される26項目と市で独自に追加する4項目について水質調査を年2回(夏・冬)実施し、河川水質における有害化学物質等の有無について継続的に監視しています。

■調査地点

- 1) 鎌田川上流(みゆき橋)
- 2) 鎌田川下流(南っ子橋)
- 3) 亀沢川下流(鳥居坂橋)
- 4) 貢川下流(長塚橋)
- 5) 坊沢川下流(水辺公園横)
- 6) 東川(東川橋)
- 7) 六反川(宇津谷橋)

■調査項目

国で定める「人の健康の保護に関する環境基準」に示される26項目と、市で独自に追加した4項目の合計30項目を対象として調査しています。

■調査結果

これまでの調査では、全ての地点において有害物質は検出されず、問題ありませんでした。

※人の健康の保護に関する環境基準(26項目) 平成22年度現在

- ・カドミウム・全シアン・鉛・六価クロム・ヒ素・総水銀・アルキル水銀
- ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)・ジクロロメタン・四塩化炭素・1,2-ジクロロエタン
- ・1,1-ジクロロエタン・1,2-ジクロロエタン・1,1,1-トリクロロエタン・1,1,2-トリクロロエタン
- ・トリクロロエタン・テトラクロロエタン・1,3-ジクロロプロパン・チウラム・シマジン・チオベンカルブ・ベンゼン
- ・セリウム・ふっ素・ほう素・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※市独自項目(4項目)

- ・アルミニウム・銅・亜鉛・鉄

③甲斐市内小河川の水質調査

■調査目的

本市では、家庭生活排水の小河川への影響を把握するため、年2回(夏・冬)の水質調査を実施しています。

■調査地点

- 1) 竜王駅北貢川放流口
 - 2) 名取竜王板金横
 - 3) 富竹新田本通り甲府境
 - 4) 富竹新田4区公会堂横
 - 5) 万才東竜王幼稚園下流
 - 6) 万才正明団地入口
 - 7) 万才かおり幼稚園横
 - 8) 旧町営玉川住宅南
 - 9) 竜王中学体育館北側
 - 10) 大栄堰(貢川合流地点) ※大下条区こども遊園地横
 - 11) 一ノ堰(貢川合流地点) ※山梨トヨペット竜王店下流付近
 - 12) 二ノ堰(貢川合流地点) ※敷島学校給食センター下流付近
 - 13) 本途堰(県道交差付近) ※双葉西小学校下流
- ※2)～7)は3年ローリング(1年2ヶ所実施)

■調査項目

国で定める人の「生活環境の保全に関する環境基準」等が示される、BOD、大腸菌群数等8項目を対象として調査しています。

■調査結果

本市の小河川の調査結果を、表3.5に示します(年2回調査の平均値)。「竜王駅北貢川放流口」、「名取竜王板金横」、「富竹新田本通り甲府境」、「富竹新田4区公会堂横」、「万才かおり幼稚園横」、「大栄堰(貢川合流地点)」、「一ノ堰(貢川合流地点)」では、家庭生活排水の影響が顕著にみられ、県内で有機物汚濁が最も進んでいる甲府市を流れる濁川と、ほぼ同程度の数値となっています。

一方、「竜王中学北側」、「本途堰(県道交差付近)」等の他の河川は、環境基準類型A類型に相当する水質で、生活排水の影響は観察されるものの、良好な数値となっています。

表 3.5 平成 22 年度・甲斐市小河川生活環境項目の調査結果

No	河川名	BOD mg/L	COD mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL	陰イオン界面活 性剤 mg/L
1	竜王駅北貢川放流口	4.7	3.5	11.8	145,000	0.35
2	名取竜王板金横*	6.5	8.1	6.5	96,500	0.63
3	富竹新田本通り甲府境	6.5	5.6	8.8	41,000	0.40
4	富竹新田 4 区公会堂横*	6.5	6.6	9.5	140,000	0.21
5	万才東竜王幼稚園下流	2.8	3.6	9.9	32,000	0.09
6	万才正明団地入口*	2.7	3.6	9.7	171,500	0.17
7	万才かおり幼稚園横*	3.9	4.8	10.5	70,000	0.14
8	旧町営玉川住宅南	2.0	2.7	12.8	41,000	0.11
9	竜王中学体育館北側	1.3	1.8	11.4	1,000	0.03
10	大栄堰(貢川合流地点)	3.4	3.1	10.3	97,000	0.20
11	一ノ堰(貢川合流地点)	5.4	5.7	10.2	105,000	0.22
12	二ノ堰(貢川合流地点)	2.2	2.9	10.5	126,000	0.09
13	本途堰(県道交差付近)	1.6	2.7	11.4	23,000	0.05
環境基準値 B類		3	—	5以上	5,000以下	—
環境基準値 A類		2	—	7.5以上	1,000以下	—
県内清流河川例(丹波川)		0.5	1.4	10	250	0.02
県内汚濁河川例(濁川・甲府)		3.1	4.8	7.6	50,000	0.07

※ 2～7は3年ローリングで調査しているため、2・6は平成21年度、4・7は平成20年度のデータ

(2) 地下水の調査結果

■調査目的

平成初期に精密部品製造時の脱脂剤³⁹として使用したトリクロロエチレン等による地下水汚染化学物質が全国的な環境問題となったことから、本市においても地下水の汚染状況を把握するため、市内の井戸保有者の協力を得て調査を行い、継続的に監視しています。

■調査地点

定 点：過去において地下水の汚染が確認されたため、その周辺の井戸 7 地点を固定して監視

モニタリング①②：市内全域の汚染状況を把握するため、市内を 24 メッシュに区分し、各区分から毎年異なった調査対象井戸を 1 地点選定、①は 8 地点、② 16 地点で、①②は 3 年でローリング

調査地点数を表 3.6 に示します。

表 3.6 平成 22 年度・甲斐市地下水水質調査地点数

調査地点	竜王地区	敷島地区	双葉地区
定 点	7 地点	—	—
モニタリング①	8 地点		
モニタリング②	16 地点		

■調査項目・調査頻度

1) 定点調査－ 7 地点 (年 2 回)

地下水汚染化学物質 7 項目 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等 7 項目)

2) モニタリング①調査－ 8 地点 (年 1 回)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準⁴⁰」 26 項目

3) モニタリング②調査－ 16 地点 (年 1 回)

定点と同様な項目

■調査結果

モニタリング①②では、物質が微量に検出される井戸があるものの、基準値は超過していませんでした。また、定点 7 地点については、2 地点の井戸においてテトラクロロエチレンが基準値をやや超過していました。

³⁹ 脱脂：材料の表面に塗装する前に、塗料を弾く材料の表面の油分を取り除く表面処理をいう。

⁴⁰ 地下水の水質汚濁に係る環境基準：環境基本法 (1993) に基づき、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準 (環境基準) として、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件が 1997 年設定。人為的要因による水質悪化防止が目的。環境基準設定後の年次地下水質測定調査で、1999 年の項目見直し以降、5,000 件余の調査井戸実数のうち 6 ～ 8%程度が基準超過。環境基準値は巻末の資料編参照

3 土壌等(土壌ダイオキシン類、河川底質⁴¹、焼却灰埋立地浸出水⁴²の調査)

(1) 土壌中のダイオキシン類⁴³の調査

■調査目的

国は平成11年7月にダイオキシン類対策特別措置法⁴⁴を制定し、「ダイオキシン類の環境基準⁴⁵」を定めました。

ダイオキシン類は、一般的に廃棄物⁴⁶焼却施設から発生する可能性があることから、廃棄物焼却施設の周辺の飛散状況等を監視するため、周辺農地の土壌を採取し、土壌中にダイオキシン類が含有されているかどうか、継続的な調査を行っています。

■調査地点

- 1) 亀沢御領
- 2) 漆戸川端

■調査項目・調査頻度

ダイオキシン類(年1回)

■調査結果

土壌中のダイオキシン類含有量調査結果を表3.7に示します。調査によると土壌中に微量のダイオキシン類が検出されていますが、検出量は土壌の環境基準値1,000pg⁴⁷-TEQ⁴⁸/gの1/30～1/100程度で問題ない数値となっています。

また、ダイオキシン類の分析結果から推定すると、焼却施設から排出されるダイオキシン類の検出パターンと異なることから、農薬から由来するダイオキシン類の検出であるものと推定されます。

⁴¹ 底質：河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土、岩盤の上に流域から流入した土砂、側溝からの不溶物が堆積したものをいう。

⁴² 廃棄物処分場浸出水：廃棄物に接触することにより、廃棄物中の有害成分が溶出して汚染された雨水。

⁴³ ダイオキシン類：有機塩素系化合物の一種でポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)を略して「ダイオキシン」と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法(1999)では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義している。

⁴⁴ ダイオキシン類特別措置法：ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量(TDI)及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。

⁴⁵ ダイオキシン類環境基準：巻末の資料編参照。

⁴⁶ 廃棄物：廃棄物処理法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義されている。

⁴⁷ pg(ピコグラム)：重さの単位。1兆分の1グラムを示す。

⁴⁸ TEQ：毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)の略。ダイオキシンは塩素数の異なる異性体の混合物として環境中に存在し、異性体によって毒性が異なる。そのため、毒性の強さを加味したダイオキシン量を毒性等量として示す。

表 3.7 土壌中のダイオキシン類の調査結果

調査年度	亀沢御領	漆戸川端
平成 18 年度	20	13
平成 19 年度	31	7.3
平成 20 年度	28	4.9
平成 21 年度	16	3.5
平成 22 年度	20	4.2
土壌環境基準値	1,000 pg-TEQ/g 以下	

(2) 河川底質の有害物質の調査

■調査目的

本市で実施する河川清掃時において排出される汚泥⁴⁹の処理方法を検討するため、各地区内を流れる河川の最下流にあたる次の地点において、「産業廃棄物⁵⁰の埋め立てに関する判定基準⁵¹」に示される有害物質 24 項目について調査しています。

■調査地点

- 1) 竜王地区(鎌田川：南っ子橋)
- 2) 敷島地区(貢川：長塚橋)
- 3) 双葉地区(坊沢川：工業団地下流)

■調査結果

3 地点とも、いずれの年度も有害物質は不検出であり、問題ありませんでした。このことから本市では、一般廃棄物として汚泥を処理しています。

49 汚泥：水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものをいう。

50 産業廃棄物：事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

51 産業廃棄物の埋め立てに関する判定基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令が定められている。判定基準値は巻末の資料編参照。

52 一般廃棄物：廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

(3) 焼却灰埋立地浸出水の水質調査

■調査目的

敷島・双葉地区の一般ごみは、峡北広域行政事務組合において焼却処分を行っていますが、過去において、その焼却灰を本市の下記の2地点に埋め立て処分を行いました。

このことから、埋立地の浸出水から溶出する可能性のある「ダイオキシン類」、「人の健康の保護に関する環境基準」が示される26項目、市が独自に追加する5項目について継続的な調査を行っています。

なお、試験方法及び排出基準値は、産業廃棄物の埋め立て処分を行う時に適用される試験法及び基準値に基づき評価を行っています。

■調査地点

- 1) 敷島地区：「島上条地内」 平成3年 4,025t
- 2) 双葉地区：「菖蒲沢地内」 平成5年 4,560t

■調査項目

「ダイオキシン類」、「人の健康の保護に関する環境基準」26項目、市で独自に追加した5項目の合計32項目を年1回調査しています。

■調査結果

上記2地点におけるダイオキシン類の調査結果を表3.8に示します。ダイオキシン類の微量の検出はありましたが、2地点とも基準値以下であり、問題ありませんでした。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」に示される26項目についても同様で問題はありませんでした。なお、廃棄物の陸上埋め立てには「管理型⁵³（排水基準を管理基準とする）」、「非管理型（地下水の環境基準を管理基準とする）」の2種類があり、それぞれに管理基準値が設定されています。

表 3.8 焼却灰埋立地浸出水のダイオキシン類調査結果

項目 / 単位	調査地点	管 理 基準値	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
ダイオキシン 類全毒性等量 pg-TEQ/L	敷島地区 (管理型)	10	0.26	0.83	0.54	0.31	0.27
	双葉地区 (非管理型)	1	0.008	0.64	0.022	0.26	0.051

⁵³ 管理型：廃棄物の埋め立て処分を行う最終処分場には、遮断型、安定型、管理型の3種類がある。それぞれ、遮断型は基準を超えた有害物を含んでいる廃棄物の埋め立て、安定型は廃棄物の性質が安定している安定5品目（廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき類）の埋め立て、管理型はそれ以外の産業廃棄物と一般廃棄物の埋め立てに利用される。

4 騒音

(1) 山梨県の騒音の現状

騒音に係る環境基準⁵⁴は、環境基本法において「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいと基準」と定義されています。この環境基準を適用する地域の指定権限は、知事に委任されており、本県では現在、都市計画法⁵⁵に基づく用途地域に準じて16市町に環境基準の地域類型を当てはめています。

以前の騒音問題は、工場や事業所などを発生源としていましたが、近年では自動車騒音が問題となっています。平成11年の騒音規制法⁵⁶の改正により、本県では平成13年から自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「道路に面する地域に係る環境基準⁵⁷」の達成状況を把握するため自動車騒音の常時監視を行っています。

県の調査結果によると、騒音の面的評価⁵⁸の対象区域85区域・18,480戸の住居等のうち、昼夜間とも「環境基準値」以下であったのは、16,305戸(88.2%)となっています。

⁵⁴ 騒音に係る環境基準：生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、都道府県知事が類型指定を行う。環境基準値は巻末の資料編参照。

⁵⁵ 都市計画法：都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。1969年制定。

⁵⁶ 騒音規制法：工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

⁵⁷ 道路に面する地域に係る環境基準：騒音に係る環境基準の中でも、道路に面する地域は異なる環境基準が適用される。環境基準値は巻末の資料編参照。

⁵⁸ 面的評価：環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点において等価騒音レベル(LAeq)の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う

(2) 甲斐市の騒音の現状

本市においては、騒音の常時監視は行っていないことから、先に述べた県の調査結果(平成 22 年度)の内、本市に係るものを表 3.9 に示します。

表 3.9 甲斐市における自動車騒音の影響調査結果 (平成 22 年度の県の調査結果)

No	評価対象道路・路線名	評価対象区域	住居等の戸数	昼夜基準達成戸数	昼夜とも基準達成率
1	一般国道 20 号	昭和町西条 - 甲斐市竜王	137	99	72.3%
2	一般国道 20 号	甲斐市竜王 - 甲斐市竜王	84	84	100.0%
3	一般国道 52 号	甲斐市竜王 - 甲斐市名取	332	304	91.6%
4	主要地方道甲府南アルプス線	甲斐市万才 - 甲斐市西八幡	446	445	99.8%
5	主要地方道甲府南アルプス線	甲斐市富竹新田 - 甲斐市西八幡	174	123	70.7%
6	主要地方道甲府葦崎線	甲斐市中下条 - 甲斐市下今井	486	405	83.3%
7	主要地方道甲府葦崎線	甲斐市下今井 - 葦崎本町 1 丁目	442	415	93.6%
8	主要地方道甲斐芦安線	甲斐市竜王 - 南アルプス市六科	469	416	88.7%
9	主要地方道甲斐中央線	甲斐市中下条 - 甲斐市富竹新田	311	308	99.0%
10	主要地方道甲斐中央線	甲斐市竜王 - 甲斐市西八幡	363	363	100.0%
11	一般道敷島竜王線	甲斐市牛匂 - 甲斐市島上条	212	199	93.9%
12	一般道中下条甲府線	甲斐市中下条 - 甲斐市長塚	201	157	78.1%
合 計			3,657	3,318	90.7%

出典：山梨県

平成 22 年度の県の調査結果では、市内 12 調査区域の環境基準達成率は 90.7%と県の平均値を上回っており、概ね良好な状況でした。なお、県の平均値以下となっていた地点は、「昭和町西条－甲斐市竜王」、「甲斐市富竹新田－甲斐市西八幡」、「甲斐市中下条－甲斐市下今井」、「甲斐市中下条－甲斐市長塚」の 4 区間であり、他の 8 地点は平均値以上でした。

5 公害苦情

■調査結果

市民から寄せられた過去5ヶ年の公害苦情は、表3.10のとおりです。過去5ヶ年の傾向として、苦情件数は毎年減少傾向となっています。(5ヶ年で30%の減少)

なお、本市では苦情内容を典型的な公害として5項目に分類していますが、野焼きによる大気汚染に関する苦情が最も多く約30%、次いで騒音・悪臭が6%程度で水質汚濁に関する苦情は徐々に少なくなっています。

また、近年の傾向として、工場や事業所等に起因する苦情はほとんどなく、日常生活に起因するものであり、また、上記5項目以外の「その他」の苦情の比率が高くなっている傾向にあります。「その他」は、「廃棄物の投棄」や「雑草の繁茂による害虫等の発生」など、様々な内容となっています。



表 3.10 公害苦情相談処理数一覧表

地区	年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	振動	その他	計
竜王地区	平成 18 年度	56	4	12	16	0	27	115
	平成 19 年度	51	4	8	14	0	39	116
	平成 20 年度	35	4	6	3	0	25	73
	平成 21 年度	35	2	12	14	0	30	93
	平成 22 年度	31	3	4	8	0	35	81
敷島地区	平成 18 年度	22	2	3	12	0	70	109
	平成 19 年度	11	2	3	10	0	69	95
	平成 20 年度	9	0	4	7	0	58	78
	平成 21 年度	10	0	0	4	0	50	64
	平成 22 年度	9	0	4	2	0	38	53
双葉地区	平成 18 年度	33	2	4	1	0	26	66
	平成 19 年度	26	2	6	3	0	47	84
	平成 20 年度	17	0	2	2	0	46	67
	平成 21 年度	23	2	1	2	0	31	59
	平成 22 年度	20	0	4	1	0	42	67
合 計	平成 18 年度	111	8	19	29	0	123	290
	平成 19 年度	88	8	17	27	0	155	295
	平成 20 年度	61	4	12	12	0	129	218
	平成 21 年度	68	4	13	20	0	111	216
	平成 22 年度	60	3	12	11	0	115	201
大気汚染 … 焼却（野焼き）によるばい煙など 水質汚濁 … 水路への油流出、水路の濁り、魚等の死亡など 騒 音 … 操業場の騒音、楽器などの生活音、犬の鳴き声、夜間の営業音、農業用爆音機など 悪 臭 … 浄化槽の臭い、水路の悪臭、農地（堆肥）の臭いなど そ の 他 … 廃棄物投棄、雑草の繁茂による害虫等の発生など								

6 廃棄物

本市では、生活系ごみの一層の適正処理と減量化を進めるため、平成20年3月に「甲斐市一般廃棄物処理基本計画⁵⁹」を策定しました。以下にその概要を示します。

6-1 ごみ処理について

(1) ごみ処理体制の概要

本市は、中央市・南アルプス市・昭和町・市川三郷町・富士川町の3市3町で構成される中巨摩地区広域事務組合と、北杜市、韮崎市、甲斐市の3市により構成される峡北広域行政事務組合に属しており、本市から排出される廃棄物の処理・処分は、この両組合で行っています。図3.2にごみ処理体制の概要を示します。



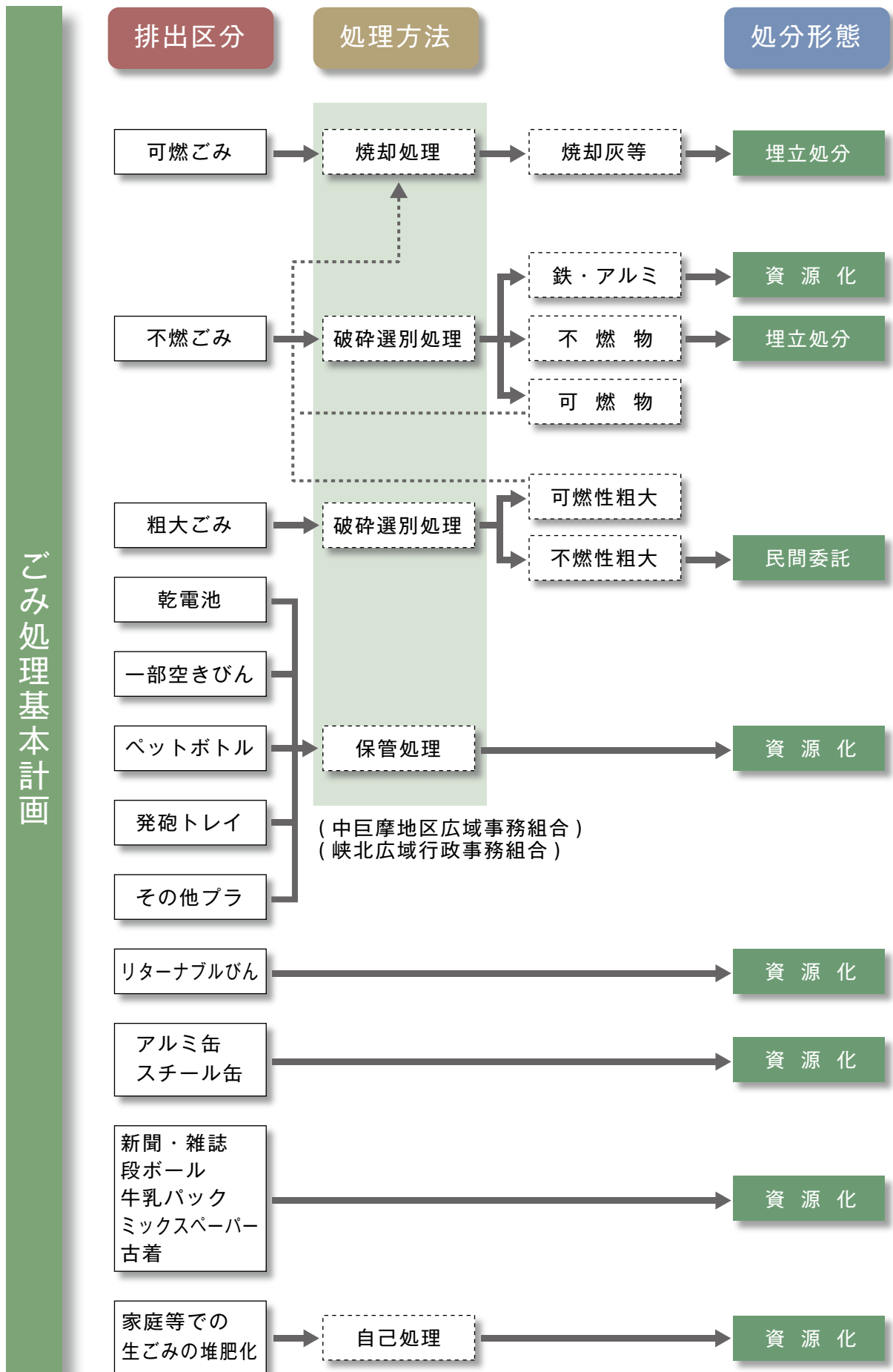
中巨摩地区広域事務組合



峡北広域行政事務組合

⁵⁹ 一般廃棄物処理基本計画：市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量および処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類および分別の区分、適正な処理およびこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

図 3.2 ごみ処理体制の概要



(2) ごみ排出量の状況

①ごみ排出量

本市におけるごみの排出量を表 3.11 に示します。平成 18 年度をピークに、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、それぞれ減少傾向にあり、本市の平成 22 年度のごみ排出量は 16,831.5 t となっております。

表 3.11 ごみ排出量の推移

(単位：t)

中巨摩地区 広域事務組合	竜王地区				
	年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 18 年度	9,382.6	767.3	146.3	10,396.2
	平成 19 年度	9,106.0	739.6	213.9	10,059.5
	平成 20 年度	8,748.3	671.3	165.9	9,585.5
	平成 21 年度	8,573.0	669.1	167.4	9,409.4
	平成 22 年度	8,618.2	667.9	151.4	9,437.5
峡北広域行政事務組合	敷島地区				
	年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 18 年度	4,173.7	290.9	139.8	4,604.4
	平成 19 年度	4,121.4	269.4	129.7	4,520.5
	平成 20 年度	4,068.1	259.3	118.8	4,446.2
	平成 21 年度	3,996.7	255.3	110.1	4,362.1
	平成 22 年度	3,984.7	249.4	125.2	4,359.2
	双葉地区				
	年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 18 年度	2,829.0	234.1	1,144.2	3,177.3
	平成 19 年度	2,917.3	228.1	91.3	3,236.7
	平成 20 年度	2,922.5	220.0	82.3	3,224.7
平成 21 年度	2,907.7	212.2	73.0	3,192.9	
平成 22 年度	2,752.0	194.2	88.5	3,034.7	
合 計	甲斐市				
	年 度	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 18 年度	16,385.3	1,292.3	500.3	18,177.9
	平成 19 年度	16,144.7	1,237.1	434.9	17,816.7
	平成 20 年度	15,738.9	1,150.6	367.0	17,256.5
	平成 21 年度	15,477.4	1,136.6	350.5	16,964.5
平成 22 年度	15,354.9	1,111.5	365.1	16,831.5	

②ごみの排出原単位⁶⁰

本市のごみ量における排出原単位の推移を、表 3.12 に示します。本市のごみ排出原単位は年々減少し、平成 22 年度には、市民一人が一日あたり 619.2 g のごみを排出していることとなります。

表 3.12 ごみ排出原単位の推移

年 度	ごみ排出量 ⁶¹ (t)	総人口 ⁶² (人)	排出原単位 ⁶³ (g/人・日)
平成 18 年度	18,177.9	73,941	673.5
平成 19 年度	17,816.7	73,982	659.8
平成 20 年度	17,256.5	74,088	638.1
平成 21 年度	16,964.5	74,329	625.3
平成 22 年度	16,831.5	74,468	619.2



60 原単位：発生源から排出される単位あたりの量。

61 ごみ排出量：中巨摩地区広域事務組合及び峡北広域行政事務組合に持ち込まれたごみの合計量。

62 総人口は各年度末（3月31日現在）の住民登録人口。（外国人登録者を含む。）

63 ごみ排出原単位：ごみ排出量÷人口÷365日、一人一日あたりに排出されるごみの量(g/人・日)をいう。

(3) リサイクル率

本市のごみ排出量、リサイクル量及びリサイクル率⁶⁴の推移を図3.3及び表3.13に示します。平成18年度以降の推移では、ごみの排出量は減少傾向にあり、平成22年度には16,832 tとなっています。一方、リサイクル率に大きな変動は見られず、平成18年度以降、16%前後を推移しています。

図 3.3 ごみ排出量及びリサイクル率の推移

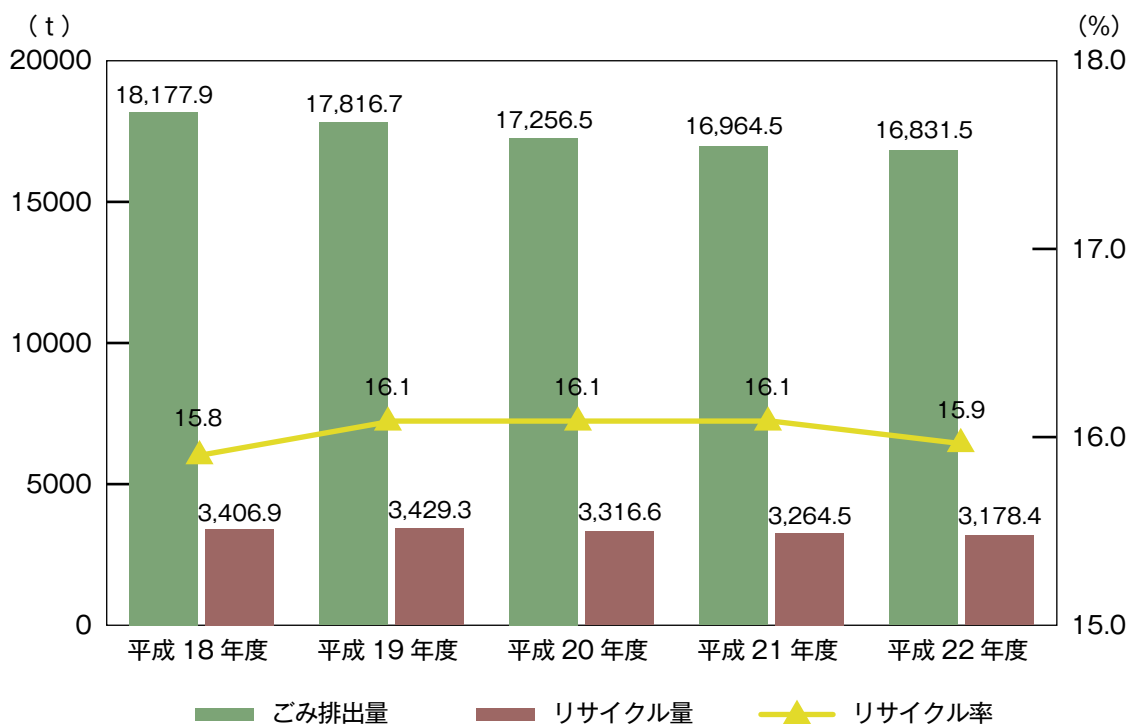


表 3.13 ごみ排出量及びリサイクル率の推移

年 度	ごみ排出量 (t)	リサイクル量 (t)	合計 (t)	リサイクル率 (%)
平成 18 年度	18,177.9	3,406.9	21,584.8	15.8
平成 19 年度	17,816.7	3,429.3	21,246.0	16.1
平成 20 年度	17,256.5	3,316.6	20,573.1	16.1
平成 21 年度	16,964.5	3,264.5	20,229.0	16.1
平成 22 年度	16,831.5	3,178.4	20,009.9	15.9

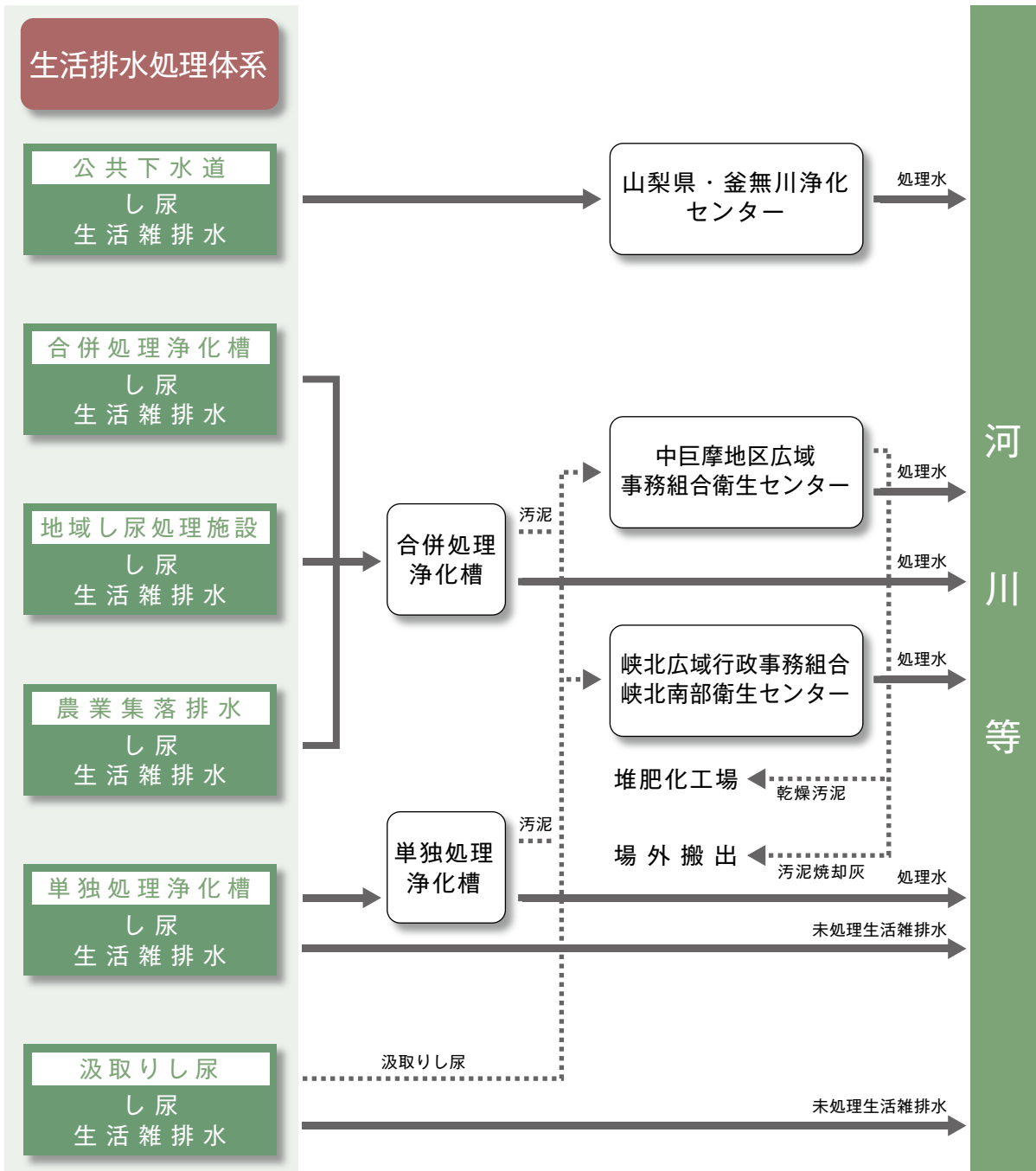
⁶⁴ リサイクル率：リサイクル量 ÷ (ごみ排出量 + リサイクル量) × 100、ごみ排出量とリサイクル量の合計のうちリサイクル量の占める割合。

6 - 2 生活排水処理について

(1) 生活排水処理体制の概要

本市における生活排水処理体制の概要を図 3.4 に示します。

図 3.4 生活排水処理体制の概要



(2) 生活排水処理の状況

本市の生活排水クリーン処理率⁶⁵の推移を、図 3.5 及び表 3.14 に示します。公共下水道への接続と合併浄化槽の普及により生活排水クリーン処理率は毎年上昇し、平成 22 年度には、生活排水処理人口 60,538 人、クリーン処理率 82.5%となっています。

これは、山梨県全体の処理率 75.9%よりも高い数値となっています。

図 3.5 生活排水処理人口とクリーン処理率の推移

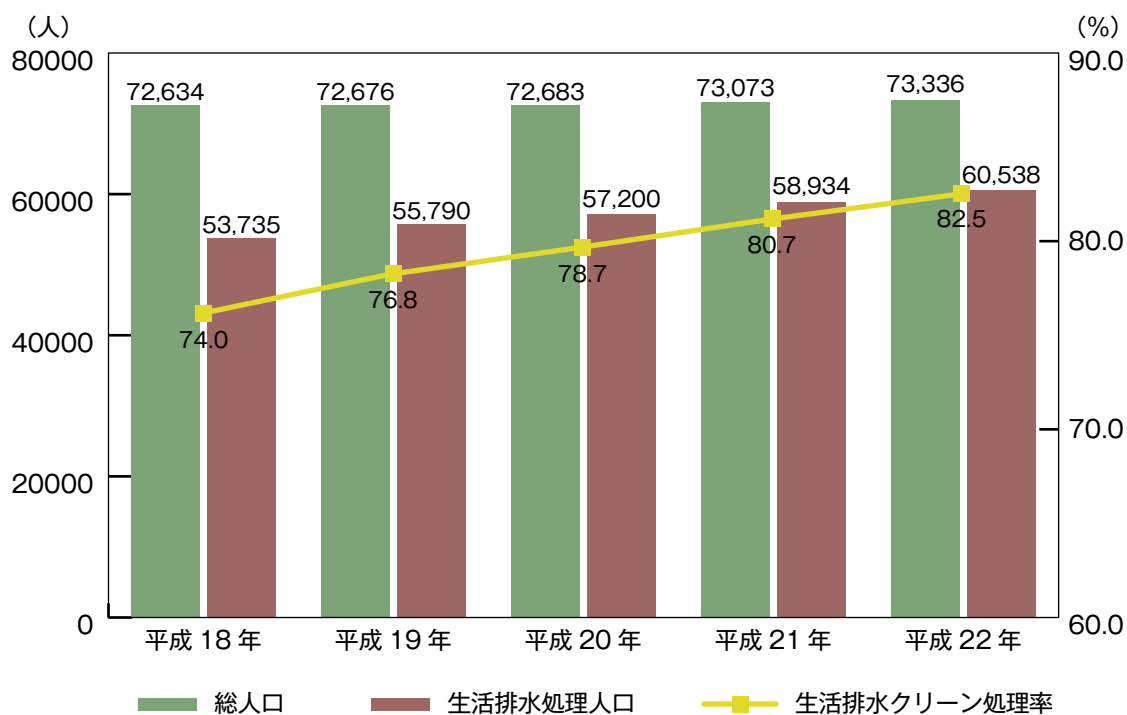


表 3.14 生活排水処理人口とクリーン処理率の推移

年 度	総人口 ⁶⁶ (人)	生活排水処理人口 (人)	生活排水クリーン処理率 (%)	
			甲斐市	山梨県
平成 18 年度	72,634	53,735	74.0	70.2
平成 19 年度	72,676	55,790	76.8	73.2
平成 20 年度	72,683	57,200	78.7	74.8
平成 21 年度	73,073	58,934	80.7	75.4
平成 22 年度	73,336	60,538	82.5	75.9

出典：山梨県

⁶⁵ 生活排水クリーン処理率：総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設をいう。

⁶⁶ 総人口：住基ネットを利用して山梨県が公表する人口数

6-3 不法投棄の状況

本市における平成 19 年度までの過去 4 年間の不法投棄の状況を表 3.15 に示します。

不法投棄の全体件数の推移は、平成 21 年度まで減少傾向にあったものの、平成 22 年度は急増しています。特に、家電製品エコポイント制度や電波のデジタル化などの国の施策の影響もあり、テレビの不法投棄が増加しています。

今後も増加することが推測されることから、不法投棄の防止は重要な課題の一つであると言えます。

表 3.15 不法投棄の推移

(単位：台、kg)

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	計
テレビ	数量	65	68	85	171	389
	重量	1,300	1,330	2,900	3,420	8,950
洗濯機	数量	10	29	12	21	72
	重量	180	590	350	420	1,540
冷蔵庫	数量	13	29	13	30	85
	重量	390	1,530	1,190	900	4,010
エアコン	数量	0	5	0	1	6
	重量	0	30	0	10	40
パソコン	数量	0	13	7	18	38
	重量	0	170	165	360	695
タイヤ	数量	174	183	167	205	729
	重量	1,920	2,550	2,195	3,075	9,740
マット ソファー	数量	78	32	42	41	193
	重量	1,972	580	870	820	4,242
自転車	数量	56	12	18	38	124
	重量	845	175	260	570	1,850
可燃物	数量	—	—	—	—	—
	重量	2,550	1,405	610	3,200	7,765
不燃物	数量	—	—	—	—	—
	重量	3,475	4,840	1,605	3,670	13,590
その他	数量	—	—	—	—	—
	重量	1,200	400	500	1,510	3,610
計	数量	396	371	344	525	1,636
	重量	13,832	13,600	10,645	17,955	56,032

第2節 自然環境

本市の自然環境についての調査結果は以下のとおりですが、今回の調査は本市の自然環境うち、植物の植生と貴重動植物の生息現況について調査を行いました。

なお、貴重動植物の調査資料として、「甲斐市緑の基本計画」及び県が作成した「山梨県のレッドデータブック⁶⁷」を参照しています。

1 植物の植生

本市は面積の約4割が森林に被われていますが、大部分が代償植生⁶⁸(人間の手が入られた)で占められており、茅ヶ岳東側斜面及び曲岳南斜面には、ブナクラス域(冷温帯域)の代償植生であるクリ・ミズナラ群落(クリやミズナラなどで構成される群落、標高が高く涼しい地域に成立する二次林:過去に伐採など人の手が入った)が見られるほか、山地から丘陵地に移行する地域では、農用林としての利用が図られてきたクヌギ・コナラ群落(クヌギやコナラなどから構成されクリ・ミズナラ群落よりも標高が低く温暖な地域に成立する二次林)が分布しています。

また、古くから人手が入ってきた尾根筋にはアカマツ植林、沢筋や比較的傾斜が緩やかな斜面にはスギ・ヒノキ植林が見られます。この他、わずかにみられる自然植生⁶⁹として、秩父多摩甲斐国立公園地域内にアカマツ群落があります。

本市の森林面積は3,152ha、本市面積の約44%を占め、森林面積順では県内で第22位となっています。

2 緑の状況(緑:農地、森林、水面、その他の自然地)

本市の行政区域における緑の面積は、4,423.2haで行政区域面積の61.5%を占めています。緑の主体は北部を中心に広がる森林で、行政区域の61.5%に達しています。また、都市計画区域⁷⁰の緑の量は、1,286.6haで、都市計画区域面積の45.1%を占めています。

なお、緑の内訳は農地が55.0%、水面が13.7%、森林が11.7%、その他の自然地が14.7%で、農地が都市の緑を支える大きな要素となっていますが、近年、農地の減少傾向が目立っています。

⁶⁷ レッドデータブック:日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。山梨県でも同様なリストを平成20年に策定している。

⁶⁸ 代償植生:さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。自然植生の対語として使われる。

⁶⁹ 自然植生:人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。

⁷⁰ 都市計画区域:市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

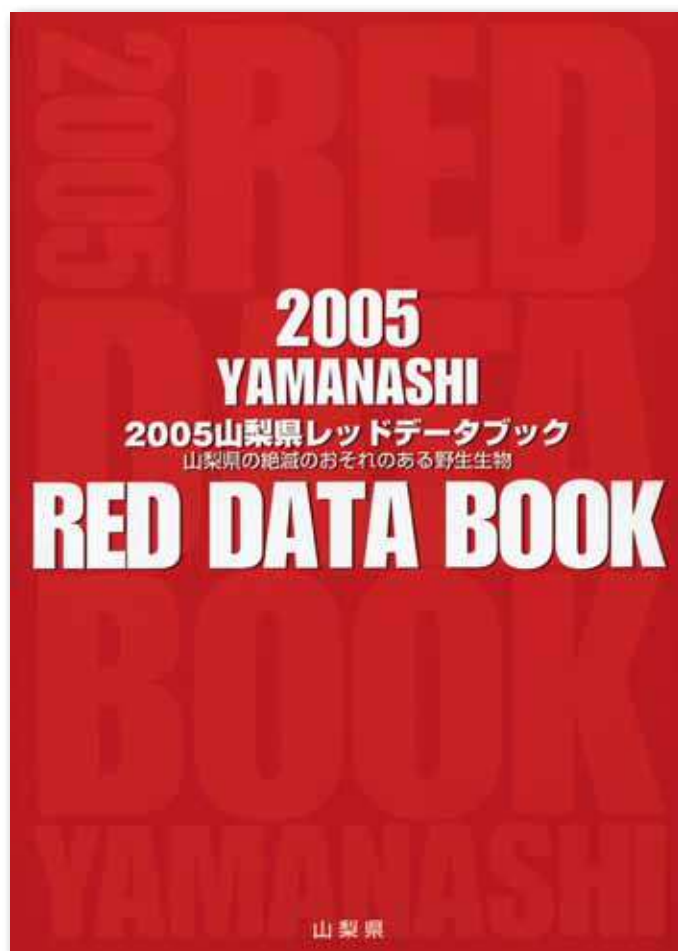
3 貴重動植物種

(1) 調査方法

野生生物の保全のためには、絶滅の恐れがある種を的確に把握し、国民への理解を広げる必要があることから、環境省ではレッドリスト(日本の絶滅の恐れがある野生生物の種のリスト)を作成し公表しています。2000年以來、数回の見直しがあり、平成19年度のデータが最新版の情報です。

哺乳類、魚類、昆虫類、貝類、植物Ⅰ及び植物Ⅱの5分類群に新たに鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物を追加し6分類群の新たなレッドリストが公表されています。

一方、本県においても2005年に「山梨版のレッドデータブック」が発刊されました。今回の調査ではこれらの情報を整理し、本市に生息すると推測される貴重動植物種の選定を行いました。



(2) 山梨県レッドデータブックカテゴリーと定義

No	カテゴリー	区分定義
1	絶滅	県内では既に絶滅したと考えられる種
2	野生絶滅	飼育栽培下でのみ存在している種
3	絶滅危惧Ⅰ類	県内において絶滅の危機に瀕している種
3-1	絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来、野生での絶滅の危険性が極めて高い種
3-2	絶滅危惧ⅠB類	上記ほどでないが、近い将来野生での絶滅の危険性が高い種
4	絶滅危惧Ⅱ類	県内において絶滅の危険性が増大している
5	準絶滅危惧	現時点での絶滅の危険性は小さいが、生息条件の変化では「絶滅危惧種」に移行する可能性の種

(3) 山梨県の主な絶滅危惧種

No	カテゴリー	植 物	動 物
1	絶滅	—	ニホンオオカミ、ウナラミジャノメ(蝶) ニホンカワウソ、アユカケ(魚)
2	野生絶滅	フジバカマ、サギソウ、トキソウ、マツバランの4種	—
3-1	絶滅危惧ⅠA類	チシマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、フジシダ等120種	ホンドノレンコウモリ、イヌワシ、ライチョウ、ヒョウモンモドキ(蝶)等8種
3-2	絶滅危惧ⅠB類	トクサ、ヒメハナワラビ、チャセンシダ、オニカナワラビ等140種	フジミズラモグラ、クマタカ、ツマグロキチョウ、クロシジミ(蝶)等17種
4	絶滅危惧Ⅱ類	アスヒカズラ、コスギラン、アマクサシダ、サジラン等107種	カグヤコウモリ、ハヤブサ、シマヘビ、イモリヒメシロチョウ等22種
5	準絶滅危惧	コモシダ、サンショウモ、ハンノキ、イヌハギ、センブリ、キキョウ等32種	ヤマコウモリ、オオタカ、フクロウ、トノサマガエル、ギフチョウ等41種

出典：2005 山梨県レッドデータブック

(4) 甲斐市における主な絶滅危惧種（推定）

表 3.16 に山梨県内に生息する絶滅危惧種数と本市に生息する絶滅危惧種数（推定）と、その名称を示します。山梨県レッドデータブックによると、山梨県全体の絶滅危惧種は動物が 88 種、植物が 399 種であり、本市に生息する絶滅危惧種（推定）は植物が 49 種になります。

※動物については県下全域での公表であり、本市に該当するか不明のため、名称については山梨県レッドデータブックを参照

表 3.16 山梨県内における絶滅危惧種の数及び名称

山梨県レッドデータブックカテゴリー ⁷¹	山梨県動物種数 ⁷²	山梨県植物種数	甲斐市植物種数（推定）	甲斐市植物種名称（推定）
絶滅	4	0	0	—
野生絶滅	0	4	0	—
絶滅危惧ⅠA類	8	120	6	デンジソウ、ピランジ、ナガミノツルキケマン、ハナハタザオ、ホソバツルリンドウ、ウチョウラン
絶滅危惧ⅠB類	17	140	14	タチヒメワラビ、マツグミ、ベニバナヤマシャクヤク、ヤワタソウ、コミヤマスマシレ、カリガネソウ、ツクバキモンソウ、タカネママコナ、ハヤザキヒョウタンボク、ミスオオバコ、ヒナスゲ、キンラン、アツモリソウ、ヤマトキシソウ
絶滅危惧Ⅱ類	22	107	15	イワオモダカ、シライヤナギ、オオピランジ、オキナグサ、ヒトツバハギ、ダイセンミツバツツジ、アオホズキ、タカアザミ、ヒメヒゴタイ、オカオグルマ、カサスゲ、カンガレイ、エビネ、ギンラン、ジガバチソウ
準絶滅危惧	41	32	14	オシャグジデンダ、サンショウモ、コンロンソウ、アオナシ、イヌハギ、ヒメスマシレサイシン、メハジキ、キキョウ、コウリンカ、オナモミ、ヤマユリ、アマナ、ウラシマソウ、ミヤマモジズリ
合計 (絶滅、野生絶滅を除く)	88	399	49	

出典：2005 山梨県レッドデータブック

⁷¹ 山梨県レッドデータブックカテゴリー：環境省レッドデータブックカテゴリーに準拠したカテゴリー。

⁷² 動物種数：山梨県全体の調査結果のみ。

第4章

意識調査結果

(抜粋)

○第1節	調査の概要	58
○第2節	市民アンケート調査結果	59
○第3節	小学生アンケート調査結果	64
○第4節	中学生アンケート調査結果	66
○第5節	事業所アンケート調査結果	68

第 1 節 調査の概要

「甲斐市環境基本計画」の策定にあたり、市民、事業者、そして将来の環境を担う小・中学生に対して、本市の環境の現状や身近な環境問題、目指す環境の将来像などについて把握し、環境の保全についての基本施策や施策の方向性等を検討する上での基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

【市民】

調査期間：平成 23 年 5 月 20 日～平成 23 年 6 月 10 日

調査対象：18 歳以上の市民

抽出方法：住民基本台帳から男女各 1,000 人を無作為抽出

調査方法：郵送による配付、回収

配布数：2,000

回収数：882(44.1%)

【小学生】

調査期間：平成 23 年 2 月 18 日～平成 23 年 3 月 4 日

調査対象：市内の小学 5 年生全員

調査方法：教育委員会を通じて各学校に配付、回収

配布数：753

回収数：731(97.1%)

【中学生】

調査期間：平成 23 年 2 月 18 日～平成 23 年 3 月 4 日

調査対象：市内の中学 2 年生全員

調査方法：教育委員会を通じて各学校に配付、回収

配布数：722

回収数：667(92.4%)

【事業所】

調査期間：平成 23 年 5 月 20 日～平成 23 年 6 月 10 日

調査対象：市内の事業所

抽出方法：業種比率の比例配分に応じた無作為抽出

調査方法：郵送による配付、回収

配布数：200

回収数：95(47.5%)

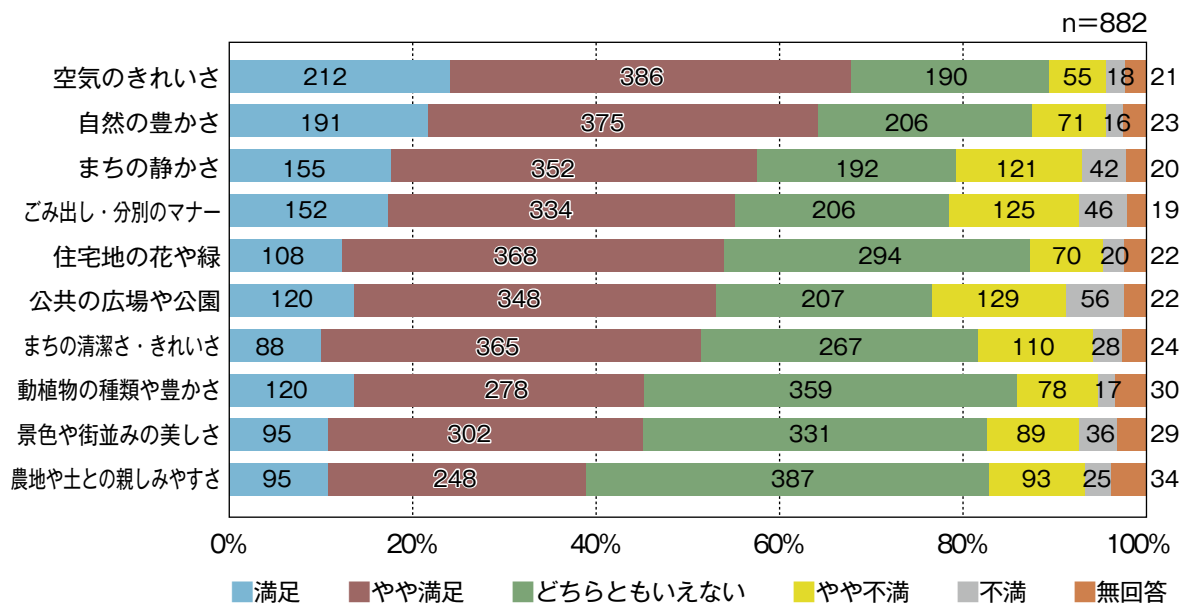
第2節 市民アンケート調査結果

1 本市環境の現状

アンケート調査の結果から、市民は現状の周辺環境について、どのように考えているのか、17項目中で満足度の高い10項目を以下のグラフに示します。

市民は、「空気のきれいさ」について、最も満足しています。次いで、「自然の豊かさ」、「まちの静かさ」となっています。

周辺環境における市民の満足度（上位10項目）



本市の環境の満足度



現状環境の維持・保全

- ① 空気のきれいさ
- ② 自然の豊かさ
- ③ まちの静かさ
- ④ ごみ出し・分別のマナー
- ⑤ 住宅地の花や緑

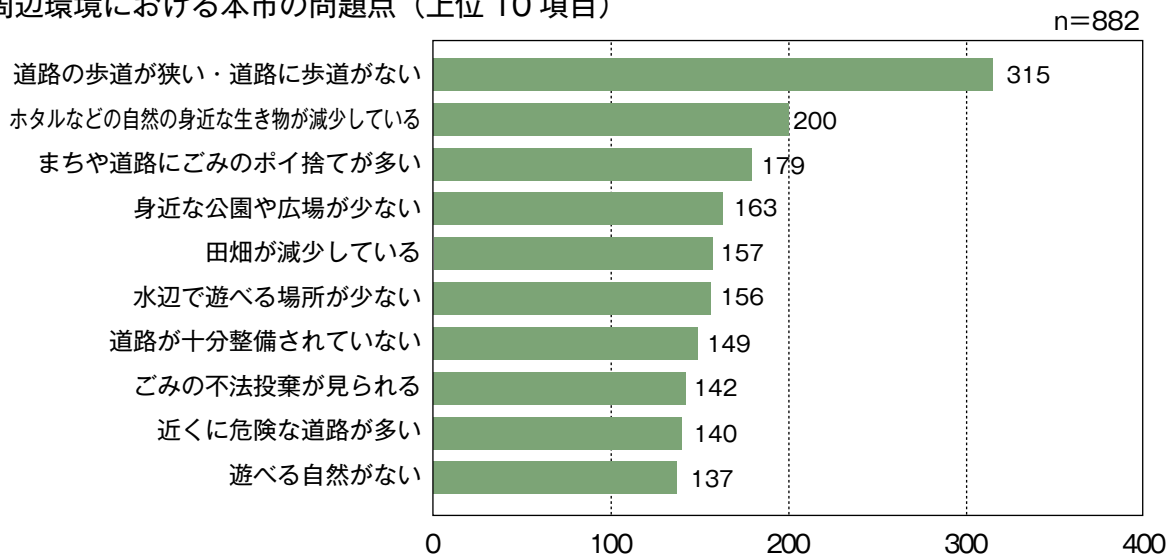
2 本市環境の問題点

アンケート調査の結果から、周辺環境における問題点について、市民はどのように考えているのか、49項目中で市民が問題だと考えている上位10項目を以下のグラフに示します。

市民は「道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い」が最も問題であると考えています。次いで、「ホテルなどの自然の身近な生き物が減少している」、「まちや道路にごみのポイ捨てが多い」を問題だと考えています。

また、問題点については地域差があり、竜王地区では「道路・歩道・交通渋滞」に関連する項目を問題だと考えている市民が多く、双葉地区では「土地の荒廃、不法投棄」を問題だと考えている市民が多くなっています。さらに、生来の市民に至っては、「土地の荒廃、不法投棄」が最も問題であると考えています。

周辺環境における本市の問題点（上位10項目）



本市の環境の問題点



現状環境の問題点の改善

- ① 道路の歩道が狭い・道路に歩道がない
- ② ホテルなど自然の身近な生き物が減少している
- ③ まちや道路にごみのポイ捨てが多い
- ④ 身近な公園や広場が少ない
- ⑤ 田畑が減少している

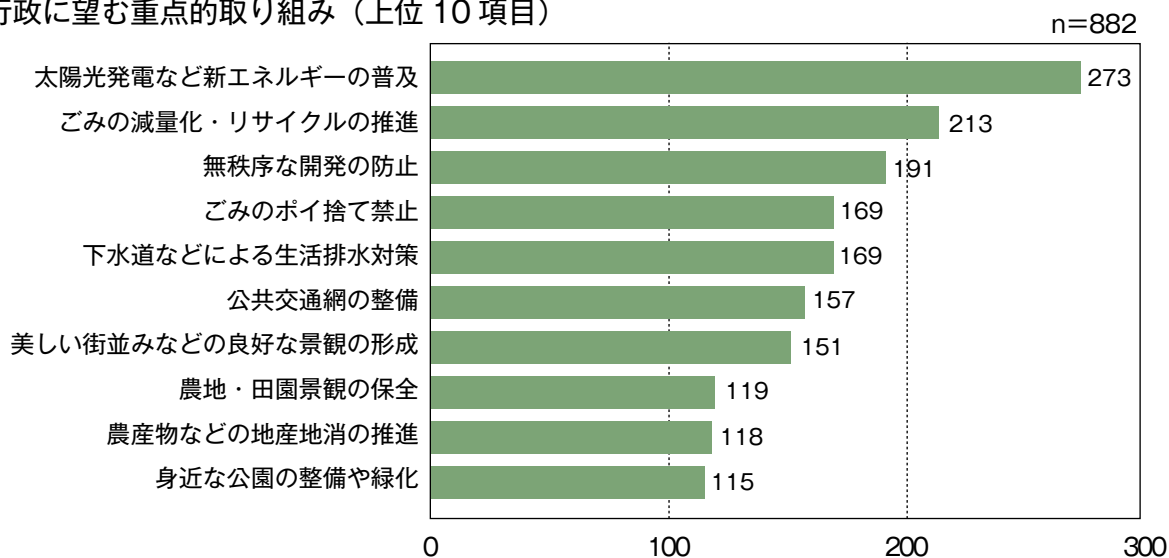
3 行政の取り組み

アンケート調査の結果から、市民は行政がどのような取り組みを重点的に行っていくべきと考えているのか、25項目中の上位10項目を以下のグラフに示します。

市民は、「太陽光発電など新エネルギーの普及」を最も重点的に行うべきだと考えています。次いで、「ごみの減量化・リサイクルの推進」、「無秩序な開発の防止」となっています。他にも、生活排水問題、農地の保全問題、緑化問題、景観問題等、行政に望む取り組みは多岐にわたっています。

また、年齢によっても行政に期待する取り組みは異なっており、70歳以上の市民は「ごみの減量化・リサイクルの推進」、「ごみのポイ捨て禁止」を「太陽光発電などの新エネルギーの普及」よりも重点的に行うべきだと考えており、20～29歳の市民も「ごみの減量化・リサイクルの推進」を最も重点的に行うべきだと考えています。

行政に望む重点的取り組み（上位10項目）



行政に期待する取り組み



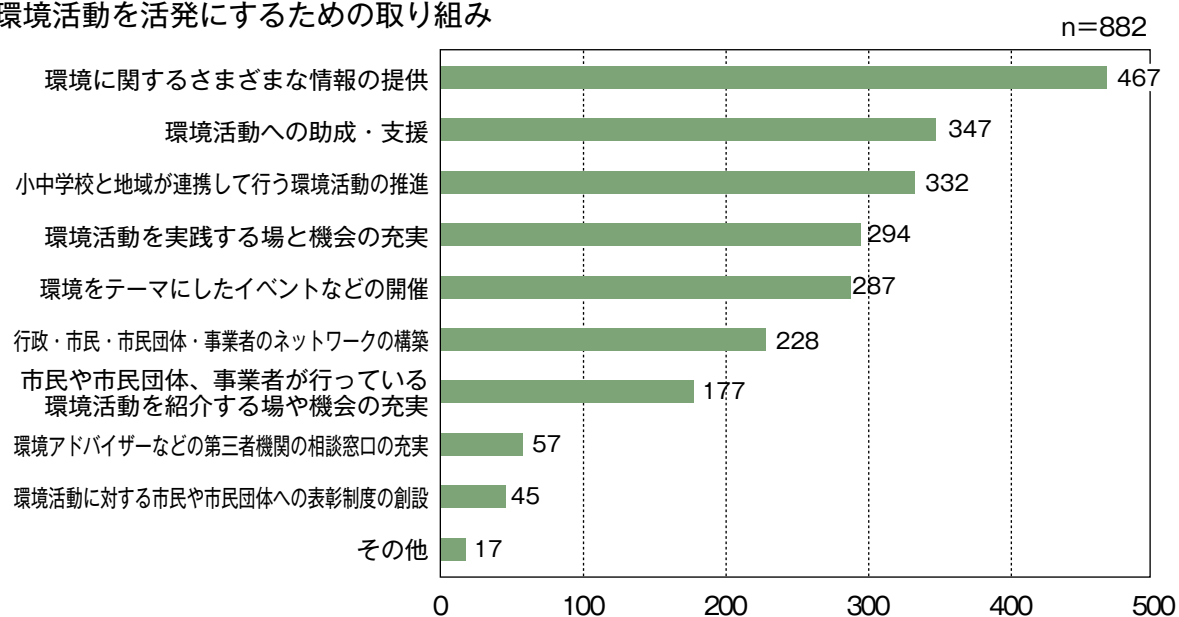
- ① 太陽光発電などの新エネルギーの普及
- ② ごみの減量化・リサイクルの推進
- ③ 無秩序な開発の防止
- ④ ごみのポイ捨て禁止
- ⑤ 生活排水対策

4 環境保全活動の推進

市民の環境活動を推進していくために、行政はどのような取り組みを行うべきなのか、アンケート調査の結果を以下のグラフに示します。

市民は、行政に対し、「環境に関するさまざまな情報の提供」を行うことが、環境活動を活発にするために必要だと考えています。次いで、「環境活動への助成・支援」、「小中学校と地域が連携して行う環境活動の推進」となっています。

環境活動を活発にするための取り組み



行政の取り組み



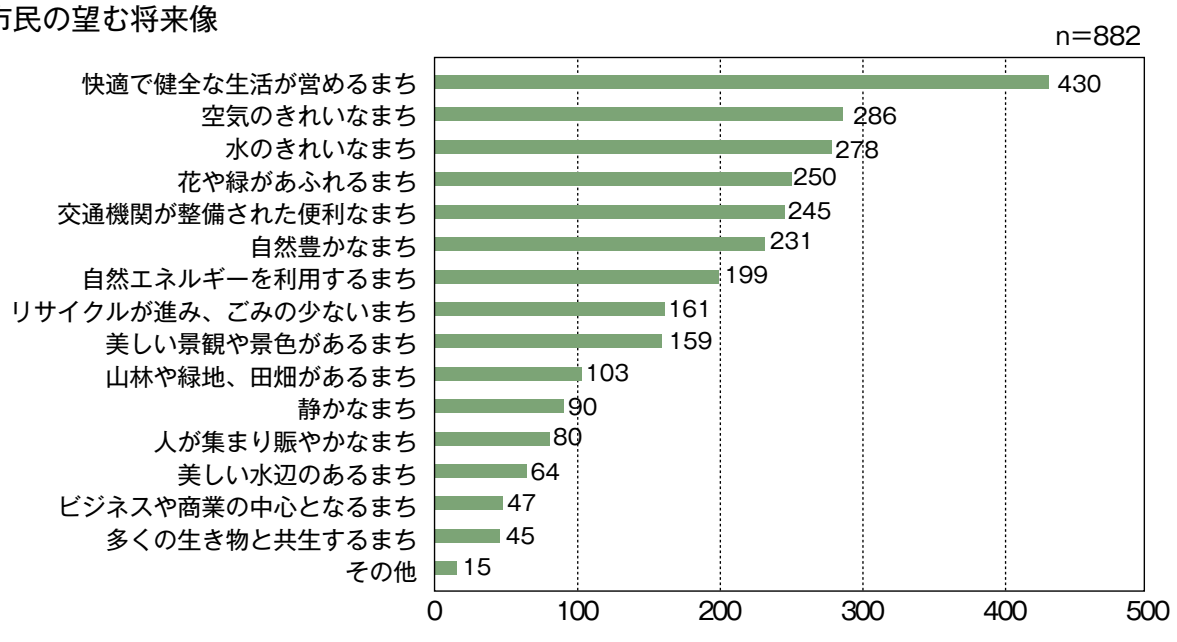
- ① 環境に関するさまざまな情報の提供
- ② 環境活動への助成・支援
- ③ 小中学校と地域が連携して行う環境活動の推進
- ④ 環境活動を実践する場と機会の充実
- ⑤ 環境をテーマにしたイベントなどの開催

5 本市の将来像

アンケート調査の結果から、市民が考えている本市の望ましい将来像を以下のグラフに示します。

市民は、「快適で健全な生活が営めるまち」が甲斐市の将来像に最もふさわしいと考えています。次いで、「空気のきれいなまち」、「水のきれいなまち」、「花や緑があふれるまち」等が、本市にふさわしい将来像であると市民は考えています。

市民の望む将来像



市民が望む将来像



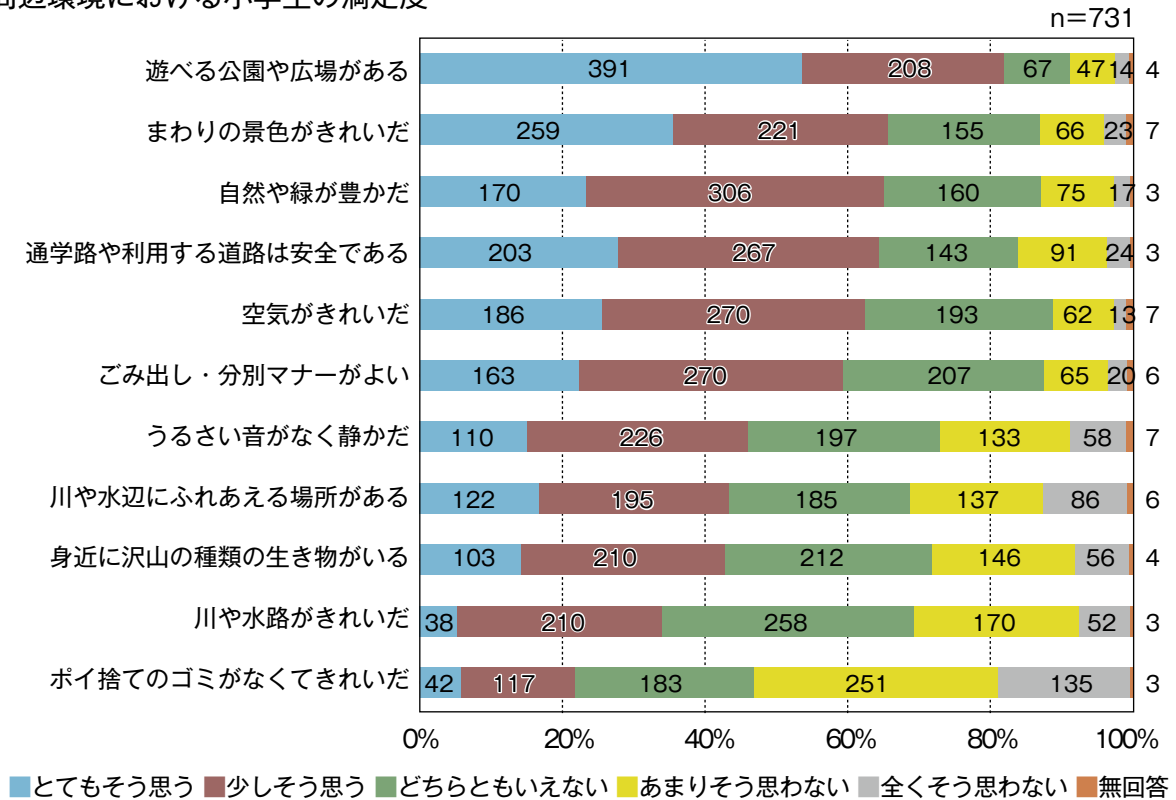
- ① 快適で健全な生活が営めるまち
- ② 空気のきれいなまち
- ③ 水のきれいなまち
- ④ 花や緑があふれるまち
- ⑤ 交通機関が整備された便利なまち
- ⑥ 自然豊かなまち
- ⑦ 自然エネルギーを利用するまち

第3節 小学生アンケート調査結果

1 本市環境の現状

小学生は、現状の周辺環境について、どのように考えているのか、以下のグラフに示します。小学生は、「遊べる広場や公園がある」にもっとも満足しており、次いで「まわりの景色がきれいだ」となっています。

周辺環境における小学生の満足度

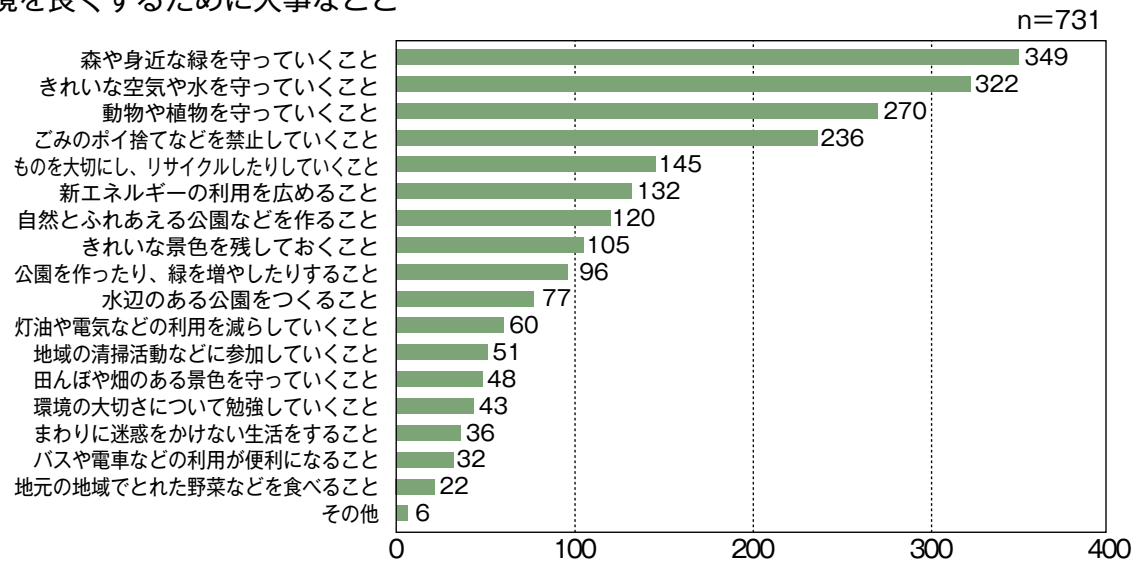


2 本市の環境を良くするために

小学生は環境を守り、良くするために何が大事であると考えているのか、以下のグラフに示します。

小学生は、「森や身近な緑を守っていくこと」が本市の環境を守り、良くするために最も大事であると考えています。次いで、「きれいな空気や水を守っていくこと」が大事だと考えています。

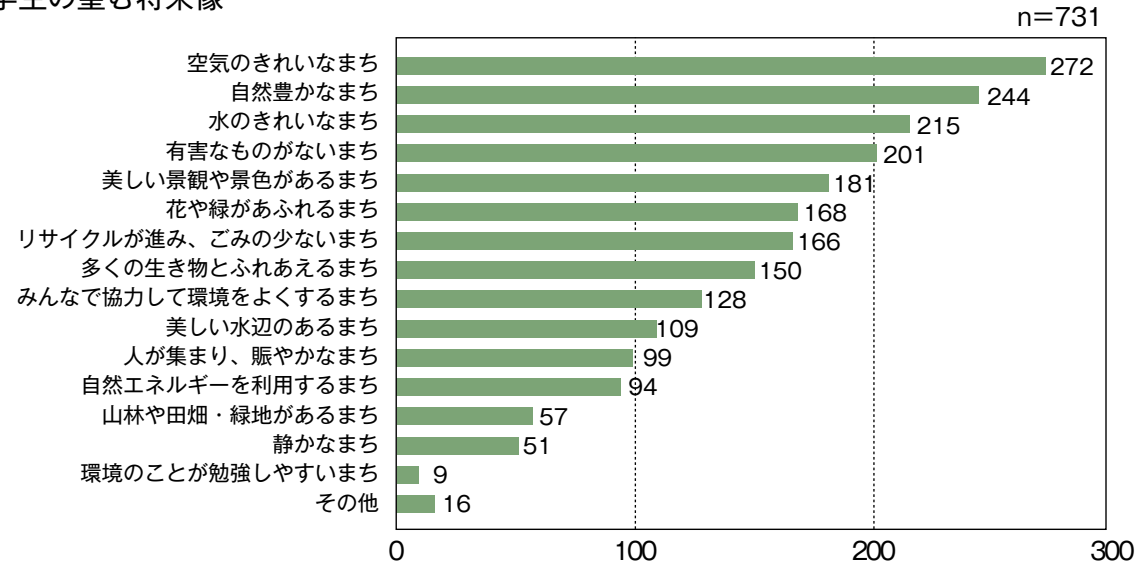
環境を良くするために大事なこと



3 本市の将来像

小学生が考えている本市の将来像を以下のグラフに示します。最も多くの小学生が考えている将来像は「空気のきれいなまち」であり、次いで「自然豊かなまち」となっています。

小学生の望む将来像

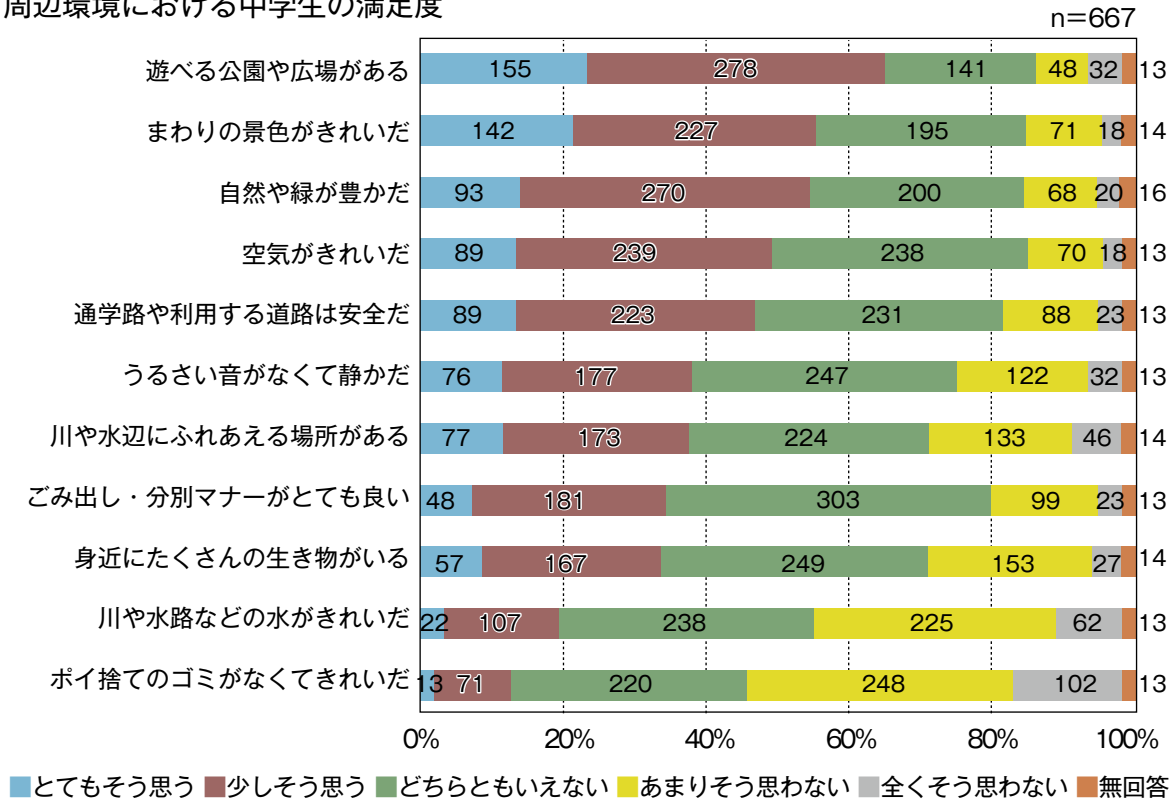


第4節 中学生アンケート調査結果

1 本市環境の現状

中学生は、現状の周辺環境について、どのように考えているのか、以下のグラフに示します。中学生も小学生と同様に、「遊べる広場や公園がある」にもっとも満足しており、次いで「まわりの景色がきれいだ」となっています。

周辺環境における中学生の満足度

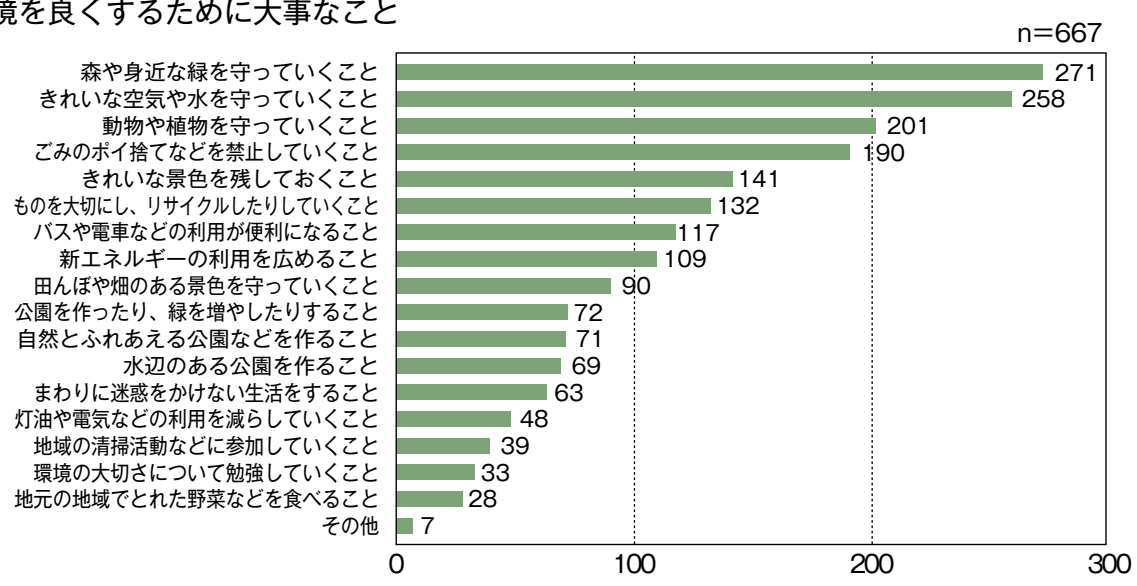


2 本市の環境を良くするために

中学生は環境を守り、良くするために何が大事であると考えているのか、以下のグラフに示します。

中学生も小学生と同様に、「森や身近な緑を守っていくこと」が本市の環境を守り、良くするために最も大事であると考えています。次いで、「きれいな空気や水を守っていくこと」が大事だと考えています。

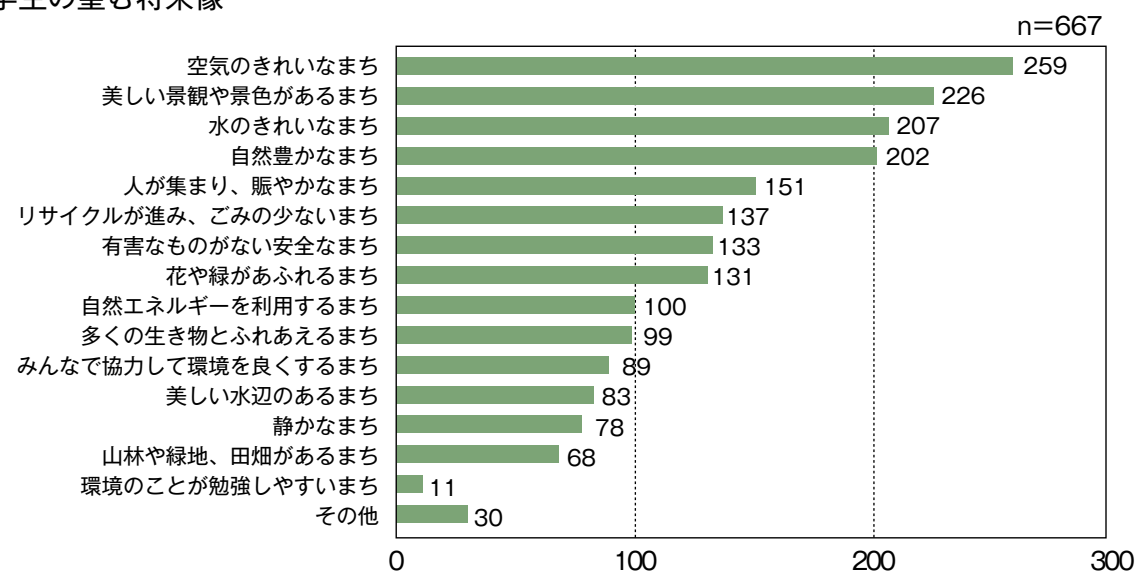
環境を良くするために大事なこと



3 本市の将来像

中学生が考えている本市の将来像を以下のグラフに示します。最も多くの中学生が考えている将来像は「空気のきれいなまち」であり、次いで「美しい景観や景色があるまち」となっています。

中学生の望む将来像

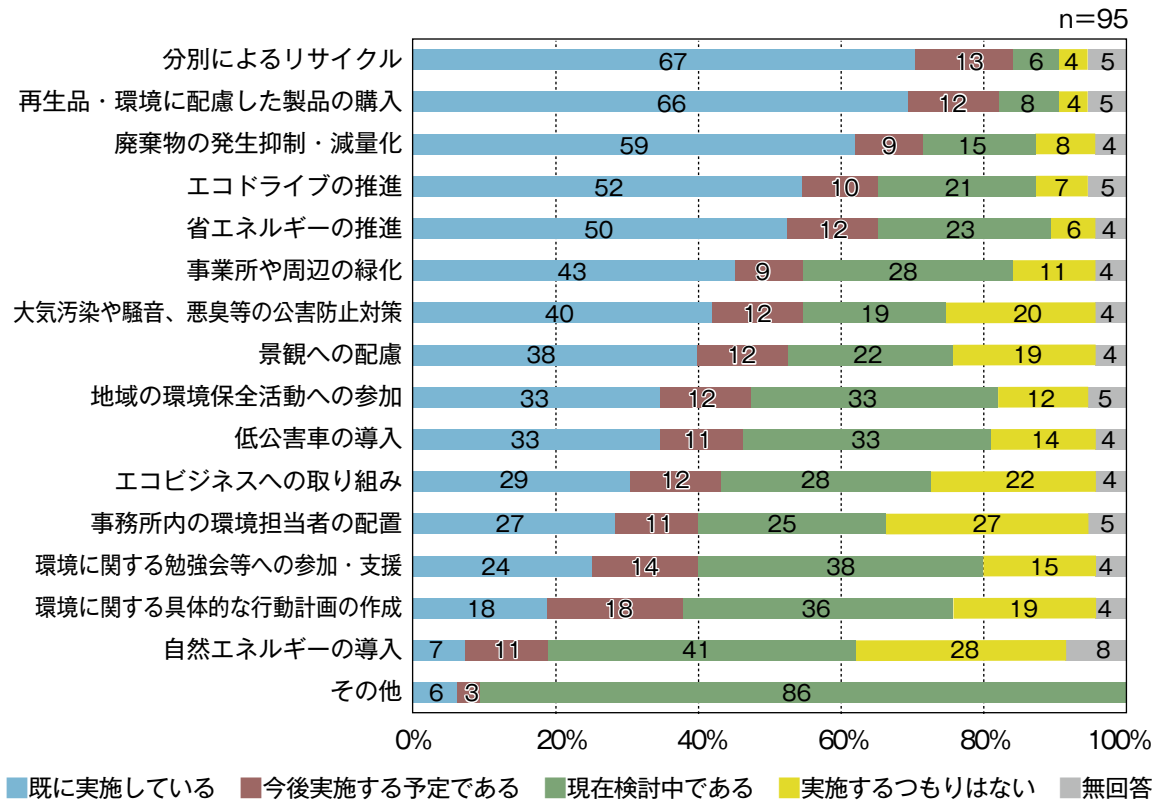


第5節 事業所アンケート調査結果

1 環境配慮活動

事業所が行っている環境配慮活動を以下のグラフに示します。最も多くの事業所が行っている活動は「分別によるリサイクル」、次いで「再生品・環境に配慮した製品の購入」であり、約7割の事業所が「既の実施している」としています。

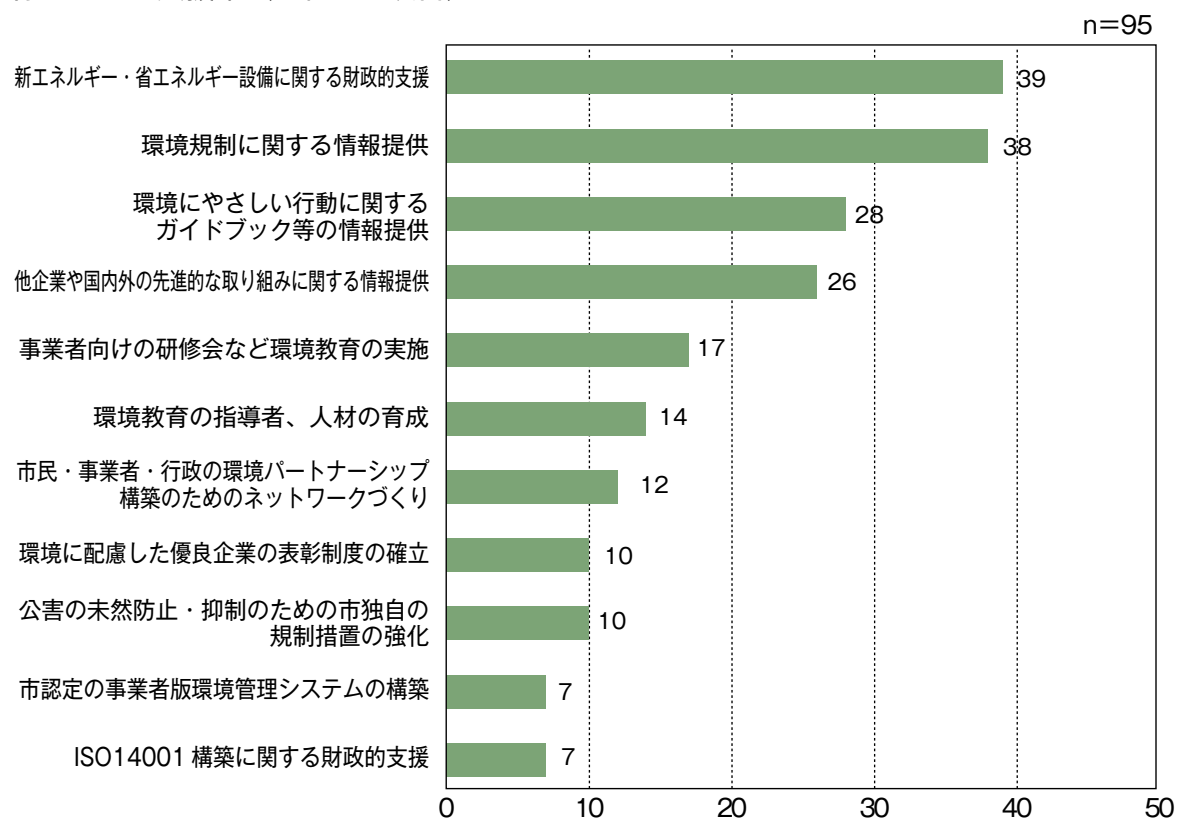
環境配慮活動について



2 行政に望む支援策

事業所が行政に望む支援策 20 項目中上位 11 項目を以下のグラフに示します。最も多くの事業所が望む支援策は「新エネルギー・省エネルギー設備に関する財政的支援」、次いで「環境規制に関する情報提供」となっています。

行政に望む支援策（上位 11 項目）

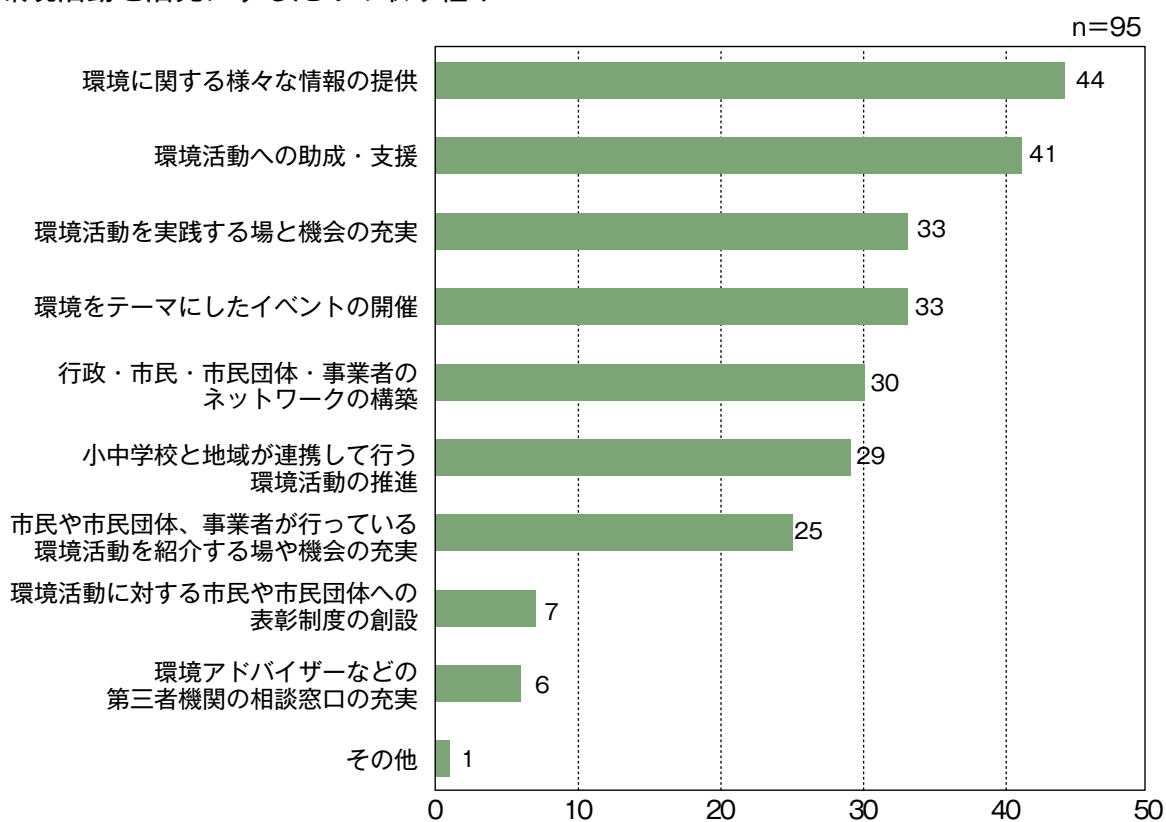


3 環境保全活動の推進

市民の環境活動を推進していくために、行政はどのような取り組みを行うべきなのか、事業所の意見を以下のグラフに示します。

事業所は、行政に対し、「環境に関するさまざまな情報の提供」を行うことが、市民の環境活動を活発にするために必要だと考えています。次いで、「環境活動への助成・支援」となっています。

環境活動を活発にするための取り組み



第5章 計画の目標

○第1節	基本理念	72
○第2節	甲斐市が目指す環境の将来像	73
○第3節	望ましい環境像	74
○第4節	施策の体系	76
○第5節	施策の展開	78

第1節 基本理念

甲斐市環境基本条例では、本市の環境の保全（良好な環境の創造を含む）に関する基本理念を以下のとおり定めています。

本計画では、この基本理念の実現に向けて取り組むものとしします。

【基本理念】

- 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。
- 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全は、自然環境に配慮し、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。
- 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。



第2節 甲斐市が目指す環境の将来像

本計画は、基本理念の実現に向けて長期的に環境の保全に取り組むため、目指す将来の環境像を描き、各主体が共有することが重要です。

このことから、市民、児童・生徒、事業所のアンケート調査の結果を反映するとともに、環境基本条例で定める基本理念や総合計画で示す将来像等との整合性を図りつつ、市が目指す環境の将来像を次のとおり定めます。

快適な環境で健全な生活があるまち

私たちのまち甲斐市は、住宅地や田園、中山間地などが混在する中で、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園、御岳昇仙峡などのすばらしい自然や景観に恵まれ、信玄堤などの歴史的文化的遺産を継承しながら、利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきました。

しかし、私たちは快適で便利な生活を求めて資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境まで影響を及ぼしています。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を守り、育み、将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。

このような認識に立ち、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な参画と協働により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現と、地球環境の保全に貢献します。

【甲斐市環境基本条例 前文より】

第3節 望ましい環境像

本市の目指す環境の将来像を実現するため、環境基本条例における基本方針を踏まえ、各環境の分野の目標となる「望ましい環境像」を設定します。

望ましい環境像 1 ～ 潤いある水と共に快適な生活環境のまち ～

市民の健康が保護され、生活環境が保全され、自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持します。

望ましい環境像 2 ～ 緑に囲まれた自然豊かなまち ～

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全します。

望ましい環境像 3 ～ 人と自然とが共生するまち ～

人と自然が豊かに触れ合うとともに、共生することができる恵み豊かな環境を確保します。

望ましい環境像 4 ～ 循環型社会づくりが進むまち ～

資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築します。

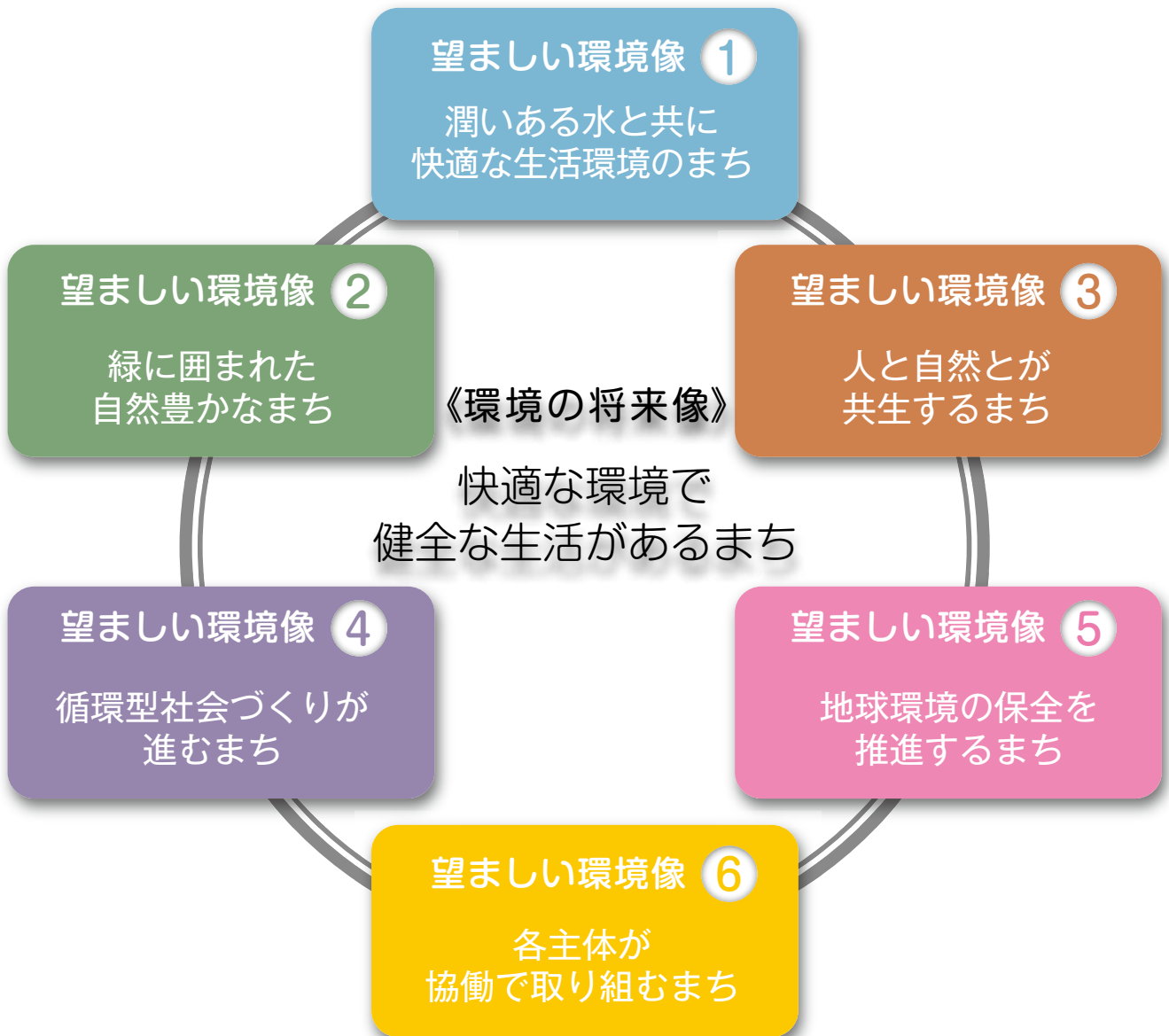
望ましい環境像 5 ～ 地球環境の保全を推進するまち ～

地球環境の保全を積極的に推進します。

望ましい環境像 6 ～ 各主体が協働で取り組むまち ～

市、市民及び事業者が環境の保全に関し、協働して取り組むことができる社会を形成します。

《将来像と望ましい環境像》



第4節 施策の体系



施策の方向性

① 河川等の水質浄化 ② 生活排水対策の推進 ③ 水質調査の実施 ④ 上水道の整備

① 公害防止対策の推進 ② 公害苦情への対応 ③ 不法投棄の監視強化

① 環境美化事業の推進 ② 環境美化推進システムの構築

① 農業基盤の整備 ② 農業の振興、担い手の育成 ③ 耕作放棄地の解消

① 森林の保全活動の推進 ② 地場産材の利活用の推進 ③ 間伐材の利用の促進

① 野生生物の保護 ② 生物多様性の啓発

① 良好な景観の保全 ② 街並み景観の整備 ③ 優良宅地の供給の促進

① 市街地緑化の推進 ② 公園整備の推進

① ごみ・し尿処理施設の検討・研究 ② ごみの発生・排出の抑制

① 環境にやさしいまちづくりの推進 ② 廃棄物の分別の徹底と有効利用

① 新エネルギーの調査・研究 ② 再生可能エネルギーの普及・促進

① 低炭素社会の構築 ② 省エネルギーの推進

① 協働のまちづくりの推進

① 環境教育・学習の充実 ② 環境情報の提供

第 5 節 施策の展開

○望ましい環境像

本市の環境の将来像「快適な環境で健全な生活があるまち」の実現に向けた 6 つの望ましい環境像ごとに展開します。

○基本施策

望ましい環境像を目指すための基本施策を示します。

(1) 現状と課題

環境の保全に関する市民等のアンケート調査の結果（第 4 章・巻末資料編）を踏まえ、本市の現状と課題を整理しています。

(2) 施策の方向性

望ましい環境像を実現するための基本的な施策の方向性を示します。

(3) 主な取り組み

施策の方向性に基づき、取り組む主な事業等を掲げ、実施します。

○各主体の役割

市民（児童・生徒を含む）、事業者、市が、それぞれの立場から望ましい環境像を目指すための環境配慮行動について示します。

○環境指標

本計画における取り組みが確実に実施され、また、目標に向けて環境が改善されている状況等を継続的に検証・評価するため、環境目標を設定します。

現況値については、環境指標の項目に総合計画後期計画策定時のアンケート調査の結果を用いていることから平成 21 年度を基本とし、直近の現況値を表せる項目については、平成 22 年度の数値としています。

また、目標年度は、社会情勢等の変化や総合計画と整合を図る点から、計画見直し年度の前年度である平成 27 年度としています。

基本施策1-1 水環境の保全

(1) 現状と課題

市内には事業所からの排水や家庭の生活排水等の影響により、一部の中小河川において汚れの度合いを示すBODなど、「環境基準」が達成できていない箇所が存在します。また、ごみの投棄や泥の堆積によって生じる流れの阻害も、汚れの原因となっています。

アンケート調査からも、市民と小学生の約3割、中学生の約4割が「川や水路、池、沼などの水のきれいさ」について不満を感じており、河川の浄化や生活排水対策等による水環境の保全が課題となっています。

また、平成23年3月現在の本市の生活排水クリーン処理率は82.5%となっており、本県の生活排水クリーン処理率75.9%を上回っていますが、現状でも生活排水の流入による河川水質への影響が考えられること、また、アンケート調査からも「生活排水によって川が汚れている」と考えている市民がいることから、さらに排水処理の改善を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

① 河川等の水質浄化

市民と市が連携し、市内の各地区において一斉河川清掃を推進し、河川内の改善や市民の意識とモラルの向上、ごみの投棄の抑制を図ります。

また、水路やため池の整備、管理を行い、水環境の改善を推進します。

② 生活排水対策の推進

河川の水質汚濁の主な原因には、日常生活による家庭からの生活排水の流入が考えられます。そのため、本市では公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水処理施設などの整備より、生活排水対策を進めます。

③ 水質検査の実施

市内の河川の水質を測定し、経年変化と生活排水による影響を把握するとともに、その結果は水環境の保全策に活用します。また、河川に住む生物の生息状況等の把握に努めます。

④ 上水道の整備

安全で安心な水の供給確保と安定的な給水に努めます。

基本施策 1 - 1 水環境の保全

(3) 主な取り組み

◆ 市民等による河川清掃の実施《環境課》

河川の浄化と水環境の改善を図るため、今後も市民等と連携して、地区一斉河川清掃を継続して実施します。

◆ 広報等による啓発《環境課》

広報等を通じて、河川水質の保全に対する市民意識の向上やモラルの向上を図り、ごみの不法投棄を抑制・防止します。

◆ 水路の整備《建設課・農林振興課》

状況に応じた水路の整備や改修を行うとともに適正な管理を行い、水辺の改善を図ります。

◆ ため池の整備・管理《農林振興課》

ため池の整備、維持管理を行い、水環境の改善と市民の憩いの場である親水空間としての機能の維持に努めます。

◆ ホタルの生息環境づくり《環境課》

市民の河川水質浄化の意識を高めるため、市民等によるホタル生息環境づくりの保全活動に協力します。

◆ 公共下水道事業の推進《下水道課》

本市における公共下水道の計画区域の総面積は 1,774.3ha で、平成 22 年度末までに 1,091ha の 61.5% が整備済みとなっています。今後も、公共下水道事業を推進するとともに、下水道の加入を促すことにより、河川の水質保全を進めます。

◆ 農業集落排水処理施設の管理《下水道課》

寺平地区の生活排水の処理を行う農業集落排水処理施設について、今後も引き続き施設の適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。

◆ 地域し尿処理施設の管理《下水道課》

地域し尿処理施設により生活排水の処理を行っている地区について、今後も引き続き施設の適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。

基本施策1-1 水環境の保全

◆ 合併浄化槽の推進《環境課》

公共下水道の計画区域外である睦沢、清川、吉沢、大久保、天狗沢（一部）、米沢、笠石、菖蒲沢、新田の9地区において、市が合併浄化槽の設置・管理を行う市町村設置型合併浄化槽整備事業を推進します。

また、浄化槽設置世帯に対し、適正な維持管理について啓発します。

◆ 公共用水域の水質検査《環境課》

市内の河川や小河川の水質を継続的に検査し、経年変化の把握と工場や生活排水による河川への影響を調査します。また、調査結果は公表するとともに、水環境の保全対策に活用します。

◆ 水生生物の生息調査の実施《環境課》

河川の水質状況と水生生物の関係を把握するため、生息状況等の調査に努め、水環境の保全意識を高めます。

◆ 安全で安定した水の供給の推進《上水道課》

本市の「水道ビジョン⁷³」に基づき、安全、安心な水を安定的に供給します。また、老朽化した水道施設については、計画的に改修・更新します。

⁷³ 甲斐市水道ビジョン:「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のこと。厚生労働省は、平成16年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成17年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成19年度に策定した。

基本施策1-2 公害の防止

(1) 現状と課題

アンケート調査では、工場、事業所における水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音、振動を問題だと感じている市民の割合は低く、また、工場、事業所の活動に起因する苦情件数も少なくなっています。

一方、本市の苦情相談には、日常生活から発生する「水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音」のほか、不法投棄や害虫の発生、空き地に繁茂する雑草等に関するものが多く寄せられています。

これらのことを踏まえ、今後も公害防止の観点から、河川、地下水等の水質調査を継続して実施し、工場等の環境影響の実態を把握しつつ、苦情相談への対応や不法投棄の監視、必要な規制や指導等を行うことが求められます。

(2) 施策の方向性

① 公害防止対策の推進

良好な生活環境を保全するため、環境測定による監視体制を強化するとともに、公害防止に関する規制基準の遵守を指導し、公害の防止に努めます。

② 公害苦情への対応

苦情相談には迅速に対応し、立ち入り調査等により原因を究明し、是正等の指導を行います。

③ 不法投棄の監視強化

関係機関と連携してパトロール等の監視体制の強化に努めるほか、不法投棄防止対策の普及・啓発に取り組みます。

基本施策1-2 公害の防止

(3) 主な取り組み

◆ 規制等の措置《環境課》

良好な生活環境を保全するため、公害防止のための必要な規制の整備について、調査・研究します。

◆ 公害防止協定の締結《環境課》

工場等に対して、公害防止に関する規制基準の遵守を指導するとともに、地域住民の健康と生活環境の保全の観点から必要と認められる場合は、公害防止協定の締結に努めます。

◆ 環境測定事業の実施《環境課》

公害や生活環境への影響等に関連する事項について環境測定を実施し、監視体制を強化します。また、測定結果に問題がある場合は、関係機関と協力して原因を究明するとともに、指導、是正等の対策を講じます。

◆ アスベスト対策への支援《建設課》

アスベスト飛散による市民の健康保護の観点から、建築物のアスベストの除去を行う事業者に対して、今後も継続して支援します。

◆ 苦情の相談窓口《環境課》

苦情相談には迅速に対応し、発生原因を調査するなかで、発生源者への改善等について指導を行います。また、法や条例に基づく指導に該当しない場合は、近隣の生活環境に配慮するための助言や、申立人と発生源者との調整を行います。

◆ 工場等への指導《環境課》

工場、事業所からの「ばい煙」、「排水」、「騒音・振動」等について、規制基準を超過している場合は立ち入り調査等を実施し、関係機関と協力するなかで、是正のための指導を行います。

◆ 空き地等への指導《環境課》

空き地の雑草や空き家について、土地等の所有者等に対して適正な管理を指導します。また、広報等により適正な管理を啓発します。

基本施策 1-2 公害の防止

◆ 放射線の測定《環境課》

福島第一原子力発電所の事故に伴う市内への影響を監視するため、空間放射線量率の測定を継続的に行うとともに、放射能関連の情報を収集し、情報の提供に努めます。

◆ ペットの適正飼育《環境課》

犬や猫等のペットの適正飼育や動物愛護のため、飼い方のマナーやルールについて普及・啓発に努めます。

◆ 不法投棄の防止《環境課》

不法投棄防止の看板を土地所有者等に提供し、不法投棄の防止を図ります。また、広報やホームページ等により、防止対策の普及・啓発を行います。

◆ 監視体制の強化《環境課》

不法投棄監視員を設置し、定期的に地域のパトロールを行うとともに、警察や住民と連携して、監視体制の強化に努めます。

基本施策1-3 環境美化活動の推進

(1) 現状と課題

本市では、自治会、NPO法人、ボランティア団体、小中学生等が環境美化活動を積極的に展開しています。

また、市民の環境問題に対する関心も非常に高く、アンケート調査では「まちや道路でのごみのポイ捨て」(9割以上が関心あり、関心度1位)、次いで「山や川へのごみ等の不法投棄」(9割以上が関心あり、関心度2位)、「地域の環境美化」(約9割が関心あり、関心度3位)となっています。

このことから、これらの有益な活動がより効率的・効果的に実施されるとともに、市民の多くが積極的に参加して活動に取り組むため、システムの構築を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

① 環境美事業の推進

自治会等が行う自主的な環境美化・清掃活動について、引き続き活動を支援するとともに、市内一斉クリーン清掃活動等の実施を検討し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。また、ポイ捨てなどのマナーの向上について、周知・啓もうします。

② 環境美化推進システムの構築

地域の公園や道路等を地域住民が美化するアダプトプログラム⁷⁴の導入について研究します。また、自治会やボランティア団体等の活動を推進するため、ネットワークづくりや表彰制度について検討します。

⁷⁴ アダプトプログラム：市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」のこと。「アダプト」とは養子縁組という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのことをいう。

基本施策 1-3 環境美化活動の推進

(3) 主な取り組み

◆ 環境美化清掃活動への支援《環境課》

自治会における河川清掃等の自主的な環境美化・清掃活動を推進するため、引き続き活動への支援を行います。また、ボランティア団体等が実施する清掃活動に対して、ごみ袋の提供等により支援します。

◆ 市内一斉クリーン清掃活動等の実施《環境課》

市民やボランティア団体等による市内一斉のごみ拾い活動、クリーン清掃活動等の実施を検討し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。

◆ マナーの向上《環境課》

公園や道路等へのごみのポイ捨てやペットのふん放置を防止するため、マナーの向上について周知・啓もうします。

◆ アダプトプログラムの推進《関係課》

アダプトプログラムの導入を研究し、地域の公園、道路、河川等を地域住民自らが美化する活動を推進します。

◆ 環境美化清掃活動のネットワーク化《環境課》

本市では、自治会、NPO法人、ボランティア団体、小中学生等により、様々な環境美化運動が展開されています。これら有益な活動が、より効率的で効果的に拡大するよう、相互のネットワークづくりに努めます。

◆ 表彰制度の創設《環境課》

環境ボランティア活動を積極的に推進する目的から、本市の環境保全に貢献した団体、事業者、市民等に対しての表彰制度の創設を検討します。

各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉河川清掃への参加 ・家庭生活排水処理方法の理解と実践 ・下水道への加入、合併浄化槽への切り替え ・浄化槽の適正な管理 ・近隣の生活環境に配慮した生活 ・環境ボランティア事業への積極的な参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業所排水処理設備の管理の徹底（基準の遵守） ・近隣の生活環境保全に配慮した事業活動 ・環境ボランティア事業への支援及び積極的な参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ・生活排水クリーン処理率の向上 ・公共下水道、合併浄化槽事業の推進 ・環境測定事業の継続と経年変化の把握 ・公害防止のための助言・指導 ・工場や事業所に対する汚染物質排出の規制、指導、監視 ・不法投棄の防止・監視 ・環境美化清掃活動への支援 ・環境美化活動の機会の提供

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度目標値
生活排水クリーン処理率	環境課	82.5%	H 22	85.3%
地域の清掃や美化活動に参加した市民の割合	環境課	76.8%	H 21	80.0%
平均BOD値が3mg/L以下の中小河川の割合	環境課	70.0%	H 22	78.0%
公害苦情の件数	環境課	201件	H 22	150件

基本施策2-1 農の緑の保全

(1) 現状と課題

本市の農業は農業産出額の多い順に、果実（ぶどう、桃、かき等）、畜産、米となっています。しかし、近年、産業構造の変化や、農業就業者の高齢化、担い手の不足等により農業人口、農業産出額は、ともに減少傾向にあります。同様に、経営耕地面積⁷⁵は減少し、耕作放棄地⁷⁶は増加傾向にあります。

農地は、農作物の生産の場であるだけでなく、人間と自然の関わり合いが作り出してきた里地里山として、多くの生物が生息するとともに、良好な景観も形成しています。

アンケート調査からも、市民の約2割が「農地の保全状況」に不満を感じており、今後も、農業振興による農地の保全を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

① 農業基盤の整備

農業の生産性向上と付加価値を高める施設の整備を促進します。また、農地の利用集積による流動化を促進するとともに、優良農地の保全を図ります。

② 農業の振興、担い手の育成

農産物の生産と普及に向けて、地域の特性を生かした農産物のブランド化を推進するほか、意欲ある担い手の育成・確保について支援策を検討します。また、都市農村交流を推進し、中山間地域の活性化を図ります。

③ 耕作放棄地の解消

遊休農地や耕作放棄地の現状を把握するとともに、耕作放棄地の有効活用について調査・研究します。また、農地を再生・利用する農業者に対して支援します。

⁷⁵ 経営耕地面積：農家が経営する耕地の面積のことをいう。農家一戸あたりの経営耕地面積の全国平均は1.91ha。経営耕地面積が30a未満を自給農家、30a以上を販売農家と定義している。

⁷⁶ 耕作放棄地：農林水産省の統計調査における区分、調査日以前の1年以上作付けせず、今後数年間は耕作する意志のない土地のこと。一般的に「遊休農地」と同意語として扱われている。

基本施策2-1 農の緑の保全

(3) 主な取り組み

◆ 優良農地の保全《農林振興課》

農業振興地域内の農地の転用を規制し、優良農地の確保を図ります。

◆ 農地の流動化の促進《農林振興課》

農業の生産性向上のため、農地の利用集積の円滑化を促進し、農地の有効利用と優良農地の保全を図ります。

◆ 施設の整備《農林振興課》

農業の生産性を向上させたり、付加価値を高める施設の整備を促進します。また、経営規模の拡大を可能とする機器等の導入を支援します。

◆ 地域にあった農産物の生産と普及《農林振興課》

地域の特性を生かした農作物のブランド化を推進するとともに、安全で安心な農作物の生産及び普及に努めます。

◆ 認定農業者への支援と新規就農者の確保《農林振興課》

本市の農業の中核を担う認定農業者⁷⁷など、意欲ある担い手を育成・支援します。また、就農相談や研修支援による新規就農者の確保に努めます。

◆ 耕作希望者の受け入れ態勢の強化《農林振興課》

農業者の高齢化による労働力不足に対応するため、農業生産法人や農業ボランティアなどの育成を促進するとともに、新たに農業参入に取り組む法人などへの支援策を検討します。

◆ 都市農山村交流の推進《農林振興課》

中山間地域を中心とする地域の活性化を図るため、交流施設や農業体験施設などの整備・充実を進め、都市と農山村との交流を促進します。

⁷⁷ 認定農業者：認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

基本施策2-1 農の緑の保全

◆ 遊休農地や耕作放棄地の現状把握《農林振興課》

農業の再生・振興事業を効果的に進めるために、遊休農地や耕作放棄地の現状を把握し、就業希望者への情報提供を積極的に行います。

◆ 耕作放棄地の有効活用《農林振興課》

耕作放棄地の発生防止や解消のため、各種事業に取り組むとともに、有効活用策について調査・研究します。

◆ 作り手のいない農地の再生《農林振興課》

耕作放棄地の解消に向けて、作り手のいない農地を再生・利用する農業者に対して支援します。



基本施策2-2 森の緑の保全

(1) 現状と課題

本市の北部地域には、森林が大きく広がっています。国内の林業は安価な輸入林材の普及により、農業と同様に大きく衰退してきています。しかし、森林の緑は、地下水等の水資源の涵養⁷⁸、生物の多様性、景観の保全等、様々な役割を果たしていると同時に、二酸化炭素の吸収源としての地球温暖化防止に貢献しています。

このことから、地場産業として再生化する林業の活性化が重要な課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 森林の保全活動の推進

森林整備の方針に沿った適正な管理を行い、森林機能の維持・回復、森林資源の保護に努めます。また、保全活動を推進し、森林を守り育てる意識の向上を図ります。

② 地場産材の利活用の推進

林業の持続的かつ健全な発展に資するため、助成制度等について市民に情報を提供し、地場産材の利用拡大を図ります。

③ 間伐⁷⁹材の利用の促進

間伐材を利用した製品の開発・製造を調査・研究し、事業化を検討します。また、ペレットストーブ⁸⁰等の機器導入やペレット燃料⁸¹の利用を促進します。

⁷⁸ 地下水涵養（かんよう）：降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまう現象が顕著になっている。この結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

⁷⁹ 間伐：植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう。

⁸⁰ ペレットストーブ：おが屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料（木質ペレット）を燃料とするストーブ、化石燃料を使用しないことから、温暖化防止に寄与するものとされている。

⁸¹ ペレット燃料：間伐材や剪定枝、おが屑等の植物系原料を利用し、圧縮成型した小粒の木質固形燃料のこと。

基本施策2-2 森の緑の保全

(3) 主な取り組み

◆ 森林機能の維持・回復《農林振興課》

枝打ちや間伐等の手入れなど森林整備計画に沿った指導を行い、森林機能の維持に努めます。また、土砂災害に強い健全な森林の保全・育成を図ります。

◆ 森林資源の適正な管理《農林振興課》

松くい虫の被害が広がっている地域においては、引き続き計画的に駆除を行います。

◆ 市民参加型森林維持管理の促進《農林振興課》

市民、事業者等のボランティア参加による森林整備事業を促進します。また、市民、事業者、市が協働した森林保全活動を推進します。

◆ 森林の公益的機能の啓発《農林振興課・環境課》

森林生態系や森林の果たす役割を周知し、森林を守り育てる意識を啓発します。

◆ 公共事業等における地場産材の利用促進《関係課》

公共事業や公共施設の建設・改修工事において、県産材の利用を促進し、地域産業の活性化に努めます。

◆ 木質系バイオマスの利用促進《環境課・農林振興課》

ペレットストーブやペレットボイラー⁸²等によるペレット燃料の利用を促進します。また、間伐材を利用した製品の開発・製造について調査を行い、木質系バイオマス⁸³における事業化を研究します。

82 ペレットボイラー：木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

83 バイオマス：生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料を除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

基本施策2-3 生物多様性の確保

(1) 現状と課題

本市は、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園などを始めとする豊かな自然に恵まれ、そこに様々な動植物が生息しています。

しかし、これらの動植物には、森林環境の変化等により絶滅の恐れがある種が含まれ、生物の多様性が低下しています。

また、野生生物による農業への被害は里地まで及ぶようになり、生態系のバランスが崩れつつある状況です。

本市の周辺環境について、市民の約2割が「農地の保全状況」、「水や水辺との親しみやすさ」及び「鳥や昆虫、魚などとの親しみやすさ」に不満を感じています。

これらのことから、生物多様性の確保、野生生物種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地帯等における多様な自然環境の保全が課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 野生生物の保護

森林環境の保全に努め、野生生物保護のための保全事業を推進します。また、各種事業の実施については、野生生物の生息に配慮し、生育環境の確保に努めます。

② 生物多様性⁸⁴の啓発

自然環境を保護するため、環境保全活動を推進するとともに、自然を利用した場所での環境学習において、希少動植物についての意識の向上を図ります。

⁸⁴ 生物多様性：あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（個体）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

基本施策2-3 生物多様性の確保

(3) 主な取り組み

◆ 森林生物の保護《環境課》

森林に生息する多種多様な動植物を保護するため、森林環境の保全に努めます。また、県のレッドデータブック記載種の生息地、生息環境の保全に努めます。

◆ 野生生物保護のための保全事業の推進《環境課》

野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。

◆ 鳥獣被害への防止対策《農林振興課》

鳥獣による農作物や生態系への被害について、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなどの防止対策を支援します。

◆ 事業等における野生生物の生息・生育環境の確保《関係課》

各種事業の実施においては、事前に環境への影響について十分な調査を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ⁸⁵の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

◆ 希少動植物に関する啓発《環境課》

地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物について、周知と啓発に取り組みます。

◆ 自然環境の保護の推進《環境課》

天然記念物⁸⁶等の貴重な自然を保護するため、市民参加型の環境保護活動を推進します。また、自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。

◆ 生物多様性の地域戦略《環境課》

地域における生物多様性の保全活動を推進するため、法に基づく地域戦略の策定について研究します。

◆ ホタルの生息環境づくり《環境課》(再掲)

良好な環境を創出するため、市民等によるホタル生息環境の保全活動に協力します。

⁸⁵ ビオトープ：ドイツ語のピオ(生物)とトップ(場所)から由来した言葉。動植物と水辺環境等が保たれた場所のこと。

⁸⁶ 天然記念物：動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。日本においては、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護活動への積極的な参加 ・ 農業体験、イベント、研修会等への参加 ・ 自然や生態系への理解
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然保護活動への積極的な参加と支援 ・ 農業体験に参加し、都市住民との交流促進 ・ 農家と都市住民の交流の協力支援 ・ 開発行為等の事業活動における環境配慮
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地バトロール等の実施により遊休農地や耕作放棄地の現状把握 ・ 耕作放棄地活用実施に向けた検討委員会の設置 ・ 土地所有者と耕作希望者のマッチングや補助制度の検討 ・ 農地保有者への市民農園の仕組みづくりや啓発活動 ・ 農林体験等のイベントを通じた農家と消費者の交流の促進 ・ 都市住民学生等耕作希望者の受け入れ態勢の強化 ・ 関係機関と協働した農地の保全、管理の担い手の育成システムの構築 ・ 農業学習会やセミナーの開催により農業技術や農業経営手法の理解 ・ 新規就農者に対する各種支援システムの検討 ・ 農業活動に伴い発生するバイオマス資源の利用方法の検討 ・ イベント等を通じて、環境保全型農業の理解促進 ・ 林業体験学習会の開催 ・ 森林保全整備事業の推進 ・ 自然観察会等のイベント企画 ・ 市発注の公共事業における環境配慮

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度 目標値
認定農業者数	農林振興課	20人	H21	24人
耕作放棄地率	農林振興課	27.6%	H17	24.1%
都市農山村交流事業への参加者数	農林振興課	18,776人	H21	21,000人
自然環境保全地区の指定数	環境課	1ヶ所	H21	1ヶ所
自然観察会等の開催回数	環境課	0回	H21	3回
天然記念物の指定数	生涯学習文化課	17	H22	17

【市・県が指定する天然記念物】

市・県	名称	所在地	員数
市の天然記念物	ホッチ峠の饅頭石 <small>まんじゅういし</small>	神戸地区	—
	亀沢の船石 <small>ふないし</small>	亀沢 3685	—
	寺平のオニグルミ <small>てらだいら</small>	吉沢 3542	1本
	上八幡のヒイラギ	西八幡 586-1	1本
	法久寺のカシワ <small>ほうきゅうじ</small>	篠原 3225	1本
	妙善寺の榎 <small>みょうぜんじ</small>	宇津谷 4552	2本
	竜蔵院の無患子 <small>りゅうぞういん</small>	龍地 6319	1本
	普禅院のカヤ <small>ふぜんいん</small>	吉沢 3536	1本
	羅漢寺跡のカキ <small>らかんじ</small>	吉沢 4835	1本
	寶球寺のヒイラギ <small>ほうきゅうじ</small>	大下条 1092	1本
	如意寺のナシ <small>にょいでら</small>	上福沢 186	1本
	竜王水	竜王 629-1	1ヶ所
	西八幡のカエデ	西八幡 928	1本
	西八幡のカキ	西八幡 928	1本
県の天然記念物	竜地の楊枝梅 <small>りゅうぢ</small>	龍地 6460	1本
	上菅口のネズ <small>かみすねぐち</small>	上菅口 437	1本
	法久寺のコツブガヤ <small>ほうきゅうじ</small>	篠原 3225	1本

基本施策3-1 優れた景観の保全・整備

(1) 現状と課題

アンケート調査では、市民の約5割が「住宅地の花や緑」及び「公共の広場や公園」に、約4割の市民が「景色や街並みの美しさ」に満足しています。また、「街路樹や花壇の緑化」に約9割の市民が関心を持っています。

また、本市が取り組むべき環境問題の上位に「無秩序な開発の防止」、「美しい街並みなどの良好な景観の形成」が挙げられていることから、本市の豊かな自然環境を維持しつつ、宅地開発及び施設の整備等を行うために、市民、事業者、市が一体になって景観の保全に取り組むことが重要と考えられます。

(2) 施策の方向性

① 良好な景観の保全

本市の財産といえる棚田や森林、里地里山など、豊かな自然景観の保全を推進します。また、農業や環境学習等により、自然環境に対する住民意識の高揚を図るとともに、住民・事業者・市が協働して、本市に存在する山岳景観や集落景観など様々な景観を保全します。

② 街並み景観の整備

市街地景観や沿道景観などの良好な景観を保全するほか、これらの魅力を引き立てるための景観に関する施策を推進します。

また、市民の参加を得ながら、住宅や街路の植花や緑化の推進に努め、市街地と周囲の緑豊かな自然環境が調和した、潤いとやすらぎが感じられる街並み景観の整備に取り組みます。

③ 優良宅地の供給の促進

民間の宅地開発等に対する適正な指導・誘導を行います。また、地域の特性を生かした都市空間の形成を図ります。

基本施策3-1 優れた景観の保全・整備

(3) 主な取り組み

◆ 棚田・里地里山の景観保全《農林振興課・環境課》

ふるさとの風景をつくる棚田を保全するため、市民団体等による活動を支援します。また、生活に密着した貴重な財産である里地里山について、人と自然との共生する場所として保全、活用を図ります。

◆ 自然環境の保全と環境教育《都市計画課・環境課》

自然とのふれあいと森林育成活動に市民の参加を促すため、森林の一部を活用した「ふれあいの森事業」に取り組みます。

◆ 優れた眺望景観の保全・活用《都市計画課・建設課・商工観光課》

市内には、富士山や茅ヶ岳などの眺望が素晴らしい場所が多く存在します。そのような場所を観光スポットとして生かしていく取り組みを行います。

◆ 市街地における良好な景観の創出《都市計画課・建設課》

市民や事業者の協力を得て、市街地景観や沿道景観を保全し、潤いややすらぎを感じられる都市空間の創造に取り組みます。

◆ 観施策の推進《都市計画課》

良好な景観の魅力を引き立てるため、景観に関する基本的な施策の方向性について検討します。

◆ 花と緑のあふれるまちづくり《都市計画課》

「甲斐市緑のまちづくり条例」に基づき、「花と緑のまちづくり運動」を推進し、市民の参加を得ながら住宅や街路の植花や緑化の推進に努めます。

◆ 宅地開発等に係わる適正な景観指導・規制の推進《建設課》

民間の宅地開発等に対する適切な指導・誘導を行うとともに、暮らしやすい住環境の整備に努めます。

◆ 市街地整備の推進《都市計画課》

地域に息づく歴史・文化や豊かな自然環境などの特性を生かした良質な都市空間の形成を図り、市民が誇りと愛着を感じることが出来るまちづくりを推進します。

基本施策3-2 市街地の緑の創出

(1) 現状と課題

市街地の緑には、農地、社寺林、屋敷林のほか、公園・街路・河川・学校等の公共施設や住宅、企業用地の植栽地が見られます。このうち、住宅や企業用地については、「生け垣・花壇設置補助事業」や「生け垣花壇等コンクール」などを通じて緑化が進んでおり、美しい花や緑を持つ民有地が増えています。

また、公園や公共施設では緑化基準に基づく緑化を行い管理に努めているほか、地域や道路沿いなどでは、市民活動に支えられた花植えや緑化活動が広がり、花と緑による美しい景観が維持されています。

公園は市民のやすらぎの場となるだけでなく、災害時の避難場所としての役割も担っています。そのため、既存の公園を維持しつつ、緑の基本計画に基づいた公園整備を行う必要があります。

(2) 施策の方向性

① 市街地緑化の推進

市民・地域・事業者などと連携して、市内の住宅地や公共用地への植栽を進め、花と緑のあふれるまちづくりを推進します。

② 公園整備の推進

潤いとやすらぎの場として、都市公園⁸⁷やポケットパーク⁸⁸などの整備を進めます。また、市民による自主的な施設管理の拡大、民有地活用による憩いの場づくりに取り組みます。

⁸⁷ 都市公園：基本的には、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

⁸⁸ ポケットパーク：街の中に設けられ、ビルや建物が立ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園。

基本施策3-2 市街地の緑の創出

(3) 主な取り組み

◆ 緑化の推進《都市計画課》

市民・地域・企業などと連携して、市内の住宅や公共用地への植栽を進め、花と緑のあふれるまちづくりを推進します。

◆ 花と緑のあふれるまちづくり《都市計画課》

「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向け、「花と緑のまちづくり推進協議会」と連携して市民の緑化意識の高揚を図ります。

◆ 緑のカーテンの普及《環境課》

各公共施設管理者に対し、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物による「緑のカーテン⁸⁹」の設置を呼びかけます。また市民、事業所での取り組みを推進します。

◆ 沿道緑化の推進《都市計画課・建設課》

緑化可能な幅員を持つ幹線道路や、主要な生活道路の整備に関しては、景観を考慮しつつ、在来種を中心とした街路樹等による道路の緑化を進めます。

◆ 壁面緑化等の推進《関係課・環境課》

壁面緑化は、建物による緑の創出のほか、断熱効果や二酸化炭素の吸収等の多面的な効果が期待されることから、各公共施設への導入について研究します。

また、大規模店舗や工場など民間事業所における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化の推進に努めます。

◆ 都市公園の整備《都市計画課》

既存公園の配置状況や今後の人口動向を勘案しつつ、公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。また、既存市立公園等に対する都市公園の位置づけを図ります。

◆ 身近な憩いの場の設置《都市計画課》

土地所有者の理解を得て、花の名所、社寺林、遊休地、ため池などの緑を生かした、身近で自然に親しめる憩いの場の設置を検討します。

⁸⁹ 緑のカーテン：建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のこと。これにより、窓から入り込む日差しを遮り室温の上昇を抑える効果がある。

基本施策3-2 市街地の緑の創出

◆ ポケットパークの設置《都市計画課》

主要な交差点や道路、河川沿いなどにおいて、整備後の残地を利用したポケットパークの設置を進めます。

◆ 緑の情報提供《都市計画課》

花や紅葉などの季節の情報や、市民・企業の活動状況、緑化施策の内容などの情報について、広報やホームページ等により幅広い情報の提供に努めます。



各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇や生け垣の設置など ・緑のカーテン設置への取り組み ・花と緑のまちづくり運動への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業所の緑化の推進 ・緑のカーテン設置への取り組み ・花と緑のまちづくり運動への参加
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の緑化の推進 ・既存公園の改修、新たな公園の設置 ・公園の適正な維持管理 ・ポケットパークの設置 ・屋上緑化、壁面緑化の推進 ・花と緑のまちづくり推進協議会との連携による緑化事業の推進

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度 目標値
景観地区の指定が望まれる面積	都市計画課	49.3ha	H 21	49.3ha
地域に合った街並みがあると 感じる市民の割合	都市計画課	68.6%	H 21	73.0%
自然保護活動に参加する 市民の割合	環境課	12.6%	H 21	15.0%
計画的で秩序ある土地利用が 行われていると感じる人の割合	都市計画課	54.9%	H 21	60.0%
まちが花と緑に囲まれていると感じる市民 の割合	都市計画課	54.4%	H 19	60.0%
市民一人あたりの都市公園面積	都市計画課	6.13㎡ / 人	H 21	7.5㎡ / 人

基本施策4-1 廃棄物の発生抑制

(1) 現状と課題

本市は、平成19年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物問題に取り組んでいます。この計画による取り組みや経済情勢の低迷等の要因もあり、廃棄物排出量及び一日一人あたりのごみ排出量は年々減少しており、平成22年度には16,831.5 t、619.2 g / 人・日となっています。

廃棄物の発生は、処分場の処理費及び処理能力の問題もさることながら、不法投棄や、ごみのポイ捨てによる景観の悪化にもつながり、日常的な対策が必要であると考えられます。

また、アンケート調査では、本市が取り組むべき環境問題に「ごみの減量化・リサイクルの推進」が上位に挙がっており（市民は2位、事業者は1位）、ごみに対する意識は高いと考えられます。このことから、市民、事業者、市が一体となり、廃棄物抑制に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

① ごみ・し尿処理施設の検討・研究

本市で発生するごみや浄化槽で処理しているし尿については、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合で処理しています。これら施設の耐用年数を踏まえ、施設のあり方や維持管理等について検討・研究を行うとともに、県内自治体で整備する廃棄物最終処分場の建設・運営について参画します。

② ごみの発生・排出の抑制

本市で発生するごみの量が多いほど、ごみ処理に必要な市民の負担が増加することから、ごみの発生抑制と廃棄物の分別徹底によりごみの減量化を推進するとともに、情報の提供等により周知・啓発に努めます。

基本施策4-1 廃棄物の発生抑制

(3) 主な取り組み

◆ 広域処理施設の維持管理等《環境課》

各広域処理施設の状況に応じ、施設のあり方や維持管理等について検討・研究するとともに、県内自治体で整備する廃棄物最終処分場の建設・運営に参画します。

◆ し尿の適切な処理の推進《環境課・下水道課》

し尿処理方法について、公共下水道や合併浄化槽の普及を進め、広域排水処理の改善を図ります。

◆ ごみ減量化の推進《環境課》

ごみの分別収集の徹底により、ごみの減量化を推進します。

◆ 一般廃棄物の適正な収集《環境課》

家庭から排出されるごみを計画的に収集するとともに、分別方法やルールなどの周知徹底を行い、適正な排出を促します。

◆ グリーン購入の推進《総務課・環境課》

市の物品調達においてグリーン購入⁹⁰を進めるとともに、市民・事業者のグリーン購入を推進するため、普及・啓発に努めます。

◆ 過剰包装の自粛・抑制《環境課》

本市の事業者に対して、包装の必要最小限化に努めるよう要請します。また、マイバッグ持参運動を啓発するとともに、簡易包装を選択する運動を進めます。

◆ 生ごみの減量化《環境課》

家庭から排出する生ごみについて、ごみの減量化と有機肥料としての有効利用のため、生ごみ処理機の購入に対して支援します。

◆ 剪定枝の回収《環境課》

果樹や庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、廃棄物化を防ぐとともに、チップ⁹¹の有効活用を図ります。

⁹⁰ グリーン購入：製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

⁹¹ チップ：木材の小片、ウッドチップともいう。木材を破碎した製造物で、製造法にはクラッシャー、パンチングなどの製法がある。

基本施策4-2 リサイクルの推進

(1) 現状と課題

本市の廃棄物リサイクル量は、廃棄物発生量の減少と同様に年々減少傾向にあり、平成22年度は約3,178 tとなっています。ただし、リサイクル率はほとんど変わらず、ここ数年、約16%で推移しています。今後も、さらなるリサイクル率の向上を目指して取り組む必要があります。

また、アンケート調査では、約9割の市民が「リサイクル活動」に関心があるとしています。さらに約9割の市民が、「再生品・詰め替え品の購入」、「ごみの分別・リサイクル」を日常的に行っていることから、循環型社会の形成に対する市民の意識は比較的高いと考えられます。

リサイクルを推進することは、ごみの発生・排出の抑制や不法投棄等の発生を抑制することにもつながるため、積極的な取り組みを行う必要があります。

(2) 施策の方向性

① 環境にやさしいまちづくりの推進

大量生産、大量消費の生活形態を改め、日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動を促進し、省資源、省エネルギーを積極的に進める、環境にやさしいまちづくりを推進します。

② 廃棄物の分別の徹底と有効利用

市民、事業者、市など全ての主体が、ごみの分別を適正に行い、ごみ減量化に取り組む運動を展開し、リサイクル活動の推進とごみ減量化運動を推進します。

基本施策4-2 リサイクルの推進

(3) 主な取り組み

◆ 資源物の回収《環境課》

リサイクル率の向上を目指し、自治会や団体等が行う資源物の回収活動に対して支援します。また、リサイクルステーションの利用について周知を図ります。

◆ リユースの推進《環境課》

バザーやフリーマーケット等の開催情報の提供に努め、不用品の有効利用を推進します。

◆ リユース食器、デポジット制度の導入によるごみ減量活動の推進《環境課》

リユース⁹²を推進するため、デポジット制度⁹³の適用製品の導入を検討します。

◆ 分かり易い分別活動の周知《環境課》

広報やパンフレット等により、分かりやすい適正な分別方法を提供し、廃棄物の分別の重要性や必要性について周知します。

◆ 廃食油の回収及びBDFの利用《環境課》

一般家庭等から排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料⁹⁴（BDF）として有効に活用します。

⁹² リユース：「リユース・再使用」一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。

⁹³ デポジット制度：「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

⁹⁴ バイオディーゼル燃料：略称BDF。植物精油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。軽油に一定の割合で混合して用いるほか、BDF 100%で使用することもできる。

各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品、詰め替え品の購入の推進 ・生ごみのコンポスト化の推進 ・廃食油の回収 ・ごみの分別の徹底
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル製品の積極的な使用 ・環境負荷の少ない製品への改善 ・リサイクル率の向上 ・ごみの分別の徹底
市	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食油の回収や他のリサイクルに関する普及啓発 ・広報誌、HP等を利用した、ごみ出しルールの周知徹底

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度 目標値
ごみのリサイクル率	環境課	15.9%	H 22	19.0%
一人一日あたりのごみ排出量	環境課	619.2g	H 22	610.0g
一般家庭廃食油回収量	環境課	1,546L	H 22	2,000L

基本施策5－1 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現状と課題

現在、本市でも再生可能エネルギー設備の導入が積極的に進められており、公共施設に太陽光発電設備や、地下水熱や地中熱を利用したヒートポンプ⁹⁵が導入されています。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減だけではなく、災害時の緊急用電源の確保としても期待されています。また、大規模な再生可能エネルギー施設は、市のシンボルとしての活用も考えられます。

アンケート調査から、市民は、本市が最も取り組むべき環境問題が、「太陽光発電などの新エネルギーの普及」であると考えており、事業所は、「新エネルギー・省エネルギー設備に関する財政的支援」を最も望んでいます。

これらのことや、福島第一原子力発電所の事故以降、電力の供給力が不安定な状況、化石燃料⁹⁶の枯渇の問題等にも鑑み、地球環境の保全のため、再生可能エネルギーに関する取り組みを積極的に推進する必要があります。

(2) 施策の方向性

① 新エネルギーの調査・研究

本市では、一部の公共施設において太陽光発電、地下水熱利用、地中熱利用が導入されています。今後も、バイオマスや排熱のサーマルリサイクル⁹⁷等の様々な新エネルギーの利用について調査・研究を行い、事業化を検討します。

また、本市の新エネルギーに関する基本的な施策の方向性を示す「新エネルギービジョン」の策定について研究します。

② 再生可能エネルギーの普及・促進

市の公共施設への再生可能エネルギー設備の導入効果を評価し、設備の設置を検討するとともに、一般住宅における太陽エネルギー利用機器の普及・拡大を推進します。

また、新エネルギーに関する情報の提供、啓発に努めます。

⁹⁵ ヒートポンプ：温度の異なる二つの熱源を利用し、通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。

⁹⁶ 化石燃料：石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源をいう。

⁹⁷ サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

基本施策5-1 再生可能エネルギーの利用促進

(3) 主な取り組み

◆ 再生可能エネルギー賦存量の調査《環境課》

原子力や化石燃料による電力供給の依存を脱却するため、本市における再生可能エネルギーの賦存量⁹⁸を調査し、新たなエネルギーの可能性を予測・評価します。

◆ 新エネルギービジョンの策定《環境課》

本市における新エネルギーに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新エネルギービジョン」の策定について調査・研究します。

◆ バイオマス資源の利用方法の確立《環境課、農林振興課》

農業活動や森林の間伐等から発生する木材について、バイオマス資源のエネルギーとしての有効な利用方法を検討します。

◆ 排熱のサーマルリサイクルの推進《環境課》

公共施設から排出される排熱の有効利用を検討します。また、合わせて温泉施設における温度差エネルギー⁹⁹の利用、バイオマスエネルギーの導入の可能性について、二酸化炭素排出量のクレジット認証取得を含めて、事業の有効性を検討します。

◆ 公共施設への再生可能エネルギーの導入《関係課》

市の公共施設について、再生可能エネルギー設備の導入効果（費用対効果）を評価し、設備の設置を検討します。

◆ 太陽エネルギー利用設備導入の推進《環境課》

一般住宅における太陽エネルギー利用機器の導入を普及・拡大するため、太陽光発電システムや太陽熱利用機器の設置を推進します。

⁹⁸ 賦存量：ある資源に対して理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたり制約等を考慮しないため、一般にその資源の利用可能量を上回る量となる。

⁹⁹ 温度差エネルギー：年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水、中・下水等と外気との温度差（夏は外気よりも冷たく、冬は外気よりも暖かい）や大気中の温度差を利用してヒートポンプの原理（液体が気化するときに、まわりの熱を奪い、これと逆に気体が凝縮して液化するときには、熱が発生するという性質を利用する）などを用いて、冷暖房、給湯などを行う技術であり、未利用エネルギー（今まであまり利用されてこなかった熱の利用）として今後の可能性が期待されているエネルギー。温泉等の温度差を利用して発電するシステムが一例。

基本施策5-1 再生可能エネルギーの利用促進

◆ メガソーラー発電所の誘致《環境課》

市独自のメガソーラー¹⁰⁰発電所の誘致について研究します。また、県や民間企業が行うメガソーラー発電所の設置事業に協力します。

◆ 新エネルギーに関する普及・啓発《環境課》

ホームページや広報誌、環境学習等を通じて、新エネルギーに関する情報の提供、普及・啓発に努めます。



¹⁰⁰ メガソーラー：電気事業者が進めている大規模な太陽光発電の施設。一般家庭のソーラー発電量は2kWから4kW程度、メガソーラーは1ヶ所で1,000～2万kWの発電能力をもつ施設

基本施策5-2 地球温暖化の防止

(1) 現状と課題

本県では平成20年12月に山梨県地球温暖化対策条例を公布し、「山梨県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では平成24年までに平成19年度比15.9%のCO₂の削減を目標とし、平成62年までに「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指すこととしています。

本市でも、市の事務事業から発生する温室効果ガスの排出削減のため、平成20年度に「甲斐市地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成18年度を基準年度として平成24年度までの5年間で4%以上削減する目標で、省エネ等を徹底して取り組んでいます。

アンケート調査から、8割以上の市民も地球温暖化問題に関心を持っています。

今後は、中長期的な視点、温室効果ガスの大幅な削減を実現するため、市民、事業者、市が一体となって市内全域で温暖化防止に取り組む「新地球温暖化対策地方公共団体実行計画」の策定を検討する必要があり、さらなる省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの有効利用の検討が早期の課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 低炭素社会の構築

既に策定済みである地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、環境への負荷が少ない交通体系を整えるため、市内公共交通の充実等による交通のグリーン化¹⁰¹の推進に努め、低炭素社会¹⁰²の構築を図ります。

② 省エネルギーの推進

我が国は石油ショック以降、約30年で37%のエネルギー効率の改善を達成し、世界的にも水準の高い省エネルギー型社会を実現してきましたが、全国的に家庭や事業所における二酸化炭素の排出量は、いまだに増加傾向にあります。

このことから、日常の家庭生活やオフィスにおける省エネルギー活動を促進し、市民や事業者の協力を得て、温室効果ガス排出の抑制を図ります。

¹⁰¹ 公共交通のグリーン化：目的場所への移動手段において、自家用車を使用せずに、公共交通機関やパーク&ライド、自転車等を利用することにより、環境負荷の低減を図ること。

¹⁰² 低炭素社会：地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

基本施策5-2 地球温暖化の防止

(3) 主な取り組み

◆ 地球温暖化対策実行計画の推進《環境課》

地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組みます。また、市民、事業者等を含めた市全域の温室効果ガス排出削減を総合的・計画的に推進する「新地球温暖化対策実行計画」の策定について検討します。

◆ エコアクションプラン21の認証《環境課》

市が事業者として、積極的かつ主体的に持続可能な社会の構築に向けた取り組みに参加するため、環境省によるエコアクションプラン21¹⁰³の認証・登録について検討します。

◆ 市内公共交通の充実《企画財政課》

自動車による温室効果ガス削減に向けて、環境負荷が少ない交通環境を整えるため、コミュニティバスの実証運行を実施します。また、利用状況を検証し、継続の可能性を検討します。

◆ 公用車へのエコカーの導入《総務課》

公用車については、適正な台数の把握に努め、買換え時には低燃費車（ハイブリッド、電気自動車等）の導入について検討します。

◆ エコドライブの普及・促進《環境課》

広報誌やホームページ等を通じてエコドライブに関する情報を市民に提供し、普及・促進に努めます。

◆ グリーン購入の推進《総務課・環境課》（再掲）

市の物品調達において、グリーン購入を進めるとともに、市民、事業者へのグリーン購入を推進するため、周知・啓発に努めます。

◆ E S C O事業の導入調査《環境課》

公共施設の省エネルギー化と経費削減のため、エネルギー使用量の削減余地ある施設には、省エネルギー診断の実施と将来的なE S C O事業¹⁰⁴の導入を検討します。

¹⁰³ エコアクション21：環境省が推奨する環境マネジメントシステム。ガイドラインに沿って中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するための認証・登録制度。

¹⁰⁴ E S C O事業：（エネルギー・サービス・カンパニー）工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受することも特徴である。

基本施策5-2 地球温暖化の防止

◆ 家庭における省エネ行動の促進《環境課》

家庭におけるエネルギーの消費量や温室効果ガスの排出量を把握するための環境家計簿を周知・普及し、家庭における省エネルギー活動を促進します。

◆ 節電の周知・啓発《関係課・環境課》

節電行動計画に基づき、市が率先して節電対策に取り組むとともに、市民、事業者に対して節電の取り組みを周知・啓発します。

◆ クールビズ、ウォームビズの普及促進《環境課》

オフィス活動に伴うエネルギーの消費を減少するため、クールビズ¹⁰⁵ やウォームビズを市が率先して実施し、市内の事業所における普及・促進を図ります。

◆ 公共施設へのLED照明の導入検討《関係課・環境課》

市の公共施設の照明設備を調査、把握し、LED照明¹⁰⁶ への切り替えによる節電効果、費用対効果等について検証します。

◆ 高断熱、高気密住宅の情報提供・普及促進《建設課》

高断熱、高気密住宅の建築は省エネの推進に繋がることから、住宅建築業者と連携して最新情報の提供を図ります。

◆ エコハウス等の普及促進《建設課》

省エネルギー、新エネルギー設備を導入する長期優良住宅やエコハウス¹⁰⁷ の建築に対する補助制度等の情報をわかりやすく周知するとともに、市民からの相談に迅速に対応します。

◆ 地球温暖化対策地域協議会の設立《環境課》

市民、事業者、市の協働により、地域における地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の設立について検討します。

¹⁰⁵ クールビズ：冷房時のオフィス室温を28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

¹⁰⁶ LED照明：電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

¹⁰⁷ エコハウス：省エネルギー構造、設備を導入した住宅。

各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率機器等の省エネルギー製品の購入 ・自家用車の使用を控え、公共交通機関での移動 ・マイバッグ使用の徹底 ・節電、節水等の省エネルギーの推進 ・高断熱、高气密住宅、エコハウスの導入
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入 ・節電、節水、エコドライブ等、省エネルギーの推進
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再生可能エネルギー設備の導入 ・再生可能エネルギー設備導入のための助成 ・公用車へのエコカーの導入 ・再生可能エネルギー、省エネルギーに関する情報の提供 ・公共交通機関の利便性の向上 ・グリーン購入の推進 ・グリーン契約¹⁰⁸、環境配慮契約の推進

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度 目標値
再生可能エネルギーによる発電設備の施設数	環境課	4ヶ所	H 21	10ヶ所
市民の再生可能エネルギー設備利用率	環境課	2.85%	H 22	7.64%
公共交通機関の便利さに対する市民の満足度	企画財政課	15.10%	H 21	23.0%
乗用車の世帯あたり保有台数	都市計画課	1.04台	H 21	1.00台
甲斐市地球温暖化対策実行計画の目標達成率	環境課	2.43%	H 22	4%以上 (H 24)

¹⁰⁸ グリーン契約: 環境配慮促進法に基づき、国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業者との契約を促進していくこと。また、環境配慮の実績を「環境報告書」等で公表していくことが定められている。

基本施策6-1 協働の取組体制の構築

(1) 現状と課題

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動が主な原因となっています。そのため、私たち一人一人が環境問題に関心を持ち、自らの責任と役割を果たすことが基本であるとともに、市民、事業者、市が三位一体となり、効率的かつ効果的に環境保全活動に取り組むことが、今後の最も重要な課題となっています。

(2) 施策の方向性

① 協働のまちづくりの推進

現在、本市では、自治会組織やNPO法人、ボランティア団体等が様々な活動を行っています。今後、新たなまちづくりの担い手として環境活動に取り組むため、協働・共創関係の構築を推進します。

また、自治会組織の活性化を支援するとともに、各種団体が相互に連携する場の確保に努めます。



基本施策6-1 協働の取組体制の構築

(3) 主な取り組み

◆ 三位一体によるより良い環境づくり《秘書政策課》

本市の施策を効率的かつ効果的に推進するためには、従来の行政主体の運営から、市民、事業者、市の協働による取り組みが重要となります。特に身近な環境の維持保全には、市民や地域、事業者の参画が必要となることから、協働のまちづくり基本方針や自治基本条例などの制定を進めながら、三位一体によるより良い環境づくりに取り組みます。

◆ 各種団体との連携強化《市民活動支援課・関係課》

本市には、環境保全活動を積極的に実施するNPO法人、ボランティア団体等が存在します。これらの団体がより効果的な活動が得られるよう、情報交換や相互交流など、相互に連携する場の確保に努めます。

◆ 自治会組織の活性化《市民活動支援課》

各地域の住民が自発的に地域の環境を考え、自主的な環境保全活動を推進するため、自治会組織の活性化を支援します。また、自治会の要望や意向を集約し、行政との連絡調整を図ります。



基本施策6-2 環境情報の提供と共有

(1) 現状と課題

望ましい環境像「快適な環境で健全な生活があるまち」を目指すためには、市の施策だけでなく、市民、事業者の積極的な取り組みが必要です。そのため、生活環境、自然環境、地球環境の保全や、循環型社会を形成していくにあたり、市からの情報の発信が重要となります。

アンケート調査からも、環境活動を活発にするには、市民と事業者は共に「環境に関する様々な情報の提供」が最も重要だと考えています。

今後、本市の環境をより良い方向に導き、市民、事業者、市の各主体が協働で取り組むためには、環境に関する情報の提供や環境教育・学習の充実が必要です。

(2) 施策の方向性

① 環境教育・学習の充実

市民や児童・生徒などを対象とした環境教育・環境学習を企画し、環境保全意識の啓発を図ります。また、環境教育の講師や専門家の育成に努めます。

② 環境情報の提供

本市の環境の現状や推移の状況について、分かりやすく状況を提供します。また、最新の環境情報を蓄積するとともに、環境イベント等の環境に関する様々な情報を迅速に伝達します。



基本施策6-2 環境情報の提供と共有

(3) 主な取り組み

◆ 環境教育の推進《環境課・学校教育課・生涯学習文化課》

学校教育や生涯学習と連動した環境教育を推進します。また、環境教育を推進するため、今後も継続して環境副読本を作成・配布します。

◆ 環境学習、研修会等の開催《環境課》

出前講座などを活用した環境講座を開催します。KIDS ISO¹⁰⁹、ISO14001¹¹⁰、エコアクション21等環境を管理するプログラムを普及するための学習会、研修会を計画します。

◆ 環境に関する各種イベントの企画《環境課》

環境講座、環境ツアー等を企画し、市民、児童・生徒などの学生、事業者への情報の提供や環境保全意識の啓発を図ります。

◆ 環境教育の専門家の育成《環境課》

環境の保全の分野における専門家等の育成に努めるとともに、専門的な知識や豊富な経験を持つ市民等の把握、活用に努めます。

◆ 環境白書発行の検討《環境課》

本市の環境の現状や過去からの環境の推移の状況について、環境白書の発行等により市民にわかりやすく情報を提供します。

◆ 環境に関する情報の提供《環境課》

環境に関するトピックスや最新情報、イベント開催等の情報を提供します。また、公聴の充実を図り、市民の要望の反映に努めます。

¹⁰⁹ KIDS ISO：小学校等において、環境保全への取り組みを実施するためのシステム。

¹¹⁰ ISO14001：環境を管理するシステムを構築するための国際規格。わが国では約2万の企業が国際認証を取得している。

各主体の役割

主体区分	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・学習への参加 ・各種環境ボランティア、市民活動への参加 ・行政、事業者との連携
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・各種環境ボランティア活動への参画 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境マネジメントシステムの導入の促進 (EA21、ISO14001 等) ・市民、行政との連携
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境講演会等を通じた環境学習の場の提供 ・環境副読本の作成・配布 ・市民団体の組織の活動内容の把握、活動状況の広報 ・地域環境に精通した人材の育成 ・地域の人材のデータベース化と活用促進 ・市民活動の支援 ・各主体の交流と連携と情報の共有化 ・環境マネジメントシステムの取り組みの促進

環境指標

項目	担当課	現況値		平成27年度 目標値
環境学習イベントの開催回数	環境課	4回	H22	7回
市民公募委員を含む審議会などの割合	総務課	2.0%	H21	30.0%
市内に主たる事務所を置く環境の保全を活動内容に掲げるNPO法人の数	市民活動支援課	9団体	H21	12団体
パブリックコメントを求めた件数	秘書政策課	5件	H21	7件
全市的な催し・イベントへの参加者数	商工観光課	50,000人	H21	55,000人

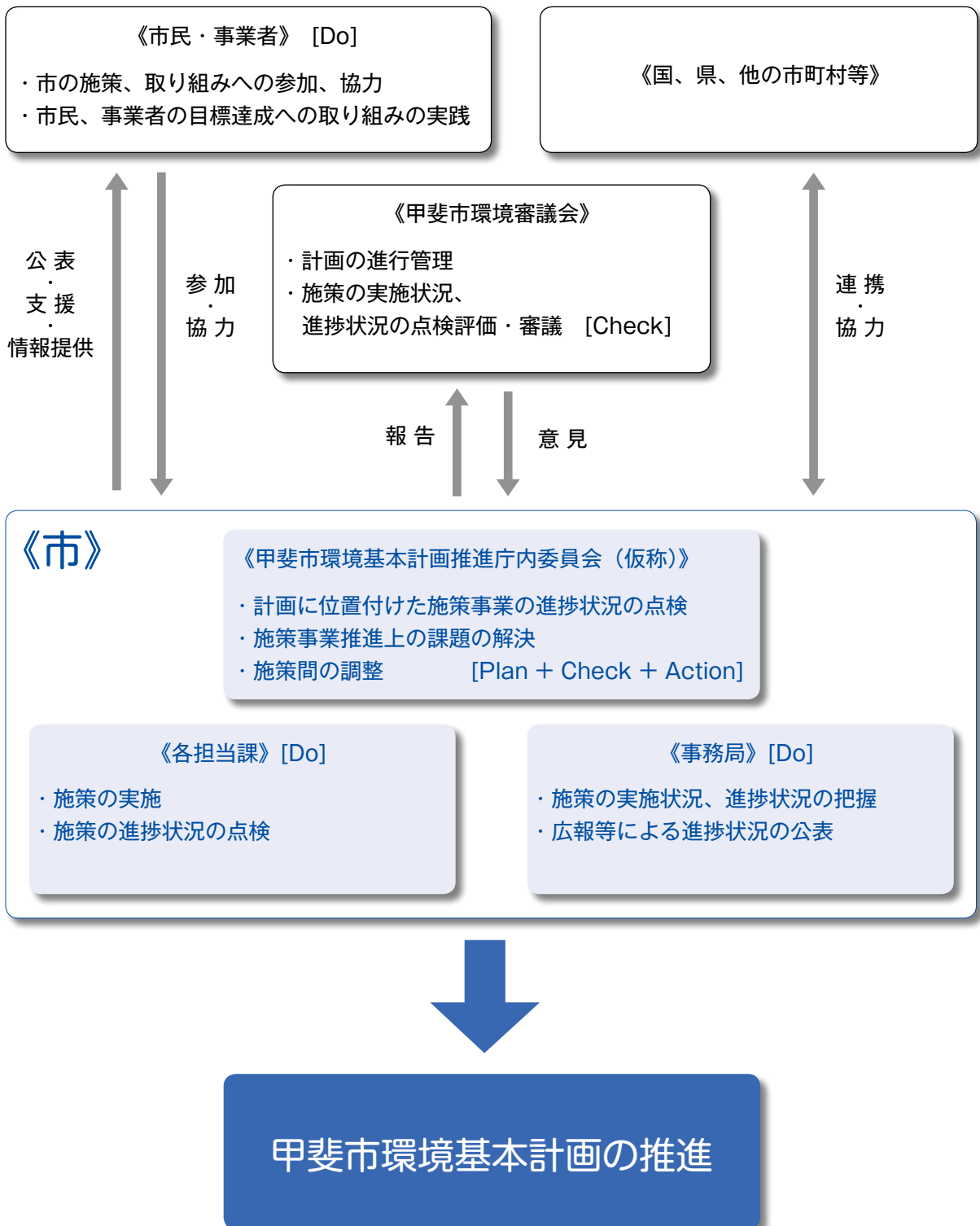
第6章 計画の進行

○第1節	計画の推進体制	122
○第2節	計画の進行管理	124

第1節 計画の推進体制

1 推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制図を示します。



本計画が対象とする範囲や施策事業は多岐にわたるため、市の関係各課が横断的な連携のもとに施策を進めます。また、市民・事業者・関係団体等が相互に連携するシステムを構築します。

このことから、本市においては、次のとおりに既存組織を活用するとともに、必要に応じて新たな組織づくりや、環境マネジメントシステムの導入を検討します。

(1) 甲斐市環境審議会

甲斐市環境審議会は、識見を有する者や関係団体の役職員、公募による市民等により構成されています。

審議会は、本計画の変更や進行管理を評価するとともに、市長の諮問に応じて専門的見地から意見を述べます。

(2) 甲斐市環境基本計画推進庁内委員会（仮称）

本計画の策定に必要な調査・検討を行うための庁内組織として設置された「環境基本計画策定検討会議」を発展的に解消し、平成24年度から本計画の推進にあたっての庁内の横断的な連携・調査の場として新たに設置します。

計画に位置づけた施策・事業の進捗管理の点検を行うとともに、課題の解決に向けた各部局間の調整を図り、計画した取り組みの推進を図ります。

2 計画の周知

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民・事業者の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、本計画の目的や取組内容について広く周知・啓発することが重要であることから、広報やホームページを通じて積極的な情報伝達を行います。また、「環境報告書」の作成も合わせて検討します。

3 各種計画との整合

本計画は、本市の環境の保全に関する最も基本となる計画であり、本計画と本市の他の計画との間には、環境の保全に関し整合が図られていなければなりません。

このために、市の他の計画のうち、環境の保全に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って施策を推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2節 計画の進行管理

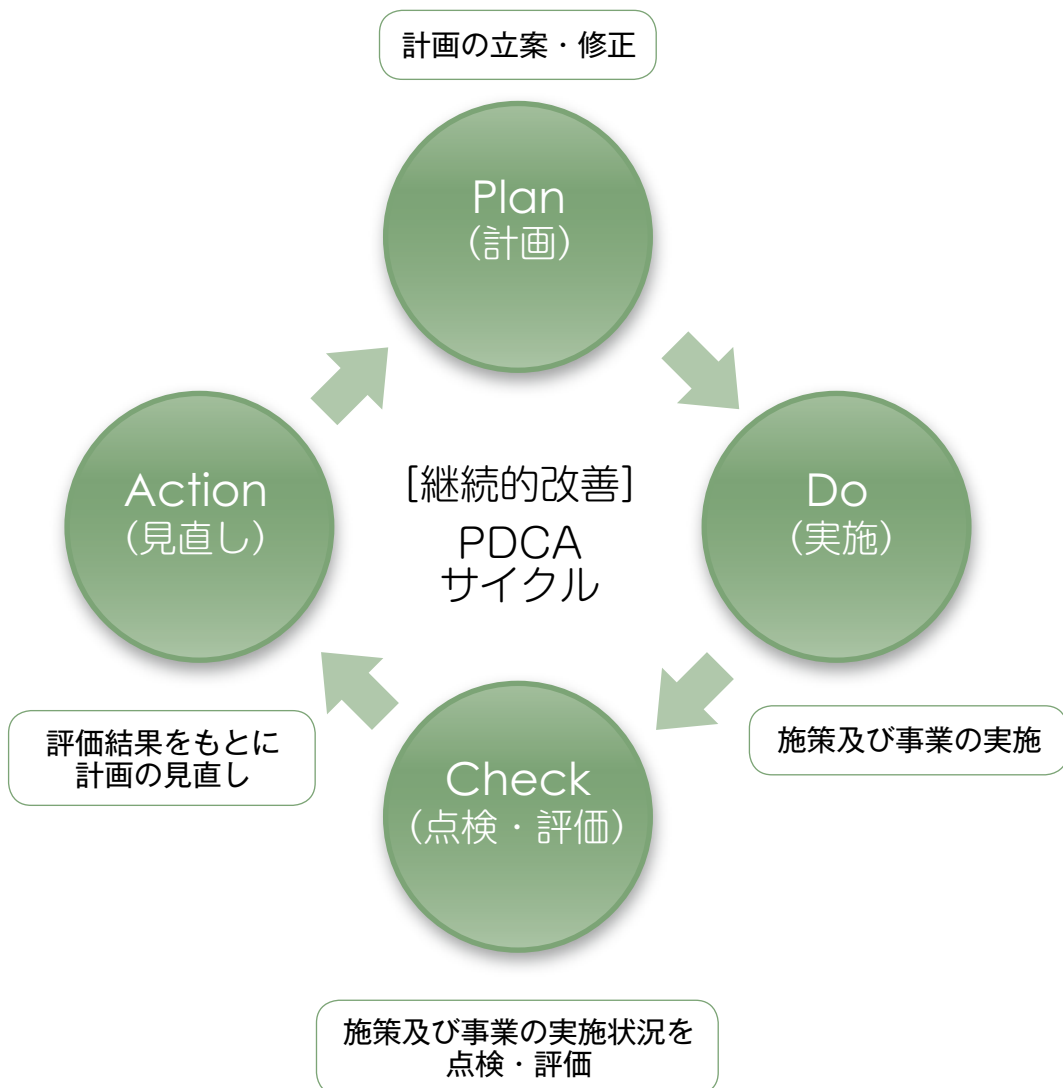
1 計画の進行管理の点検・評価と公表

本計画の進行管理は、計画（PLAN）⇒実施（DO）⇒点検・評価（CHECK）⇒見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて実施していきます。

計画の進捗状況については、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握します。また、進捗状況の評価は、甲斐市環境審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果を「甲斐市環境基本計画年次報告書」として公表します。公表した報告書に対して、市民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

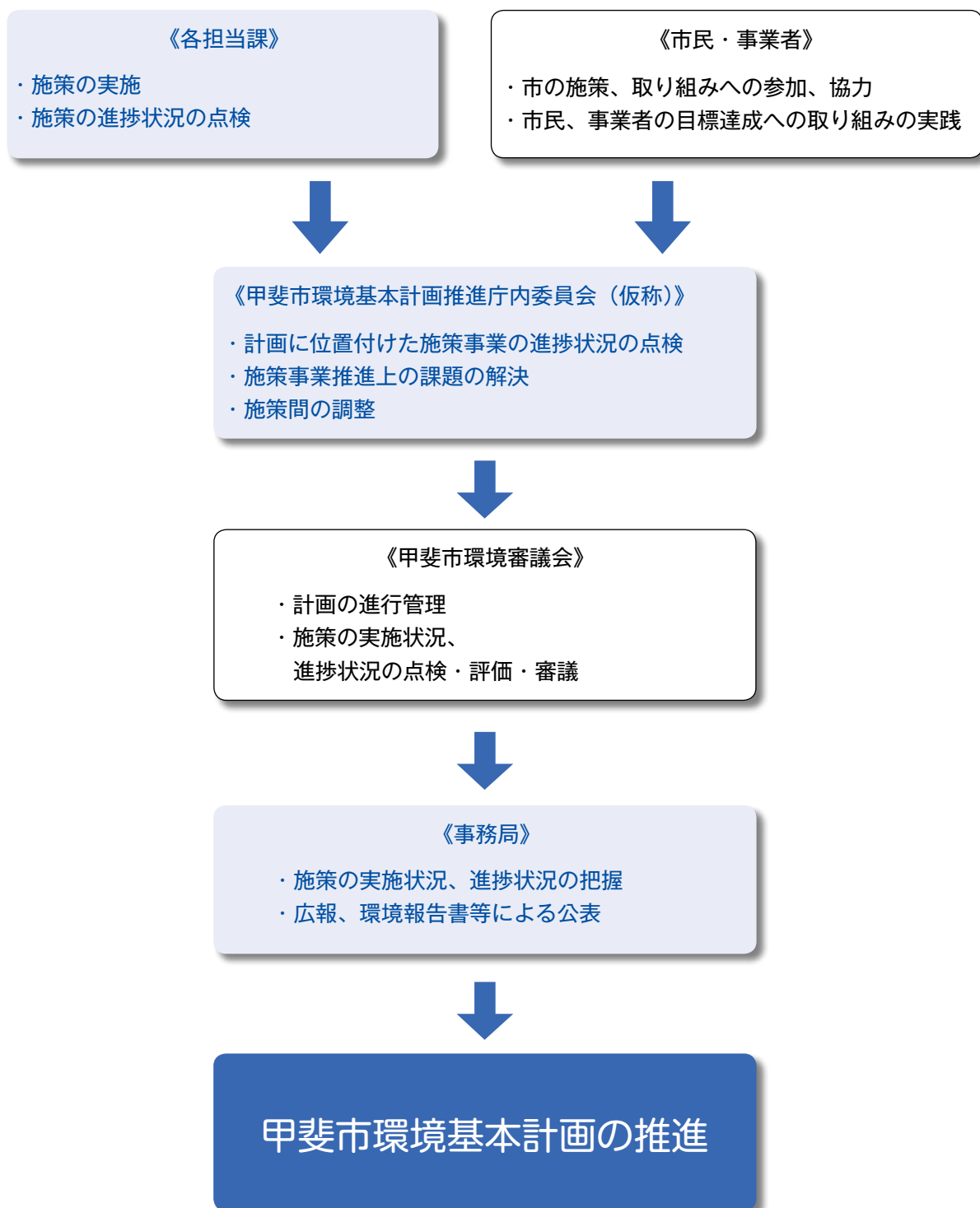
[PDCA サイクルによる計画の進行管理]
ISO14001（国際規格）又はエコアクション21（国内規格）



2 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、市民や事業者等の意見を反映し、甲斐市環境審議会の意見を求めながら、施策や目標等を見直します。

また、計画期間の中間年目にあたる5年目に、それまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を点検・評価し、残りの計画期間での目標達成に向けた内容に見直します。



3 各組織の役割

■ 計画の実行（市、市民、事業者等）

本計画に定めた環境施策は、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、お互いに協力し、計画に掲げる事項について、自主的に行動を実践します。

■ 計画の点検・評価（環境審議会）

本計画に定めた市民・事業者・市の取り組みの進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■ 計画の見直し（環境基本計画推進庁内委員会）

社会情勢や環境問題に変化が生じた場合、適宜計画を見直します。

■ 年次報告（事務局）

事務局は年次報告書（環境報告書）を作成し、ホームページ等において公表します。

資料編

○資料1	条 例	128
○資料2	意識調査結果	137
○資料3	環境基準	175
○資料4	用語集	184
○資料5	環境指標一覧	194

資料 1 条 例

○甲斐市環境基本条例

平成 23 年 3 月 22 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全に関する施策の基本方針等（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 環境の保全に関する施策（第 12 条—第 21 条）

第 4 章 推進体制の整備等（第 22 条—第 24 条）

第 5 章 雑則（第 25 条）

附則

私たちのまち甲斐市は、住宅地や田園、中山間地などが混在する中で、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園、御岳昇仙峡などのすばらしい自然や景観に恵まれ、信玄堤などの歴史的文化的遺産を継承しながら、利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきた。

しかし、私たちは快適で便利な生活を求めて資源やエネルギーを大量に消費した結果、環境への負荷を増大させ、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球環境まで影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、健全で恵み豊かな環境のもとで、健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を守り、育み、将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

このような認識に立ち、私たちは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、自主的で積極的な参画と協働により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現と、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全（良好な環境の創造を含む。以下同じ。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 協働 市、市民及び事業者が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、生かし合いつながりながら環境における課題解決など共通の目的に向けて協力、連携することをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、その環境が将来の世代へ継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担及び協働のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、自然環境に配慮し、人と自然との共生が実現されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に率先して努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自ら積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全のための活動を自ら積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、基本理念にのっとり、相互に連携し、理解と協力のもと、協働して環境の保全を推進するものとする。

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる環境の保全に関する基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 人と自然が豊かに触れ合うとともに、共生することができる恵み豊かな環境を確保すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することによ

- り、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築すること。
- (5) 地球環境の保全を積極的に推進すること。
 - (6) 市、市民及び事業者が環境の保全に関し、協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ環境審議会（甲斐市環境審議会条例（平成16年甲斐市条例第122号）による審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

- 第10条 市は、新たに施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるよう十分配慮しなければならない。

(年次報告)

- 第11条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する施策

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(事業に係る環境配慮等)

第13条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業を実施するに当たり、あらかじめ環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減のため、下水道、緑地その他の快適な生活を確保するための施設の整備を推進するよう努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての関心と理解を深め、環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全に関する教育及び学習の推進、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民及び事業者が自発的に行う美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況及び環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(自然環境の確保)

第20条 市は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な自然環境を確保するため、緑地及び水環境の保全及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球温暖化の防止その他地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第4章 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全のための広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 雑則

(その他)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○甲斐市環境審議会条例

平成 16 年 9 月 1 日

条例第 122 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市における環境保全対策に関する基本的事項を調査し、及び審議するため、甲斐市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境保全に係る予防対策及び被害対策に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境保全対策に関し必要な事項に関すること。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を申し出ることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長がこれを委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 識見を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、必要の都度会長が招集する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第8条 審議会は、環境に関する専門の事項を調査し、及び審議するため必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要と認めるときは、議事に関係のある者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 議事に関係のある市職員は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年9月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

甲斐市環境審議会 委員名簿

委 嘱 区 分	団体等の名称	氏 名
関係行政機関	県中北林務環境事務所 / 環境保全幹	渡 邊 茂
関係団体	甲斐市農業委員会 / 会長	鶴 田 重 雄
	甲斐市商工会 / 会長	中 村 己喜雄
	甲斐市一般廃棄物協同組合 / 理事長	堀 内 満喜子
	甲斐市資源回収協同組合 / 理事長	山 本 清
	甲斐市女性団体連絡協議会 / 会長	望 月 昌 子
	甲斐市環境委員会 / 竜王地区代表	橋 爪 武
	甲斐市環境委員会 / 敷島地区代表	坂 本 美 夫
	甲斐市環境委員会 / 双葉地区代表	功 刀 忠
識 見 者 (副 会 長) (会 長)	(株) 山梨県環境科学検査センター	小 林 規矩夫
	環境省環境カウンセラー	清 水 喜美男
	山梨県薬剤師会 / 理事	藤 巻 徳 郎
	山梨植物研究会 / 会長	中 込 司 郎
公 募 委 員	一 般 公 募	小田切 文 子
	一 般 公 募	今 村 光 芳
	一 般 公 募	佐 藤 悦 子
	一 般 公 募	藤 原 雅 仁
	一 般 公 募	石 水 秀 樹
	一 般 公 募	三 井 亮

資料2 意識調査結果

1 市民アンケート調査

(1) 調査概要

調査期間：平成 23 年 5 月 20 日～平成 23 年 6 月 10 日

調査対象：18 歳以上の市民 2,000 人

抽出方法：住民基本台帳から男女各 1,000 人を無作為抽出

調査方法：郵送による配付、回収

配布数：2,000

回収数：882 (44.1%)

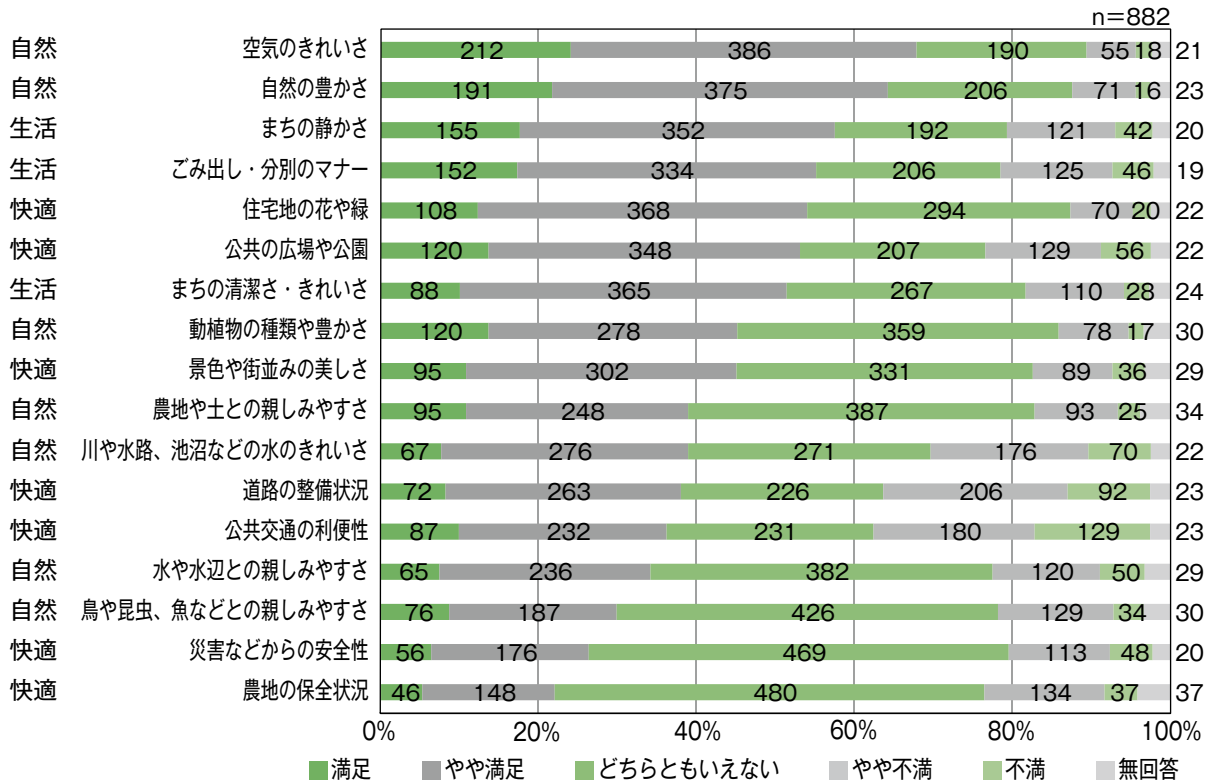
○アンケート結果をみる上での注意点

- ・アンケート結果の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の $n = \bigcirc\bigcirc$ は回収されたアンケートの回答件数を表わしています。
(例： $n = 882$ の場合は、合計で 882 件の回答があったことを示します)
- ・単数回答と複数回答の質問があり、複数回答の質問は合計数が回答件数と異なる場合があります。
- ・グラフ中の「自然」、「生活」、「快適」はそれぞれ「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」を表します。

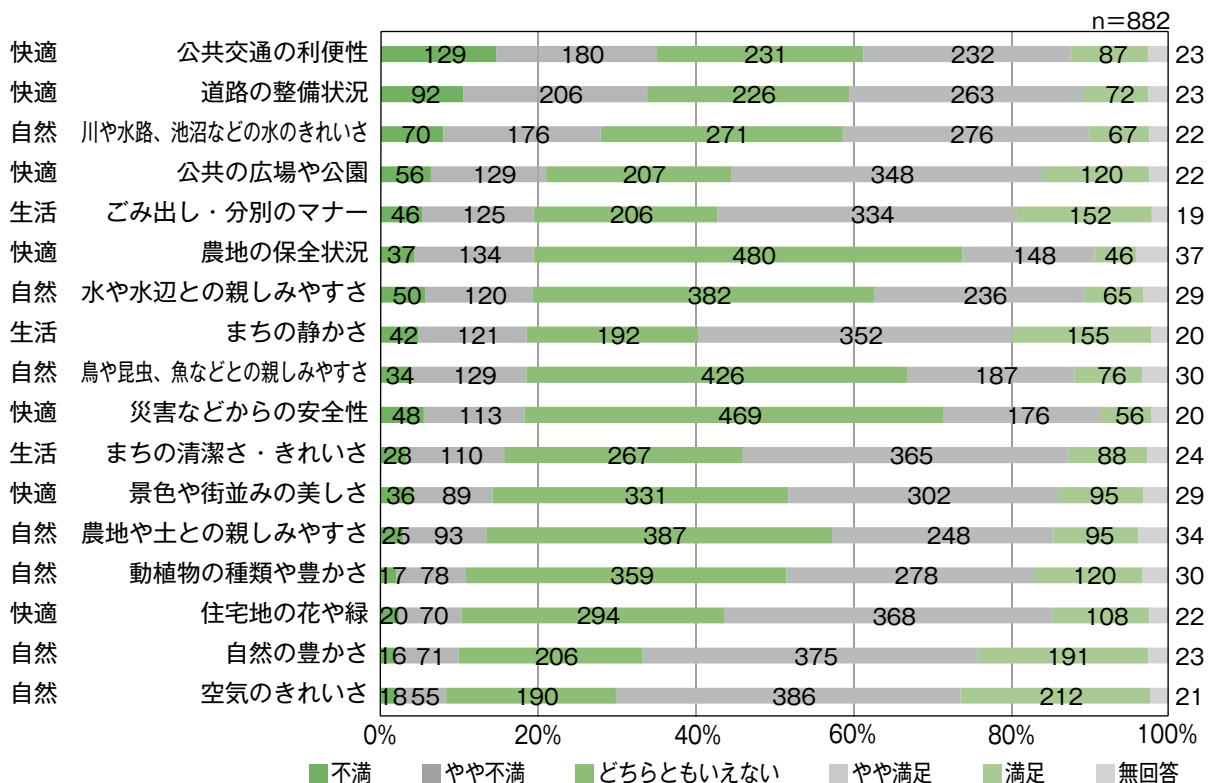
(2) 調査結果

問1 住まいの周辺環境は？

(満足度)



(不満足度)



■満足度（「満足」＋「やや満足」の回答者）

市民が最も満足しているのは「空気のきれいさ」であり、次いで、「自然の豊かさ」、「まちの静かさ」となっています。

市民の5割以上が満足している7項目を以下に示します。地区別に比較した場合、敷島地区は、竜王及び双葉地区と比較して「景色や街並みの美しさ」に満足している傾向がみられます。また、性別に関しても、上位7項目に差はなく市民全体と同様の意見となっています。

一方、市民と小学生及び中学生では最も満足している項目が異なり、小学生及び中学生は、「遊べる公園や広場がある」に対する満足度が最も高くなっています（中学生は6割以上、小学生に至っては8割以上が満足しています）。

満足度の全体評価として、「満足」、「やや満足」の回答数を超える「不満足」、「やや不満足」は無く、市民は甲斐市の環境について、ほぼ満足している状況であります。

順位	市民全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区
1	空気のきれいさ	空気のきれいさ	空気のきれいさ	空気のきれいさ
2	自然の豊かさ	自然の豊かさ	自然の豊かさ	自然の豊かさ
3	まちの静かさ	公共の広場や公園	まちの静かさ	まちの静かさ
4	ごみ出し・分別のマナー	住宅地の花や緑	ごみ出し・分別のマナー	住宅地の花や緑
5	住宅地の花や緑	まちの静かさ	住宅地の花や緑	公共の広場や公園
6	公共の広場や公園	ごみ出し・分別のマナー	まちの清潔さ・きれいさ	ごみ出し・分別のマナー
7	まちの清潔さ・きれいさ	まちの清潔さ・きれいさ	景色や街並みの美しさ	まちの清潔さ・きれいさ

■不満足度（「不満足」＋「やや不満足」の回答者）

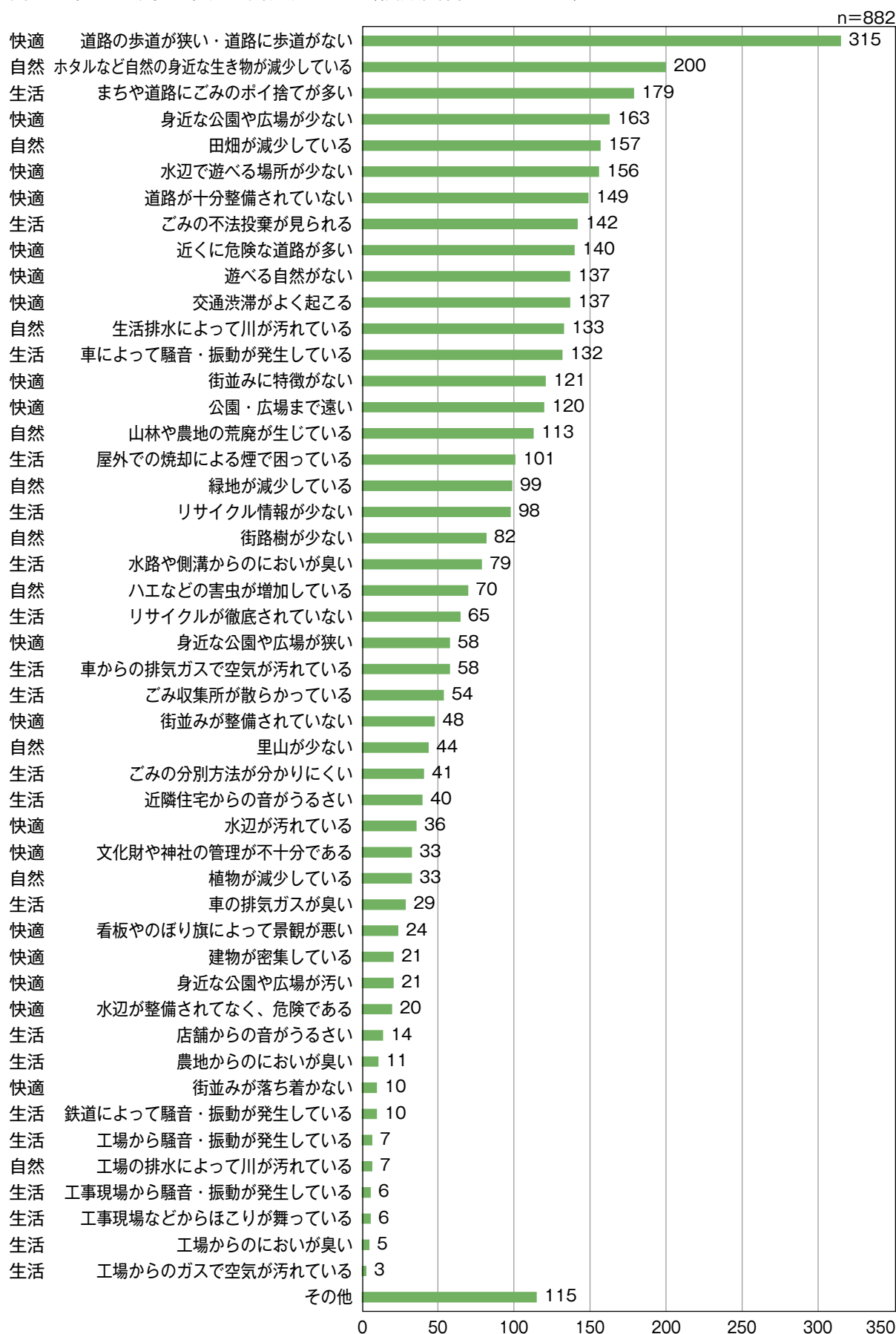
市民が最も不満足に感じているのは「公共交通の利便性」であり、「不満足」及び「やや不満足」に感じている上位5項目を以下に示します。

「公共交通の利便性」、「道路の整備状況」は「満足」、「やや満足」とほぼ同数の市民が「不満足」、「やや不満足」を感じており、それぞれの地区でも不満足度は高くなっています。

地区別に比較した場合、竜王地区は、敷島及び双葉地区と比較して「まちの静けさ」に不満を感じている傾向がみられました。また、敷島及び双葉地区は「水や水辺との親しみやすさ」に不満を感じている傾向がみられました。

順位	市民全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区
1	公共交通の利便性	公共交通の利便性	道路の整備状況	公共交通の利便性
2	道路の整備状況	自然の豊かさ	川や水路、池沼などの水のきれいさ	川や水路、池沼などの水のきれいさ
3	川や水路、池沼などの水のきれいさ	川や水路、池沼などの水のきれいさ	公共交通の利便性	道路の整備状況
4	公共の広場や公園	まちの静かさ	公共の広場や公園	農地の保全状況
5	農地の保全状況 ごみ出し・分別のマナー	鳥や昆虫、魚などとの親しみやすさ	水や水辺との親しみやすさ	水や水辺との親しみやすさ

問 2 住まい周辺環境の問題点は？（複数回答：5 つまで）



■周辺環境の問題点（1）

市民が最も問題だと感じているのは「道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い」であり、上位7項目を以下に示します。地区別の傾向として、竜王地区では「道路・歩道・交通渋滞」、敷島地区では「公園・水辺の少なさ」、双葉地区では「土地の荒廃・ごみ」を問題だと感じる市民が多くなっています。

また、「山林や農地の荒廃が生じている」、「ごみの不法投棄が見られる」を問題だと感じている市民は、生来（生まれてからずっと）の市民に多く、この2項目が最も問題に感じているという傾向が見られました（この2項目が同数で1位の意見）。

順位	市民全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区
1	道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い	道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い	道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い	道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い
2	ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している	道路が十分整備されていない	ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している	まちや道路にごみのポイ捨てが多い
3	まちや道路にごみのポイ捨てが多い	ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している	身近な公園や広場が少ない	山林や農地の荒廃が生じている
4	身近な公園や広場が少ない	まちや道路にごみのポイ捨てが多い	田畑が減少している	ごみの不法投棄が見られる
5	田畑が減少している	水辺で遊べる場所が少ない	水辺で遊べる場所が少ない	ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している
6	水辺で遊べる場所が少ない	交通渋滞がよく起こる	まちや道路にごみのポイ捨てが多い	交通渋滞がよく起こる
7	道路が十分整備されていない	近くに危険な道路が多い	生活排水によって川が汚れている	身近な公園や広場が少ない

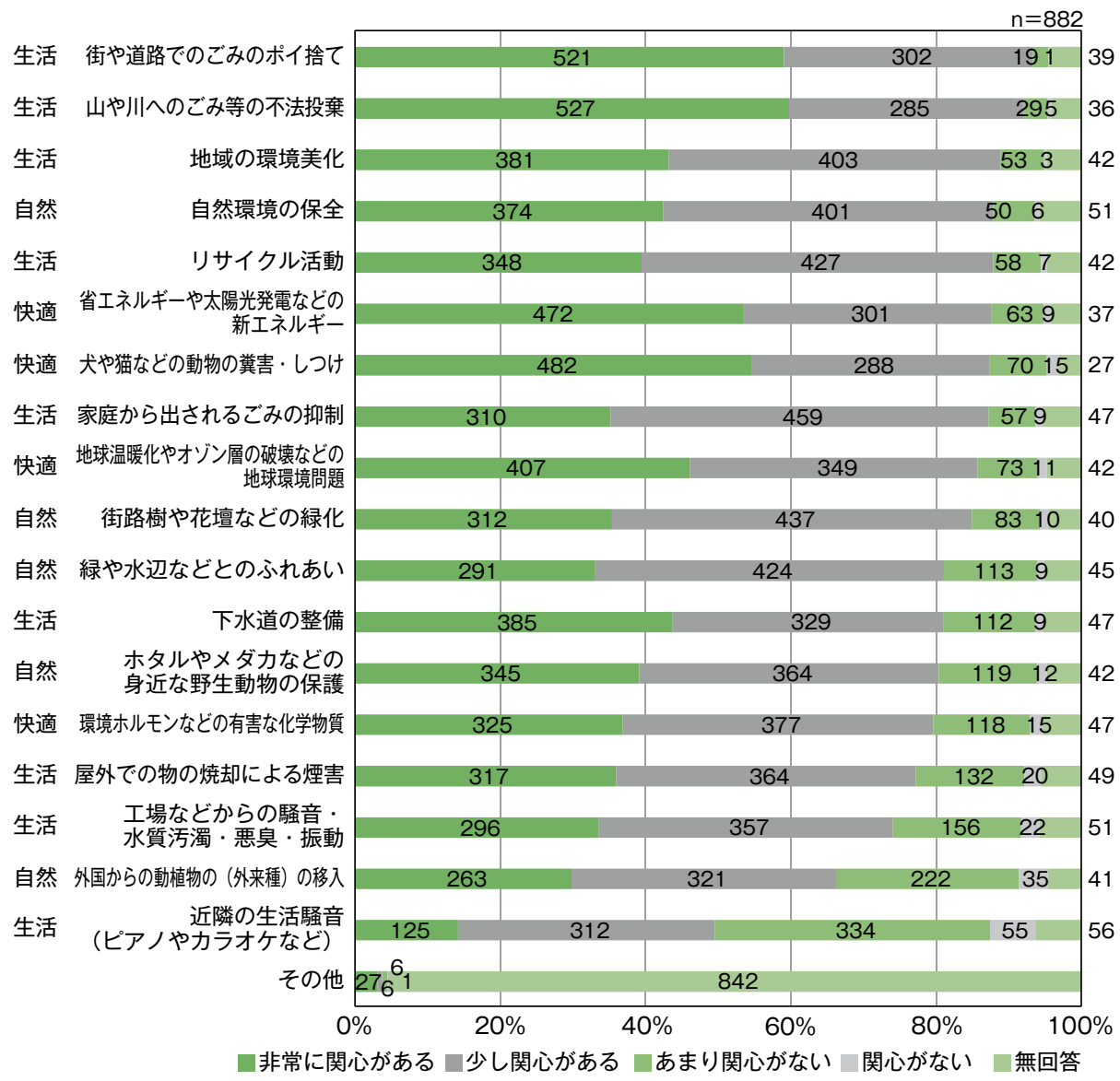
■周辺環境の問題点（2）

市民が問題だと感じていることを、自然環境、生活環境、快適環境ごとにまとめます。それぞれ、自然環境を保全すべき環境、生活環境を日常生活での環境、快適環境を理想とする環境と考え、市民の感じている問題点を以下に示します。

市民は、「道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い」（快適環境）、「ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している」（自然環境）、「まちや道路にごみのポイ捨てが多い」（生活環境）が最も問題であるとしています。

順位	市民全体		
	快適環境 (理想とする環境)	自然環境 (保全すべき環境)	生活環境 (日常生活での環境)
1	道路の歩道が狭い・道路に歩道が無い	ホタルなどの自然の身近な生き物が減少している	まちや道路にごみのポイ捨てが多い
2	身近な公園や広場が少ない	田畑が減少している	ごみの不法投棄が見られる
3	水辺で遊べる場所が少ない	生活排水によって川が汚れている	車によって騒音・振動が発生している
4	道路が十分整備されていない	山林や農地の荒廃が生じている	屋外での焼却による煙で困っている
5	近くに危険な道路が多い	緑地が減少している	リサイクル情報が少ない
全体評価	<p>■快適環境 市民が甲斐市において、より快適に生活できるよう、道路、公園、広場の整備や交通渋滞の解消に問題意識を持っている。安全、安心な特徴あるまちづくりを希望しています。</p> <p>■自然環境 自然豊かなまちとして、山林、農地の保全、身近にホタル等が生息できる自然環境を望んでいます。</p> <p>■生活環境 日常の生活環境では、ごみ問題（不法投棄、ポイ捨て）、車の騒音・振動等が問題だと感じています。</p>		

問3 環境問題に関する考え方は？

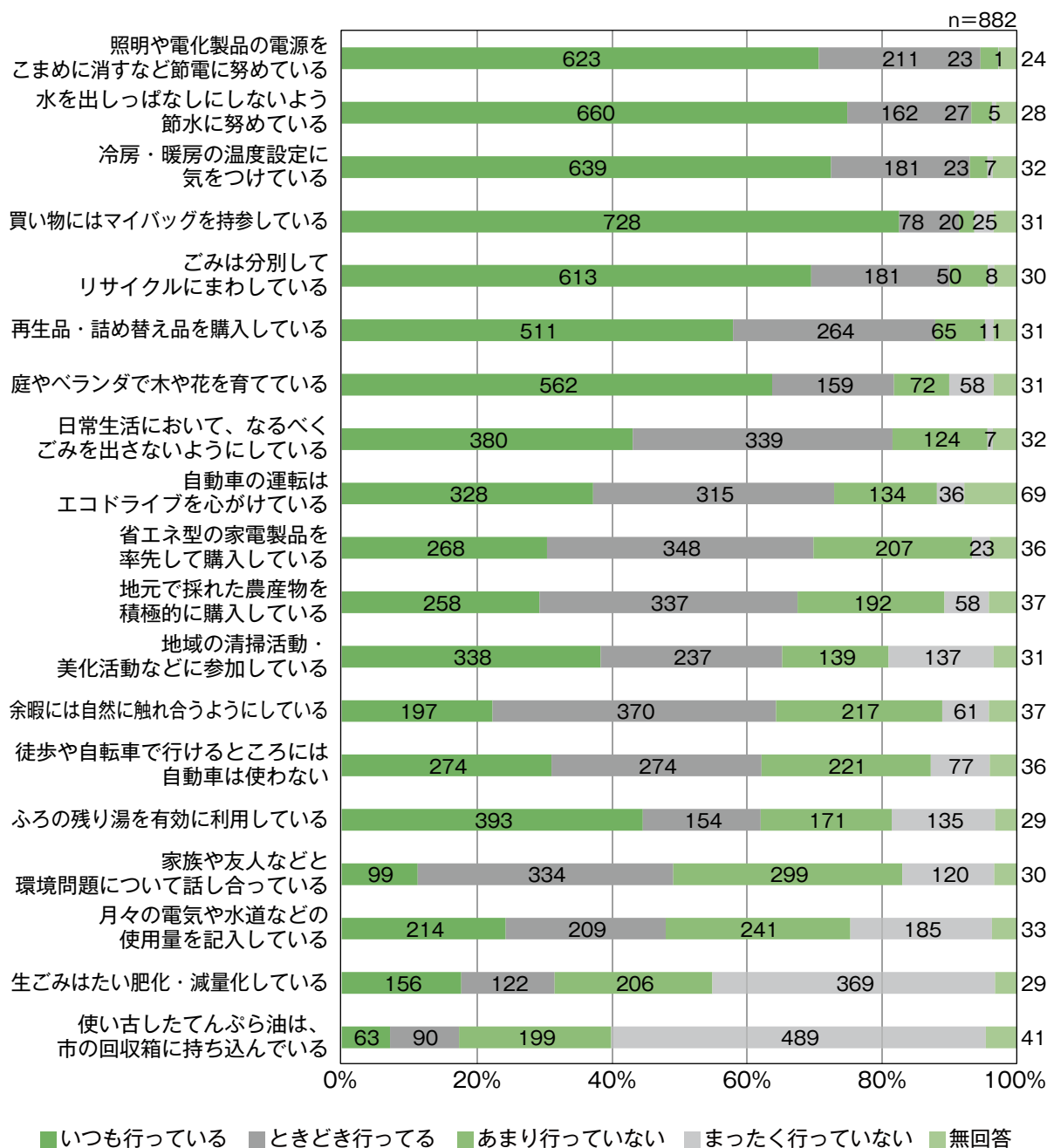


■環境問題への関心度

市民が関心を持っている環境問題の上位10項目を以下に示します。ほとんどの環境問題に8割以上の市民が関心を持っており、地区、性別による差もみられません。ただし、70歳以上の市民になると関心は、やや低くなり、殆どの項目に対する関心度が8割未満となっています。

順位	項目	順位	項目
1	街や道路でのごみのポイ捨て	6	省エネルギーや太陽光発電などの新エネルギー
2	山や川へのごみ等の不法投棄	7	犬や猫などの動物の糞害・しつけ
3	地域の環境美化	8	家庭から出されるごみの抑制
4	自然環境の保全	9	地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題
5	リサイクル活動	10	街路樹や花壇などの緑化

問 4 日ごろから行っている取り組みは？

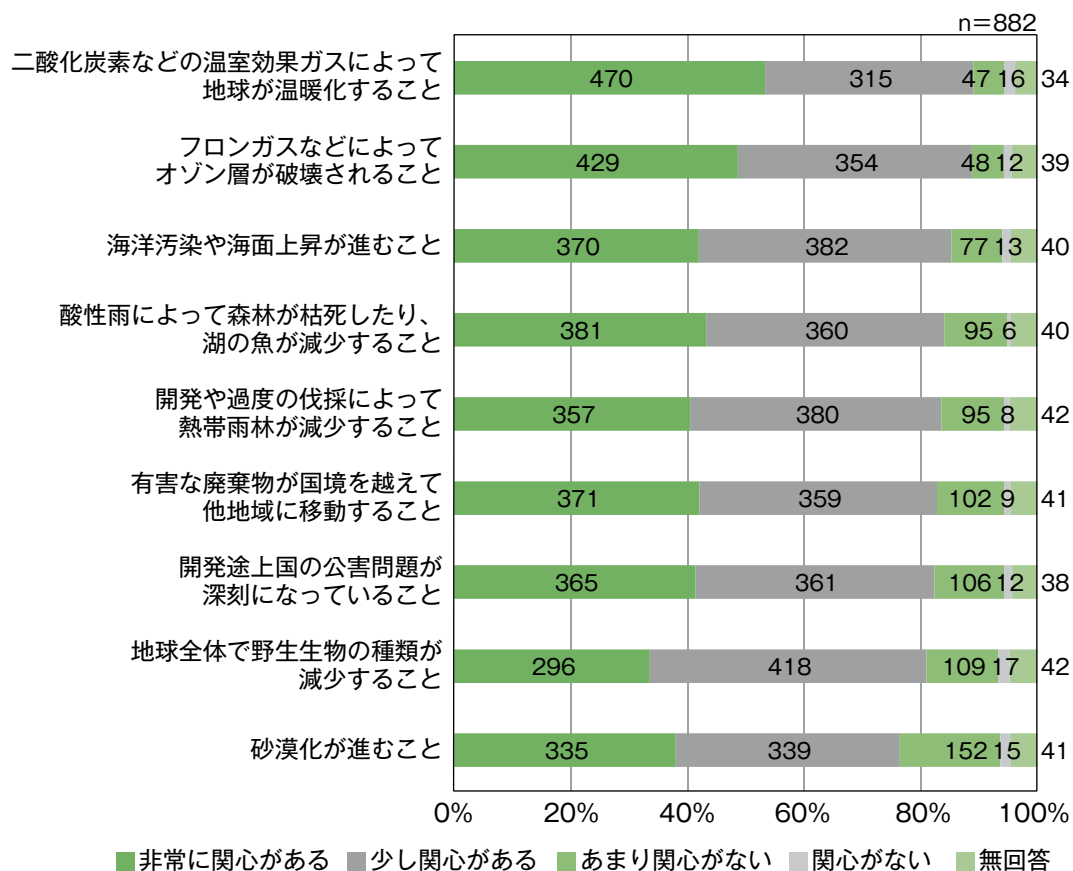


■日常の取り組み

日常、最も多くの市民が、「照明や電化製品の電源をこまめに消すなど節電に努めている」について取り組んでいます。また、市民の約6割は、殆どの項目に日ごろから取り組んでおり、その中でも、「いつも行っている」、「ときどき行っている」上位6項目を以下に示します。この6項目に関しては、市民の約9割が日ごろから取り組んでいます。

順位	項目
1	照明や電化製品の電源をこまめに消すなど節電に努めている
2	水を出しっぱなしにしないよう節水に努めている
3	冷房・暖房の温度設定に気をつけている
4	買い物にはマイバッグを持参している
5	ごみは分別してリサイクルにまわしている
6	再生品・詰め替え品を購入している

問5 地球規模の環境問題について

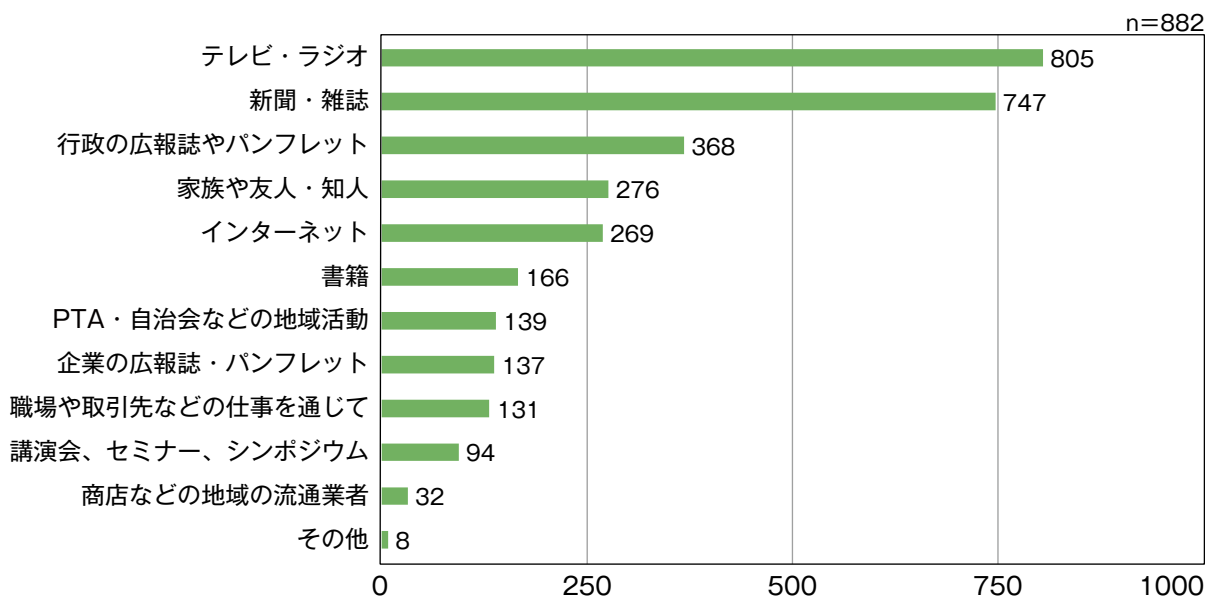


■環境問題に対する関心度

市民の約8割～9割の市民が全ての項目に「非常に興味がある」、「少し興味がある」としてしています。特に関心度の高い環境問題の上位5項目を以下に示します。関心のある項目及び関心度の高さについて、地区、性別による差は殆どありませんでした。

順位	項目
1	二酸化炭素などの温室効果ガスによって地球が温暖化すること
2	フロンガスなどによってオゾン層が破壊されること
3	海洋汚染や海面上昇が進むこと
4	酸性雨によって森林が枯死したり、湖の魚が減少すること
5	開発や過度の伐採によって熱帯雨林が減少すること

問6 環境情報に関する情報源は？（複数回答：あてはまるもの全て）



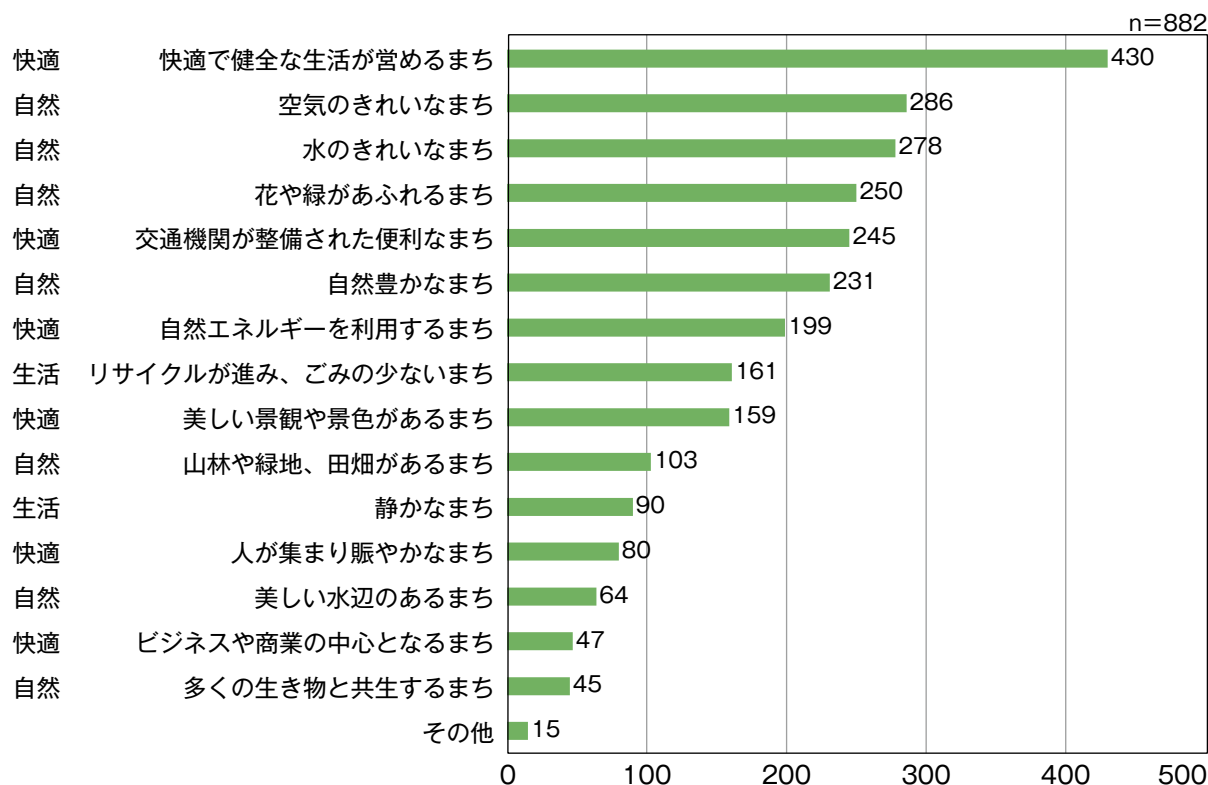
■情報源

市民の約8割～9割が「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」を環境情報の情報源としています。情報源の上位5項目を以下に示します。地区別、性別による差は無く、同様の傾向となっています。

一方、「インターネット」を情報源とする市民には、年齢による差がみられ、若い年代の市民が多く利用する傾向がみられました。インターネットを情報源とする20歳未満及び20～29歳の市民は50%を超えていますが、60～69歳の市民は約15%、70歳以上の市民に至っては約5%という結果になっています。

順位 (全体)	項目	順位 (20歳未満)	順位 (20～29歳)	順位 (70歳以上)
1	テレビ・ラジオ	1	1	1
2	新聞・雑誌	3	2	2
3	行政の広告誌やパンフレット	7	5	3
4	家族や友人・知人	5	4	4
5	インターネット	2	3	9

問 7 甲斐市の将来像は？（複数回答：3つまで）



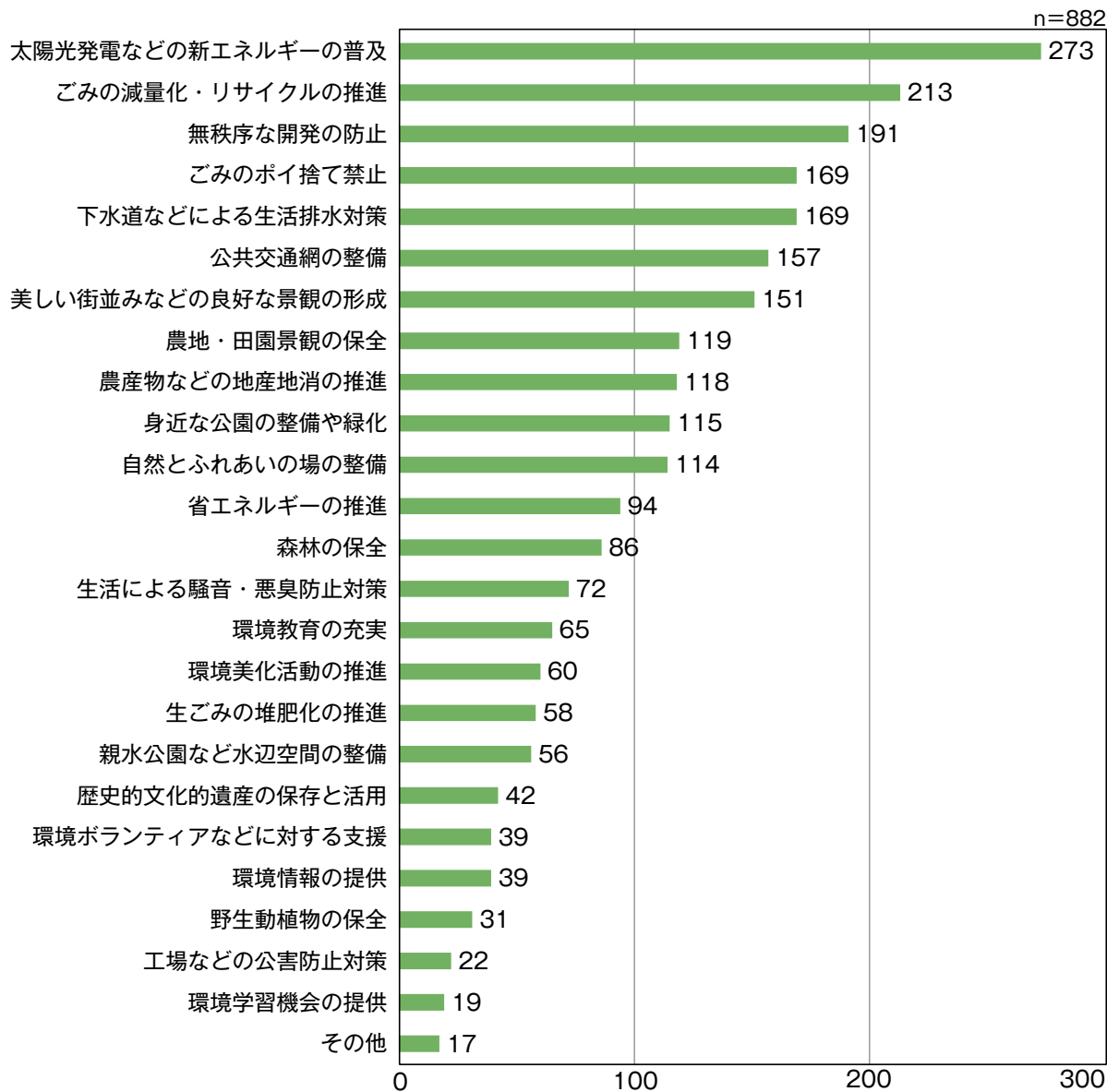
■将来像

最も多くの市民が希望する本市の将来像は、「快適で健全な生活が営めるまち」であり、上位7項目を以下に示します。各地区別では順位に差はあるものの、上位7項目は全て同じ項目になっています。

ただし、市民全体では5位の「交通機関が整備された便利なまち」は50～59歳及び70歳以上の市民に、7位の「自然エネルギーを利用するまち」は40～49歳の市民に比較的強く望まれる傾向がみられました。

順位	市民全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区
1	快適で健全な生活が営めるまち	快適で健全な生活が営めるまち	快適で健全な生活が営めるまち	快適で健全な生活が営めるまち
2	空気のきれいなまち	水のきれいなまち	空気のきれいなまち	空気のきれいなまち
3	水のきれいなまち	空気のきれいなまち	花や緑があふれるまち	自然豊かなまち
4	花や緑があふれるまち	交通機関が整備された便利なまち	水のきれいなまち	花や緑があふれるまち
5	交通機関が整備された便利なまち	花や緑があふれるまち	自然豊かなまち	交通機関が整備された便利なまち
6	自然豊かなまち	自然エネルギーを利用するまち	交通機関が整備された便利なまち	水のきれいなまち
7	自然エネルギーを利用するまち	自然豊かなまち	自然エネルギーを利用するまち	自然エネルギーを利用するまち

問8 甲斐市が取り組むべき環境問題とは？（複数回答：3つまで）



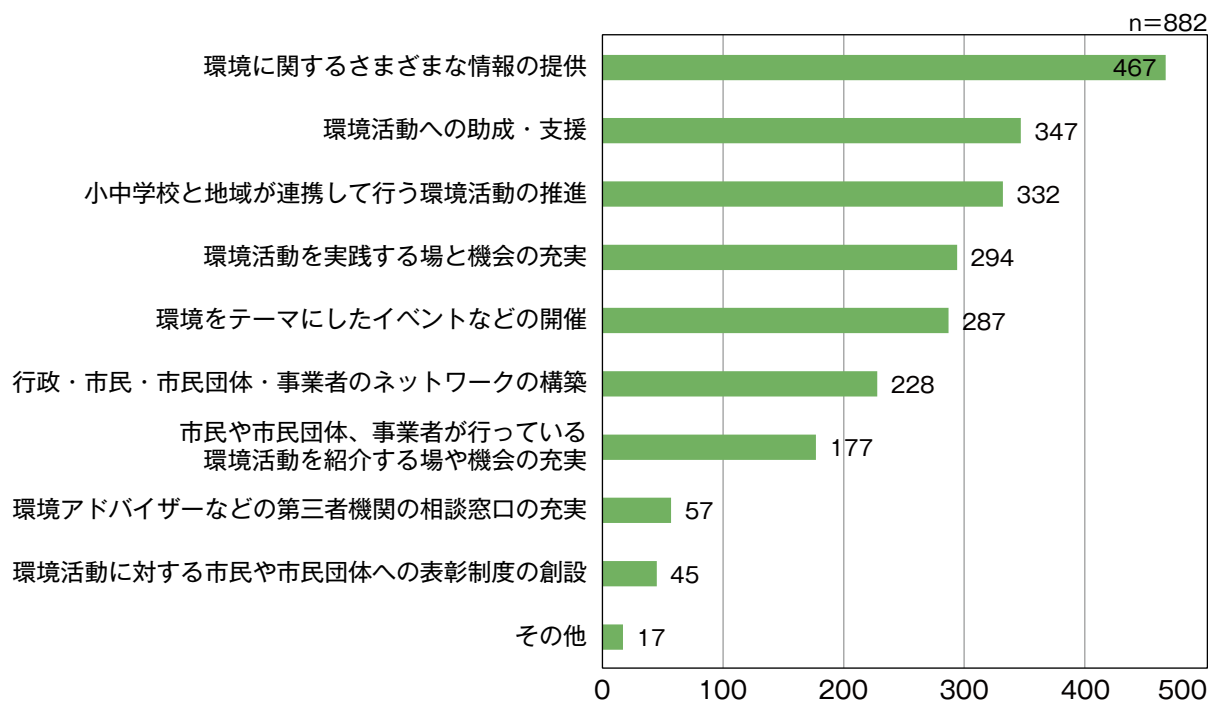
■行政の取り組み

最も多くの市民が行政に望む環境への取り組みは「太陽光発電などの新エネルギーの普及」であり、市民が行政に望む上位 10 項目を以下に示します。どの地区でも、太陽光発電に関する意見が最も多くなっています。

ただし、20～29歳の市民は、「ごみの減量化・リサイクルの推進」、70歳以上の市民は、「ごみの減量化・リサイクルの推進」及び「ごみのポイ捨て禁止」を太陽光発電の普及よりも行政に対して望んでいます。

順位	市民全体	竜王地区	敷島地区	双葉地区
1	太陽光発電などの新エネルギーの普及	太陽光発電などの新エネルギーの普及	太陽光発電などの新エネルギーの普及	太陽光発電などの新エネルギーの普及
2	ごみの減量化・リサイクルの推進	ごみの減量化・リサイクルの推進	ごみのポイ捨て禁止	無秩序な開発の防止
3	無秩序な開発の防止	下水道などによる生活排水対策	ごみの減量化・リサイクルの推進	ごみの減量化・リサイクルの推進
4	ごみのポイ捨て禁止	公共交通網の整備	無秩序な開発の防止	ごみのポイ捨て禁止
5	下水道などによる生活排水対策	無秩序な開発の防止	下水道などによる生活排水対策	美しい街並みなどの良好な景観の形成
6	公共交通網の整備	ごみのポイ捨て禁止	美しい街並みなどの良好な景観の形成	農地・田園景観の保全
7	美しい街並みなどの良好な景観の形成	美しい街並みなどの良好な景観の形成	自然とふれあいの場の整備	公共交通網の整備
8	農地・田園景観の保全	身近な公園の整備と緑化	農地・田園景観の保全	省エネルギーの推進
9	農産物などの地産地消の推進	農産物などの地産地消の推進	森林の保全	下水道などによる生活排水対策
10	身近な公園の整備と緑化	自然とふれあいの場の整備	農産物などの地産地消の推進	農産物などの地産地消の推進

問9 市民の環境活動を活発にするために望むことは？（複数回答：3つまで）



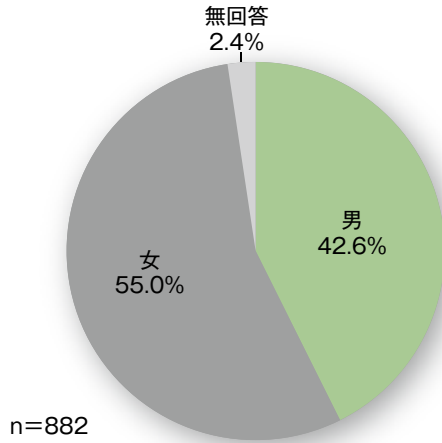
■行政に望むこと

市民の環境活動を活発にするために行政に望むことは「環境に関するさまざまな情報の提供」であり、上位5項目を以下に示します。地区による差は殆ど見られません。

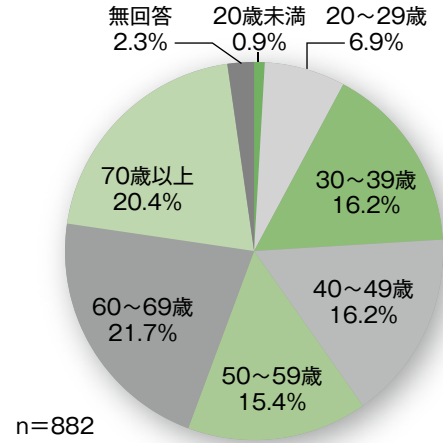
順位 (全体)	順位 (竜王)	順位 (敷島)	順位 (双葉)	項目
1	1	1	1	環境に関する様々な情報の提供
2	2	2	3	環境活動への助成・支援
3	3	4	2	小中学校と地域が連携して行う環境活動の推進
4	5	3	4	環境活動を実践する場と機会の充実
5	4	5	5	環境をテーマとしたイベントなどの開催

問 10～問 15 属性

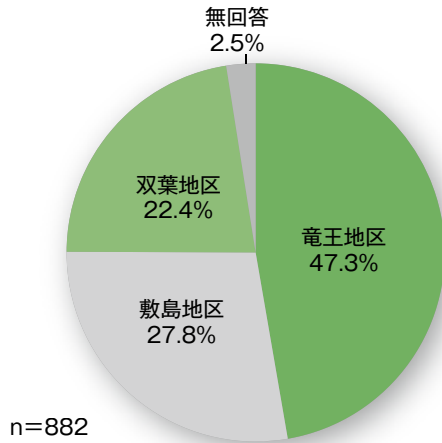
性別



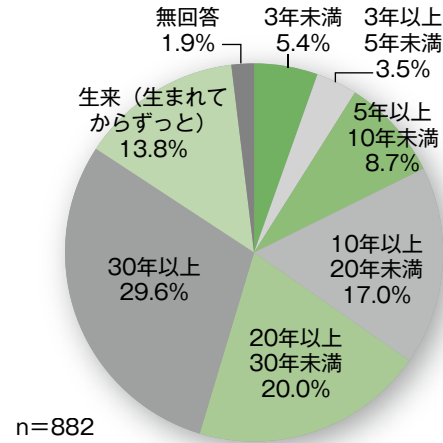
年齢



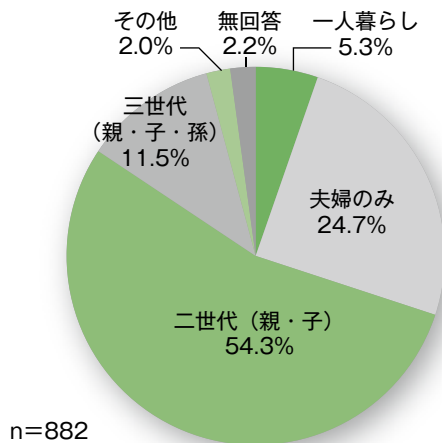
地区



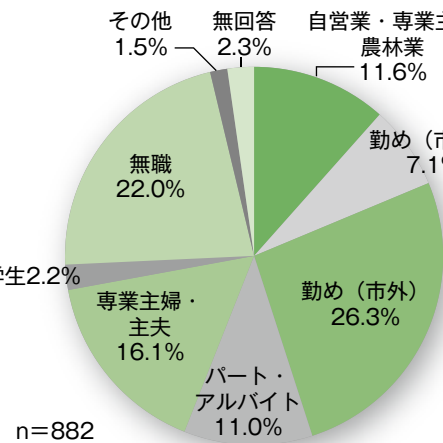
居住年数



家族構成



職業



2 小学生アンケート調査

(1) 調査概要

調査期間：平成 23 年 2 月 18 日～平成 23 年 3 月 4 日

調査対象：市内の小学 5 年生全員

抽出方法：教育委員会を通じて各学校に配付、回収

配布数：753

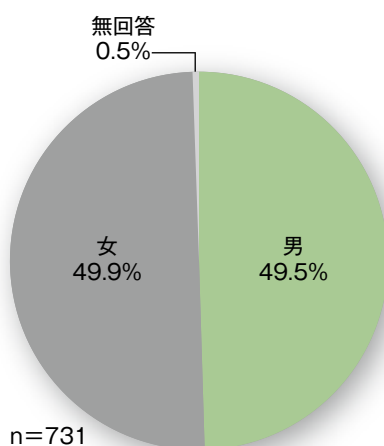
回収数：731 (97.1%)

○アンケート結果をみる上での注意点

- ・アンケート結果の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の n = ○○は回収されたアンケートの回答件数を表わしています。
(例：n = 731 の場合は、合計で 731 件の回答があったことを示します)
- ・単数回答と複数回答の質問があり、複数回答の質問は合計数が回答件数と異なる場合があります。
- ・グラフ中の「自然」、「生活」、「快適」はそれぞれ「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」を表します。

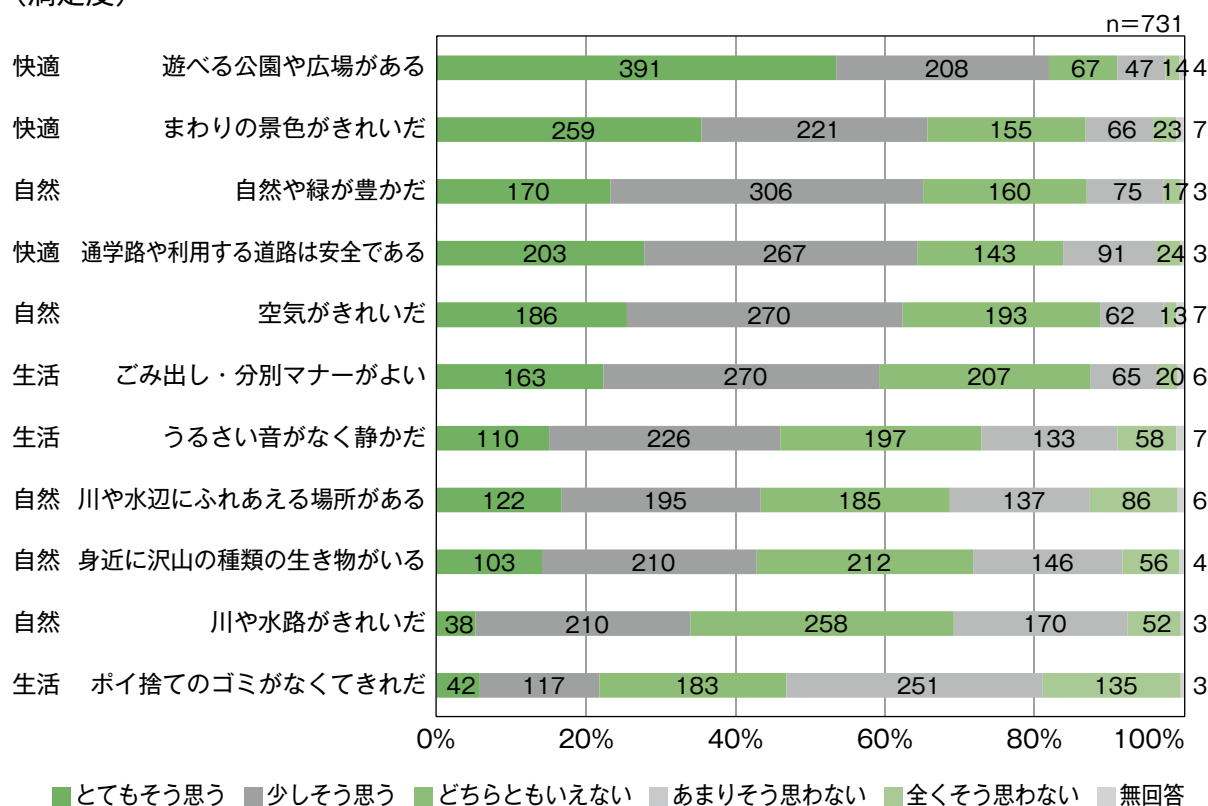
(2) 調査結果

問 1 性別

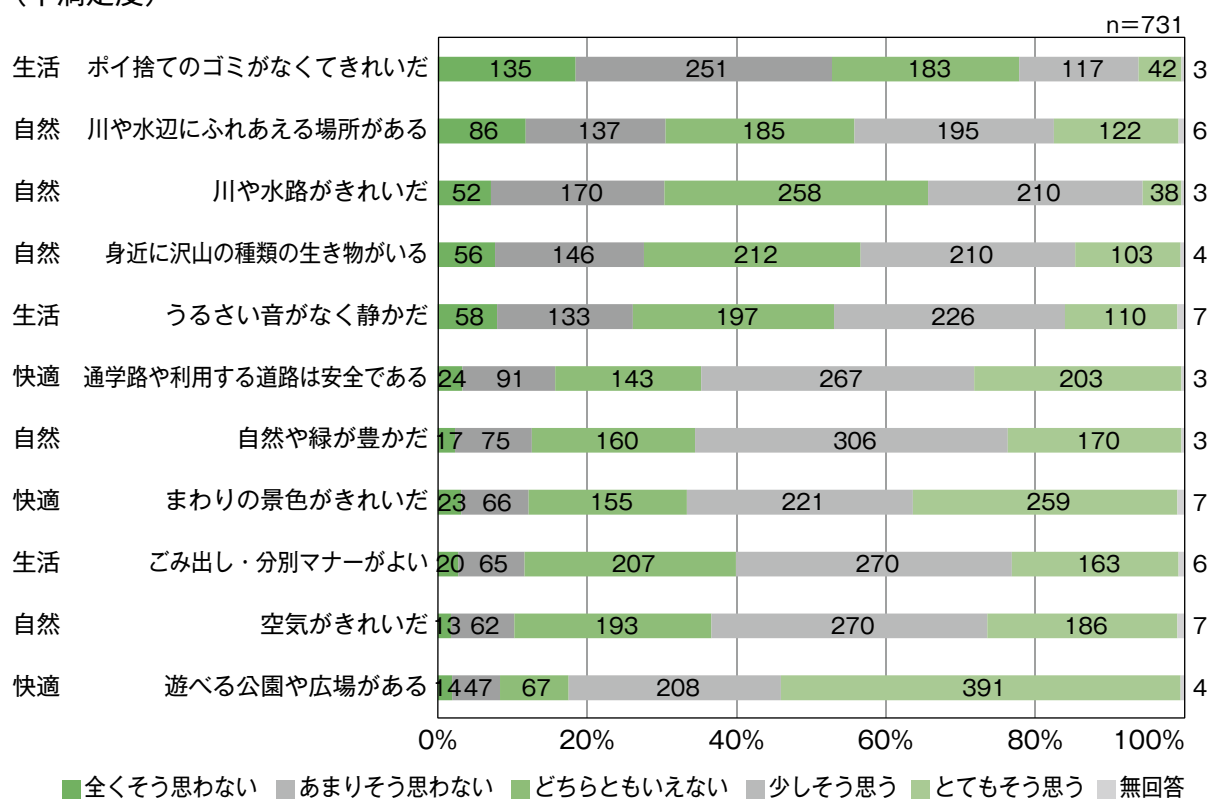


問2 家や学校の周辺環境は？

(満足度)



(不満足度)



■満足度（「とてもそう思う」＋「そう思う」の回答者）

小学生が最も満足している項目は「遊べる公園や広場がある」であり、全体の8割以上が「とてもそう思う」、「少しそう思う」と回答しています。

「とてもそう思う」、「少しそう思う」が「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」を上回ったのは以下の10項目になります。快適環境に関する項目が上位に挙げられています。

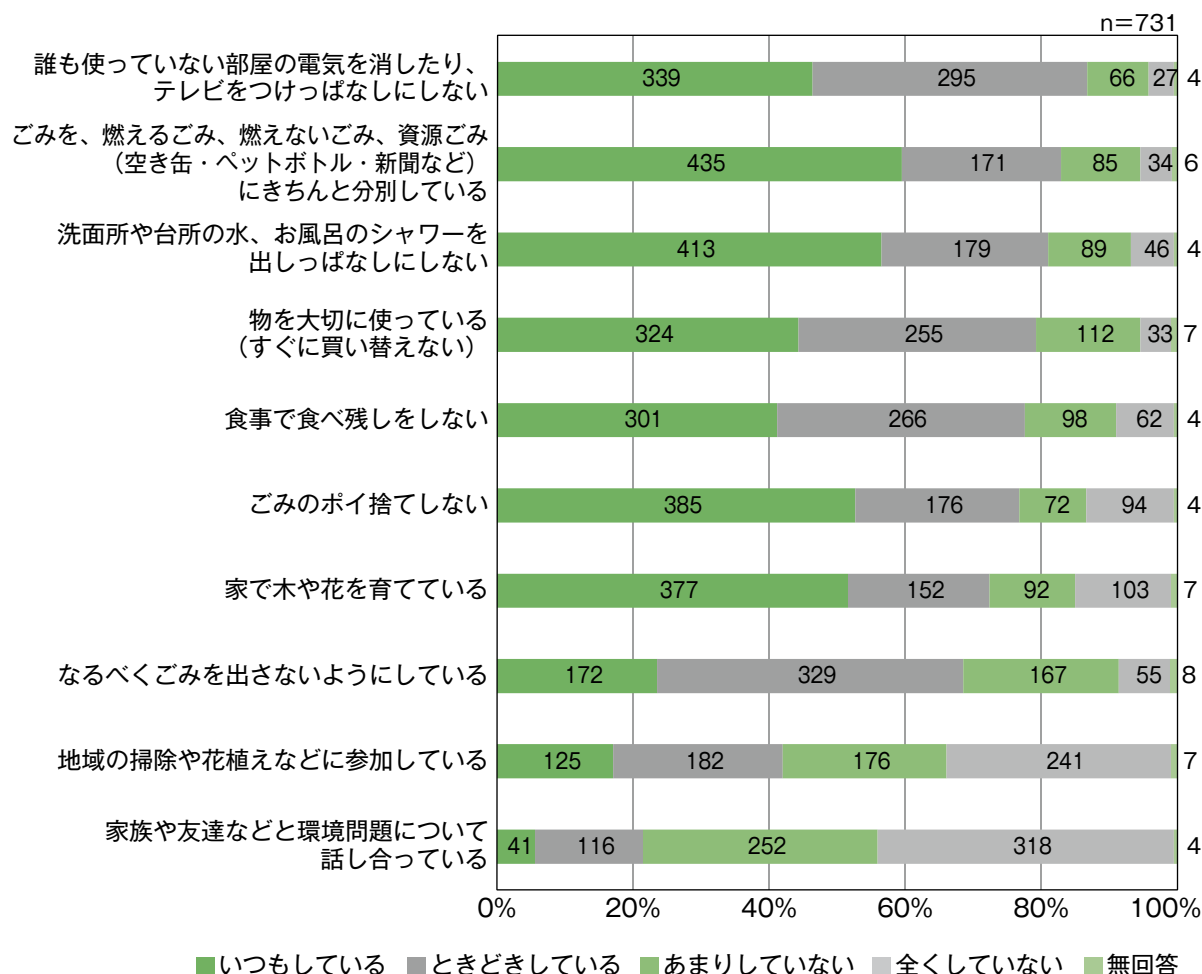
順位	項目	
1	遊べる公園や広場がある	快適環境
2	周りの景色がきれい	快適環境
3	自然や緑が豊か	自然環境
4	通学路や良く利用する道路は安全	快適環境
5	空気がきれい	自然環境
6	ごみ出し・分別のマナーがとても良い	生活環境
7	うるさい音がなくて静か	生活環境
8	川や水辺にふれあえる場所がある	自然環境
9	身近にたくさんの生き物がある	自然環境
10	川や水路がきれい	自然環境

■不満足度（「全くそう思わない」＋「あまりそう思わない」の回答者）

小学生が最も満足していない項目は「ポイ捨てのゴミがなくてきれい」であり、全体の5割以上が「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」と回答しています。

「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」の回答数が「とてもそう思う」、「少しそう思う」を上回ったのは「ポイ捨てのゴミがなくてきれい」の1項目のみとなっています。

問3 日ごろから行っている取り組みは？



■日ごろの取り組み

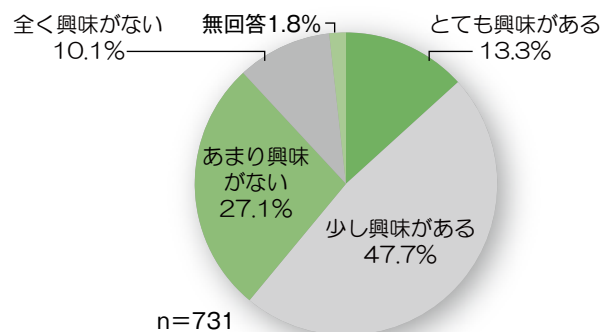
日常、最も多くの小学生が取り組んでいる項目は「誰も使っていない部屋の電気を消したり、テレビをつけっぱなしにしない」であり、全体の8割以上が「いつもしている」、「ときどきしている」と回答しています。

半数以上の小学生が「いつもしている」、「ときどきしている」項目は合計回答数の多い順に、以下の8項目となっています。

一方、半数以上の小学生が「全くしていない」、「あまりしていない」項目は「家族や友人などと環境問題について話し合っている」、「地域の掃除や花植えなどに参加している」となっています。

順位	項目	順位	項目
1	部屋の電気、テレビをつけっぱなしにしない	5	食事で食べ残しをしない
2	物を大切に使っている	6	ごみのポイ捨てをしない
3	ごみをきちんと分別している	7	家で木や花を育てている
4	水を出しっぱなしにしない	8	なるべくごみを出さないようにしている

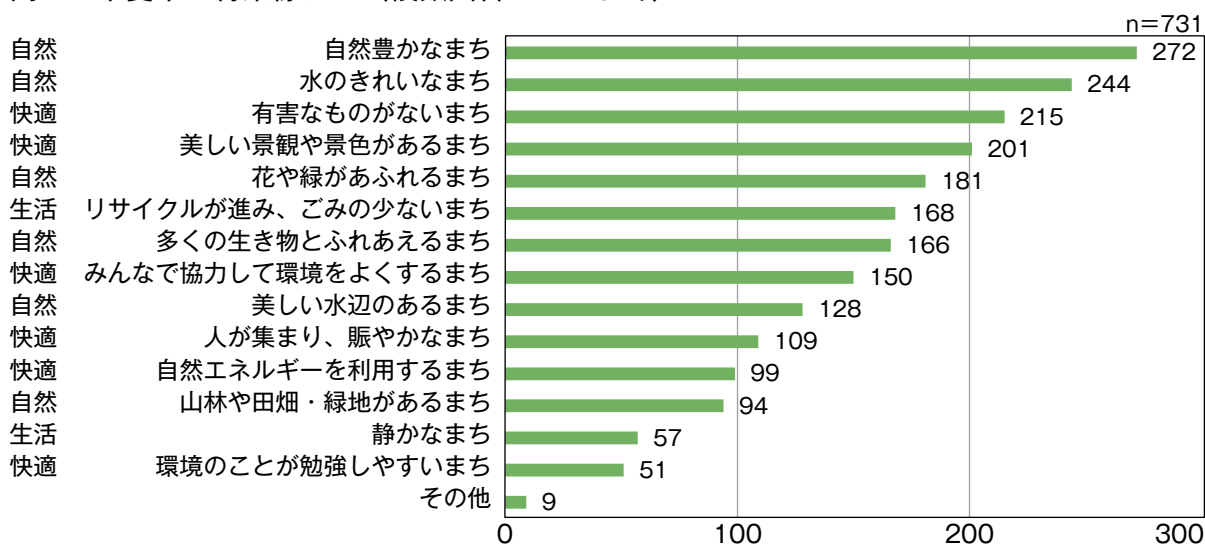
問4 環境問題について関心は？



■環境問題

6割以上の小学生が環境問題に関して「とても興味がある」、「少し興味がある」としています。

問5 甲斐市の将来像は？（複数回答：3つまで）



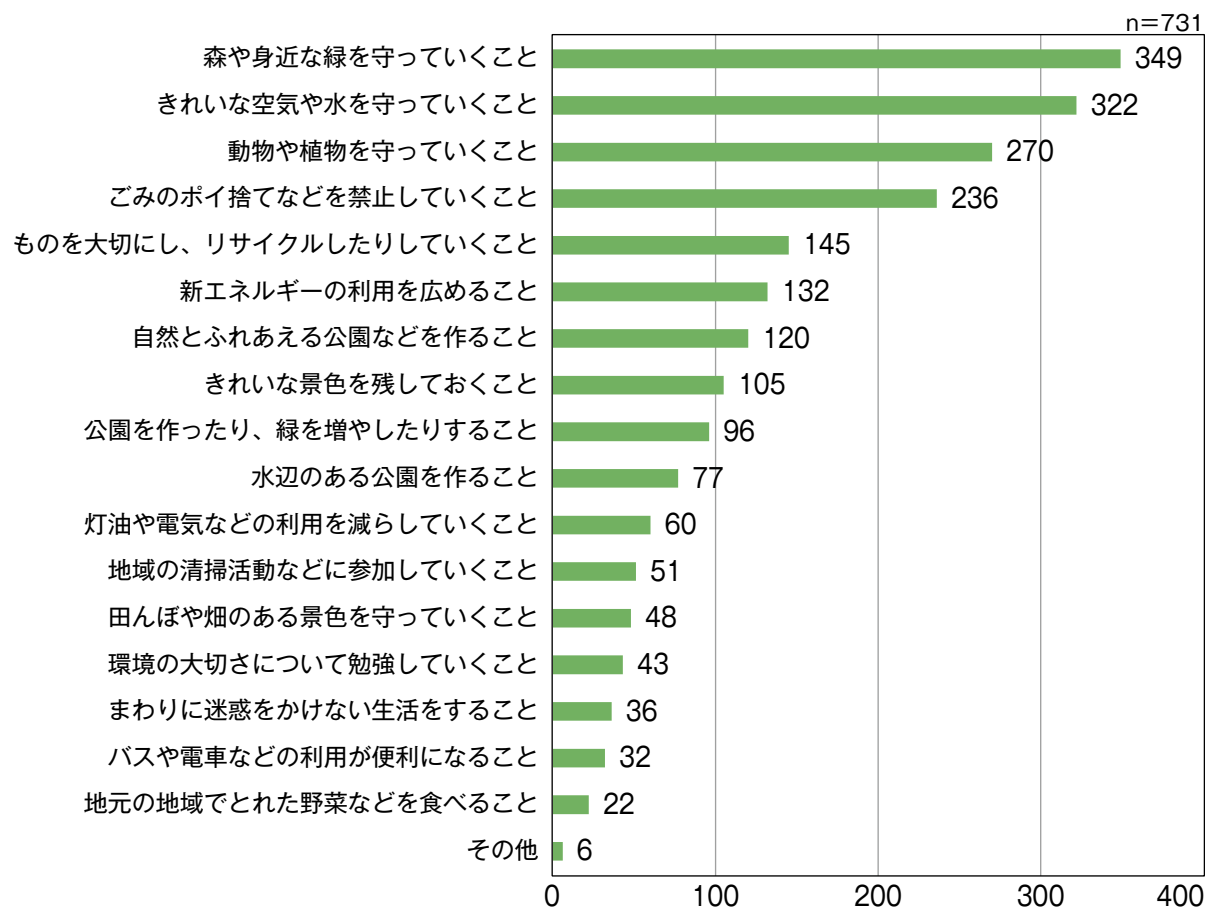
■将来像

最も多くの小学生が考えている将来の甲斐市は「空気のきれいなまち」であり、小学生が考えている将来像の上位5項目を以下に示します。上位には自然環境、快適環境に関する項目が挙がっています。

本市の将来像には、現状に満足している項目と、満足していない項目の両方が含まれています。

順位	満足度順位（問2）	項目	環境分類
1	5	空気のきれいなまち	自然環境
2	3	自然豊かなまち	自然環境
3	10	水のきれいなまち	自然環境
4	—	有害なものがないまち	快適環境
5	2	美しい景観や景色があるまち	快適環境

問6 甲斐市の環境を良くするには？（複数回答：3つまで）



■甲斐市の環境を守り、良くする

最も多くの小学生が甲斐市の環境を守り、良くするために大事だと考えていることは、「森や身近な緑を守っていくこと」となっています。小学生が大事だと考えている上位5項目を以下に示します。上位には自然環境の保全に関する項目が多く挙げられています。特に1、2位の意見は望まれる将来像と一致しています。

順位	満足度順位（問2）	将来像順位（問5）	項目
1	3	—	森や身近な緑を守っていくこと
2	10	1・3	きれいな空気や水を守っていくこと
3	—	—	動物や植物を守っていくこと
4	11（最下位）	—	ごみのポイ捨てなどを禁止していくこと
5	—	—	ものを大切に、リサイクルしたりしていくこと

3 中学生アンケート調査

(1) 調査概要

調査期間：平成 23 年 2 月 18 日～平成 23 年 3 月 4 日

調査対象：市内の中学 2 年生全員

抽出方法：教育委員会を通じて各学校に配付、回収

配布数：722

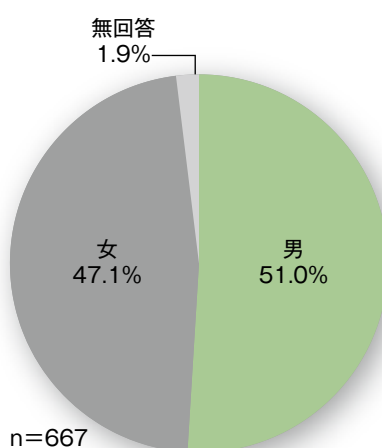
回収数：667 (92.4%)

○アンケート結果をみる上での注意点

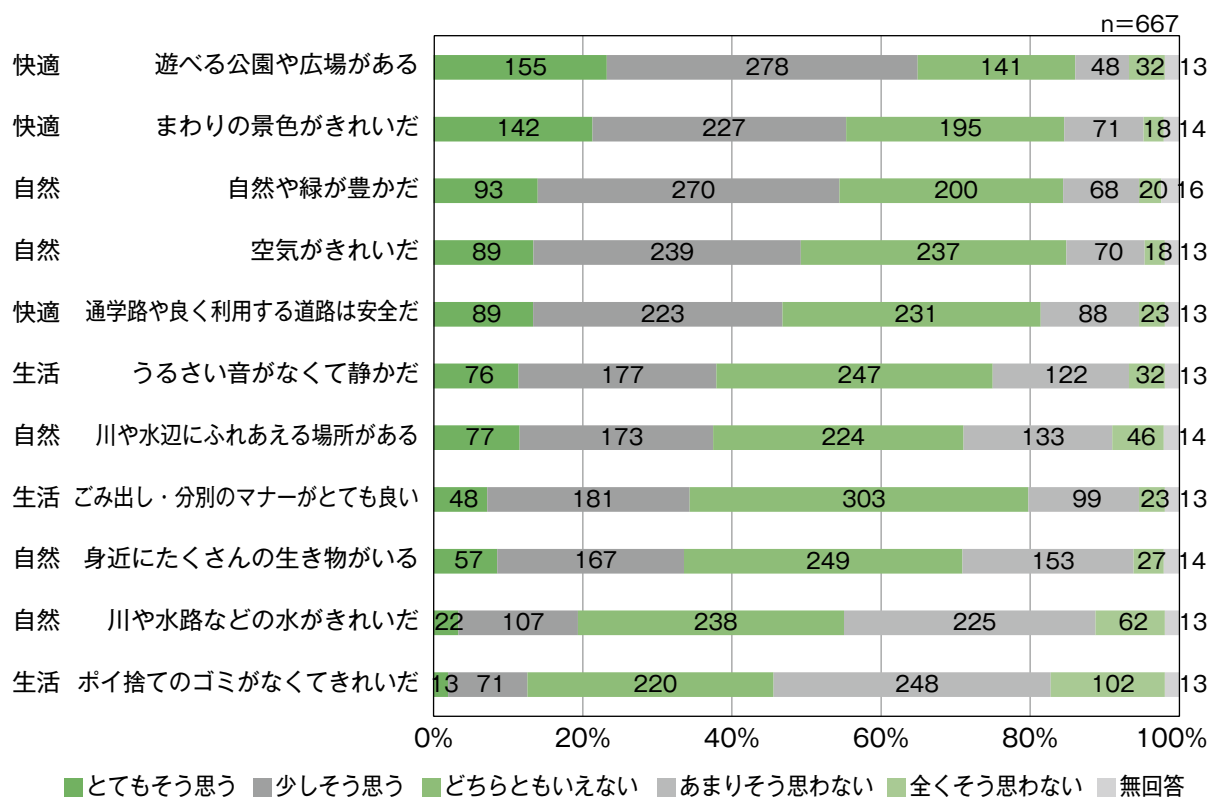
- ・アンケート結果の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の n = ○○は回収されたアンケートの回答件数を表わしています。
(例：n = 667 の場合は、合計で 667 件の回答があったことを示します)
- ・単数回答と複数回答の質問があり、複数回答の質問は合計数が回答件数と異なる場合があります。
- ・グラフ中の「自然」、「生活」、「快適」はそれぞれ「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」を表します。

(2) 調査結果

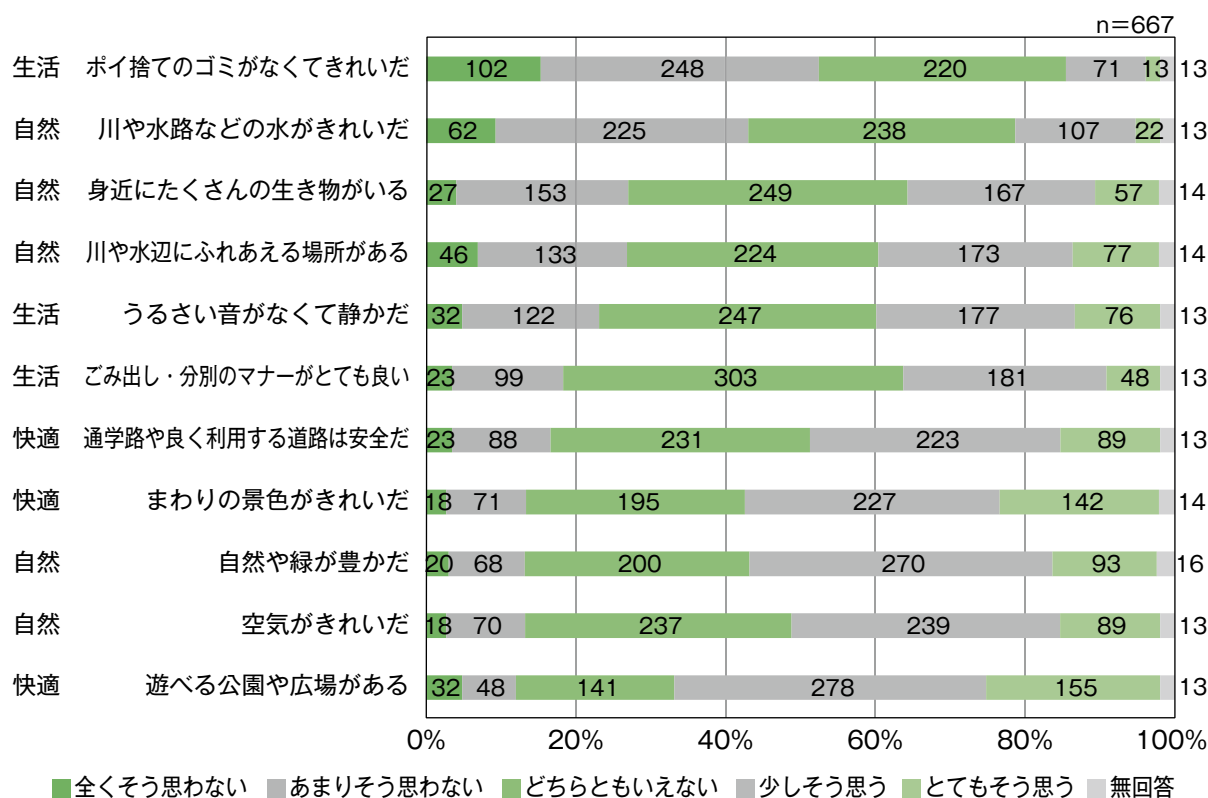
問 1 性別



問2 家や学校の周辺環境は？
(満足度)



(不満足度)



■満足度（「とてもそう思う」＋「そう思う」の回答者）

中学生が最も満足している項目は「遊べる公園がある」であり、全体の6割以上が「とてもそう思う」、「少しそう思う」と回答しています。

また、半数以上が満足している項目は上位から、「遊べる公園がある」、「周りの景色がきれいだ」、「自然や緑が豊かだ」となっています。

「とてもそう思う」、「少しそう思う」の回答数が「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」を上回ったのは以下の9項目になります。快適環境に関する項目が上位に挙げられています。

順位	項目	
1	遊べる公園や広場がある	快適環境
2	周りの景色がきれいだ	快適環境
3	自然や緑が豊かだ	自然環境
4	空気がきれいだ	自然環境
5	通学路や良く利用する道路は安全だ	快適環境
6	うるさい音がなくて静かだ	生活環境
7	川や水辺にふれあえる場所がある	自然環境
8	ごみ出し・分別のマナーが良い	生活環境
9	身近にたくさんの生き物がいる	自然環境

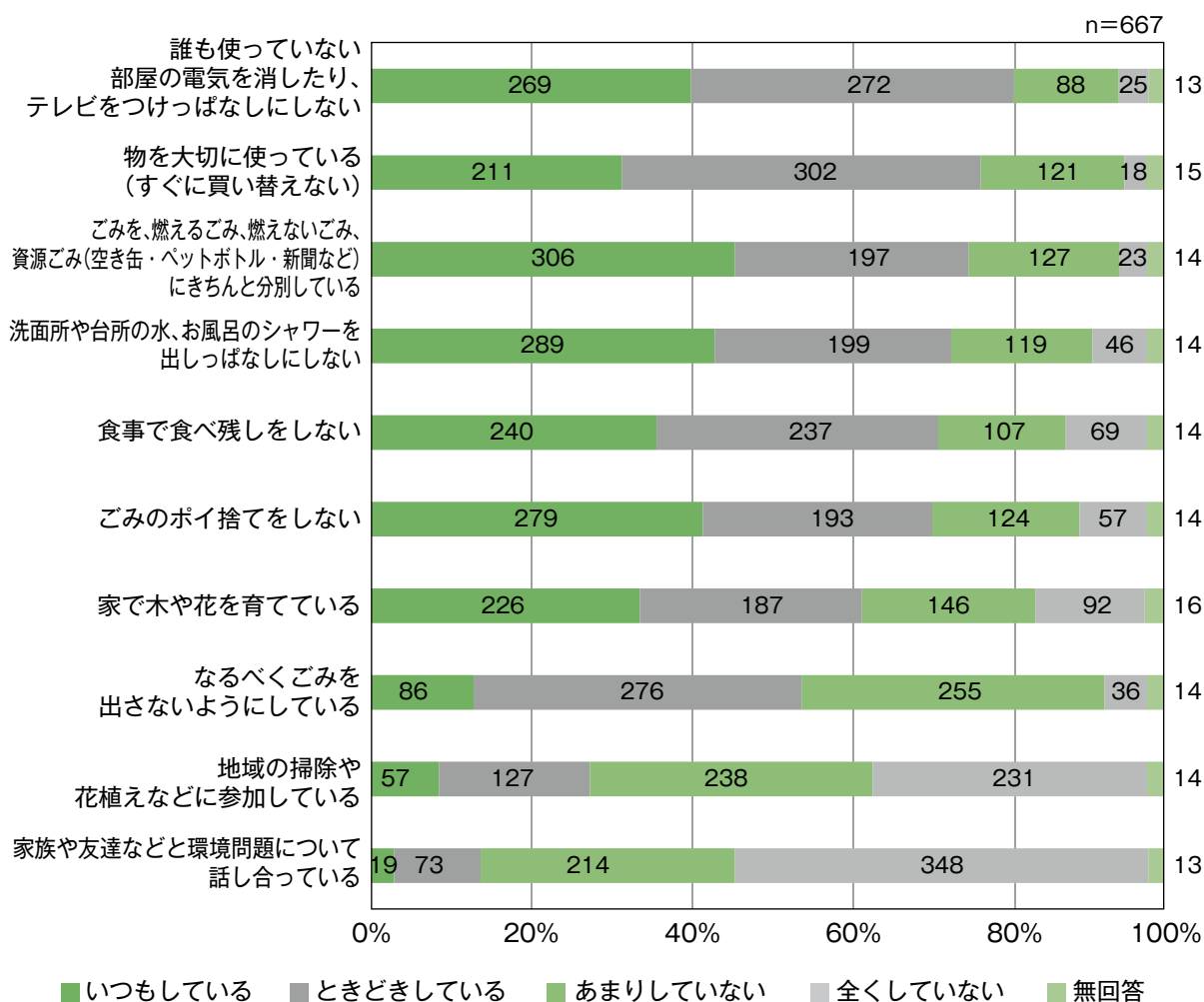
■不満足度（「全くそう思わない」＋「あまりそう思わない」の回答者）

中学生が最も満足していない項目は「ポイ捨てのゴミがなくてきれいだ」であり、半数以上が「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」と回答しています。

「全くそう思わない」、「あまりそう思わない」の回答数が「とてもそう思う」、「少しそう思う」を上回ったのは以下の2項目です。

順位	項目	
1	ポイ捨てのゴミがなくてきれいだ	生活環境
2	川や水路などの水がきれいだ。	自然環境

問3 日ごろから行っている取り組みは？



■日ごろの取り組み

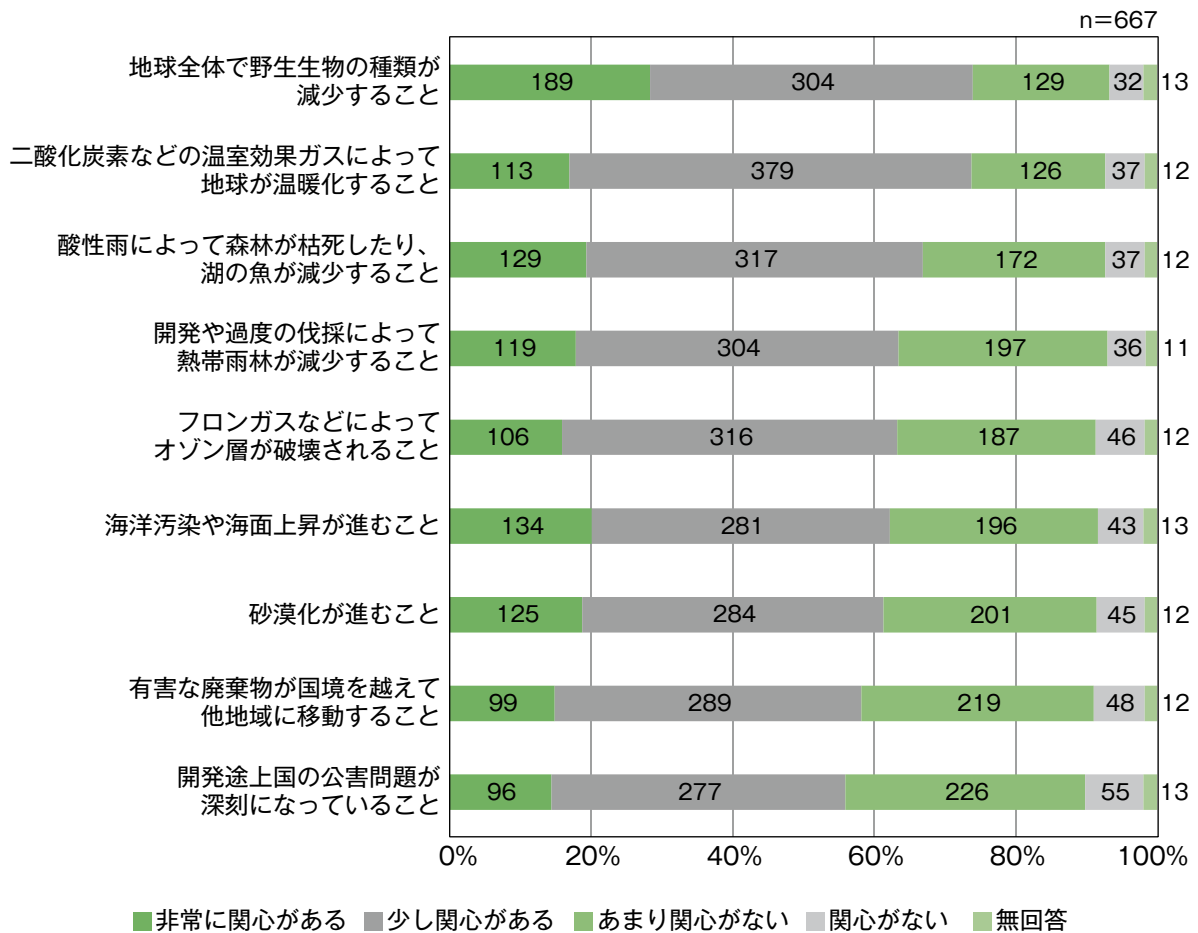
最も多くの中学生が日常取り組んでいる項目は「ごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（空き缶・ペットボトル・新聞など）にきちんと分別している」であり、全体の8割以上が「いつもしている」、「ときどきしている」と回答しています。

半数以上の中学生が「いつもしている」、「ときどきしている」項目は回答数の多い順に、以下の8項目になります。

一方、半数以上の中学生が「全くしていない」、「あまりしていない」項目は「家族や友人などと環境問題について話し合っている」、「地域の掃除や花植えなどに参加している」となっています。

順位	項目	順位	項目
1	部屋の電気、テレビをつけっぱなしにしない	5	食事で食べ残しをしない
2	物を大切に使っている	6	ごみのポイ捨てをしない
3	ごみをきちんと分別している	7	家で木や花を育てている
4	水を出しっぱなしにしない	8	なるべくごみを出さないようにしている

問4 地球規模の環境問題について関心は？

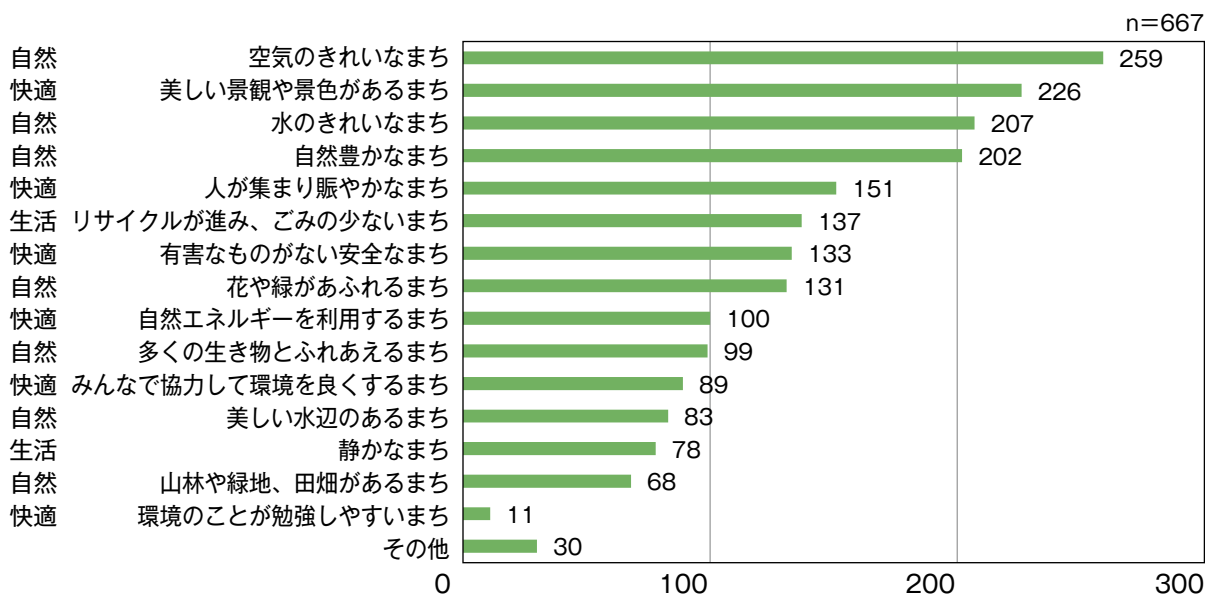


■地球環境問題

半数以上の中学生が全ての項目について「非常に興味がある」、「少し興味がある」としています。特に関心の高かったのは以下の2項目であり、7割以上の中学生が関心を持っています。

順位	項目
1	地球全体で野生生物の種類が減少すること
2	二酸化炭素などの温室効果ガスによって地球が温暖化すること

問5 甲斐市の将来像は？（複数回答：3つまで）

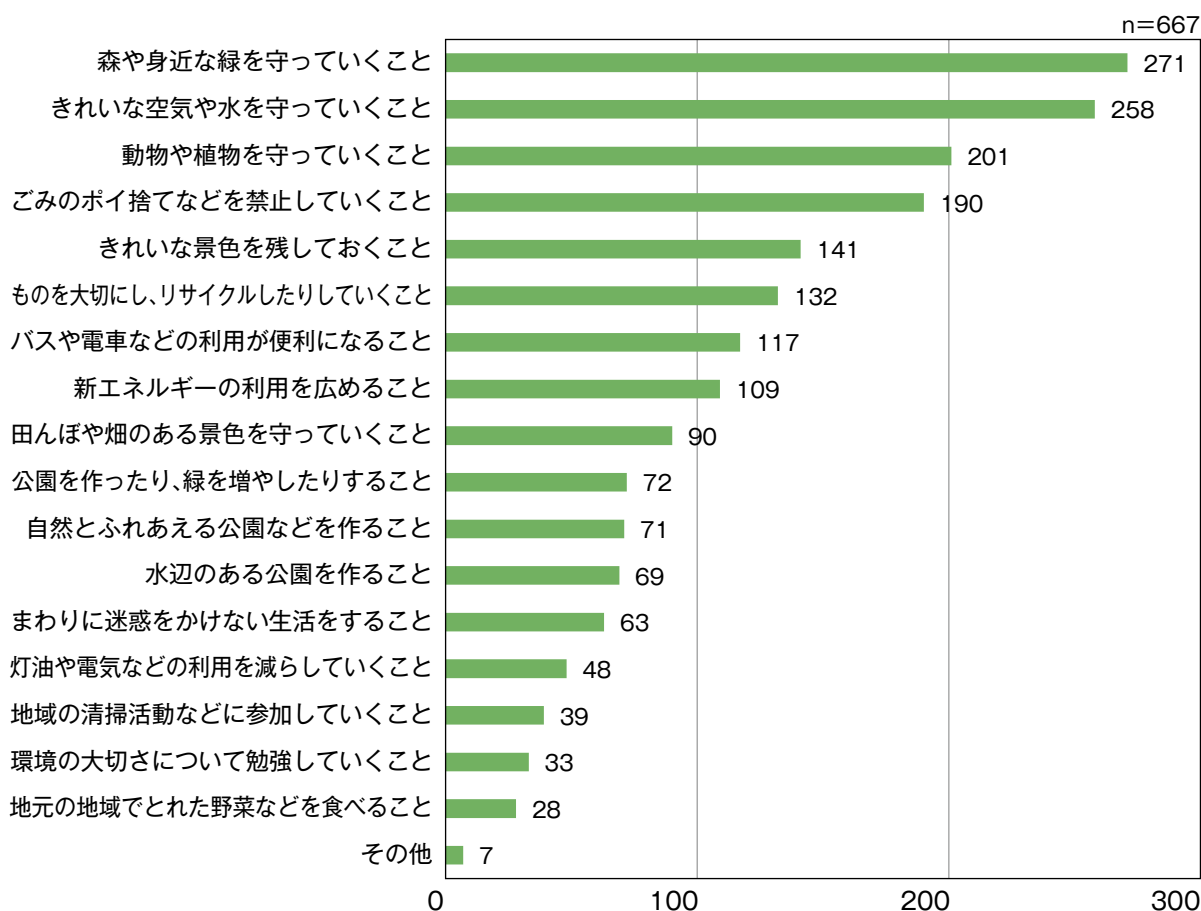


■将来像

最も多くの中学生が考えている将来の甲斐市は「空気のきれいなまち」となっています。中学生が考えている将来像の上位5項目を以下に示します。上位には快適環境、自然環境に関する項目が挙げられています。そして、本市の将来像には、現状に満足している項目と、満足していない項目の両方が含まれています。

順位	満足度順位（問2）	項目	環境
1	4	空気のきれいなまち	自然環境
2	2	美しい景観や景色があるまち	快適環境
3	10	水のきれいなまち	自然環境
4	3	自然豊かなまち	自然環境
5	—	人が集まり賑やかなまち	快適環境

問6 甲斐市の環境を良くするには？（複数回答：3つまで）



■甲斐市の環境を守り、良くする

最も多くの中学生が甲斐市の環境を守り、良くするために大事だと考える項目は、「森や身近な緑を守っていくこと」となっています。中学生が大事だと考えている上位5項目を以下に示します。上位には現状の自然環境の保全に関する項目が多く挙げられています。一方、広める、参加する、作るに関連する項目は下位に位置しています。

また、上位の意見は、望まれる将来像と概ね一致しています。

順位	満足度順位（問2）	将来像順位（問5）	項目
1	3	—	森や身近な緑を守っていくこと
2	10	1・3	きれいな空気や水を守っていくこと
3	—	—	動物や植物を守っていくこと
4	11（最下位）	—	ごみのポイ捨てなどを禁止していくこと
5	2	2	きれいな景色を残しておくこと

4 事業者アンケート調査

(1) 調査概要

調査期間：平成 23 年 5 月 20 日～平成 23 年 6 月 10 日

調査対象：市内の事業所

抽出方法：業種比率の比例配分に応じた無作為抽出

調査方法：郵送による配付、回収

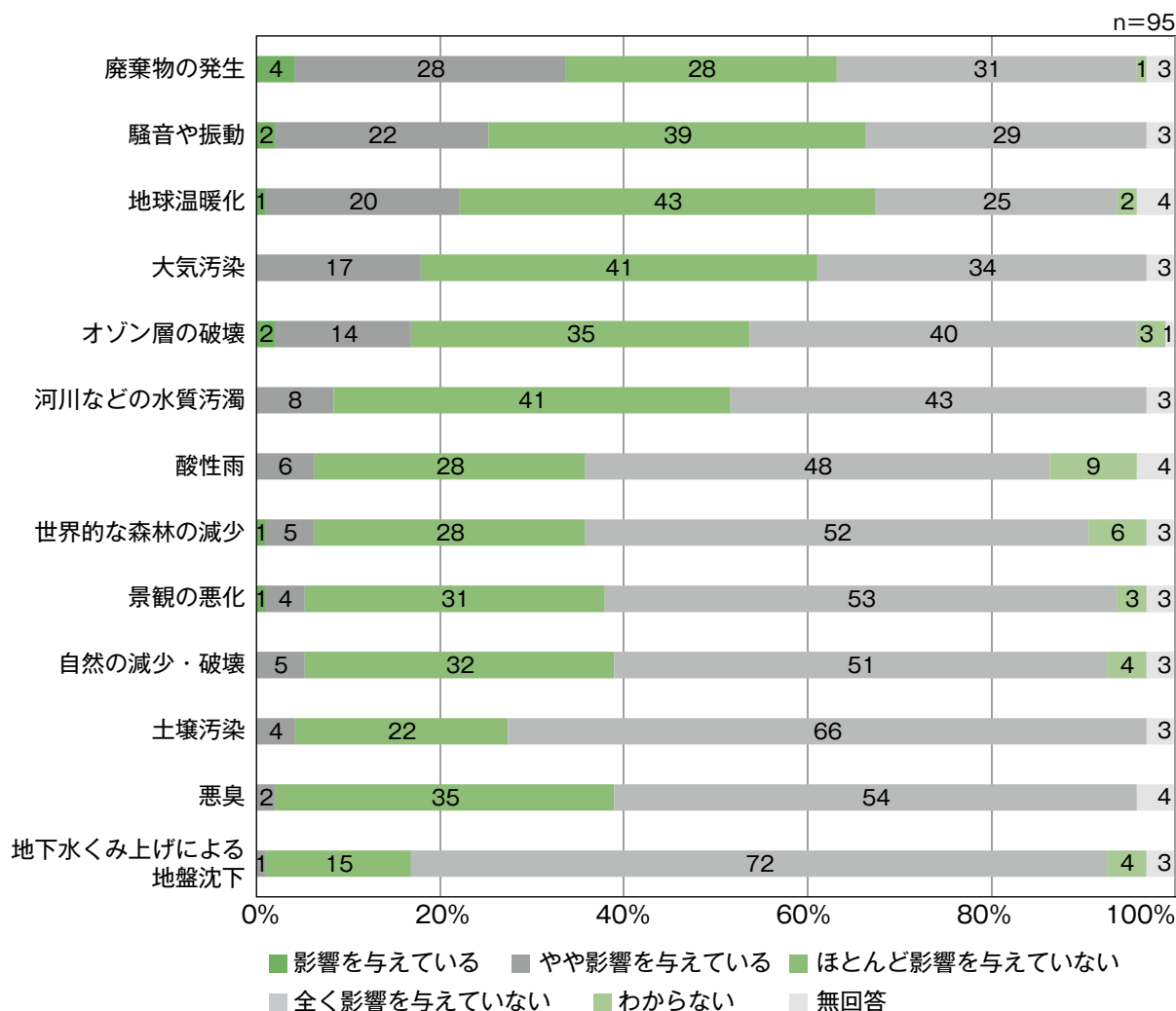
回収数：95（47.5%）

○アンケート結果をみる上での注意点

- ・アンケート結果の数値は小数点以下第 2 位を四捨五入しており、合計が 100%にならない場合があります。
- ・グラフ中の $n = \bigcirc\bigcirc$ は回収されたアンケートの回答件数を表わしています。
（例： $n = 95$ の場合は、合計で 95 件の回答があったことを示します）
- ・単数回答と複数回答の質問があり、複数回答の質問は合計数が回答件数と異なる場合があります。

(2) 調査結果

問1 事業活動が地球環境や地域環境に影響を与えていますか？

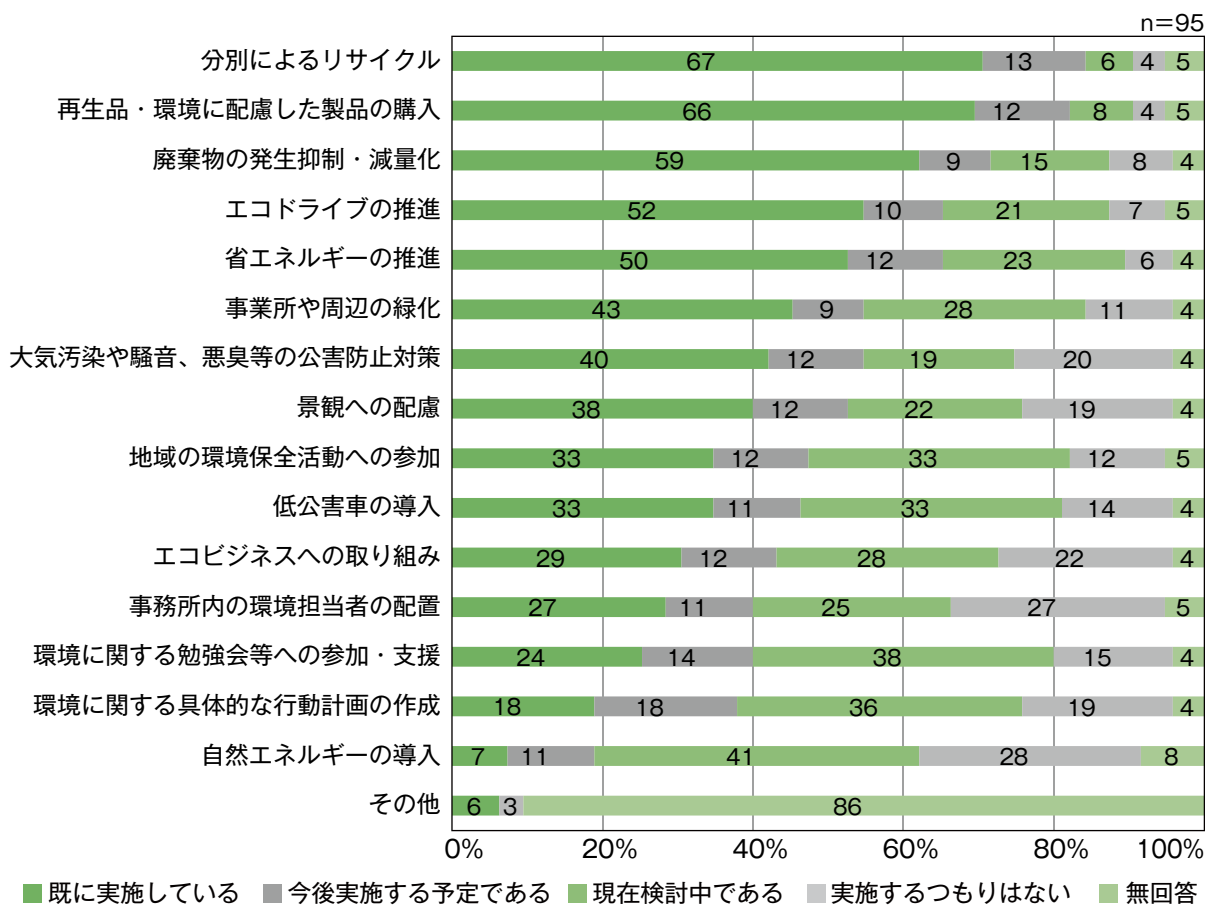


■環境への影響

最も多くの事業所（約3割）が「廃棄物の発生」により地球環境や地域環境に影響を与えているとしています。事業活動が影響を与える上位5項目を以下に示します。

順位	項目
1	廃棄物の発生
2	騒音や振動
3	地球温暖化
4	大気汚染
5	オゾン層の破壊

問2 環境保全のために実施していることは？



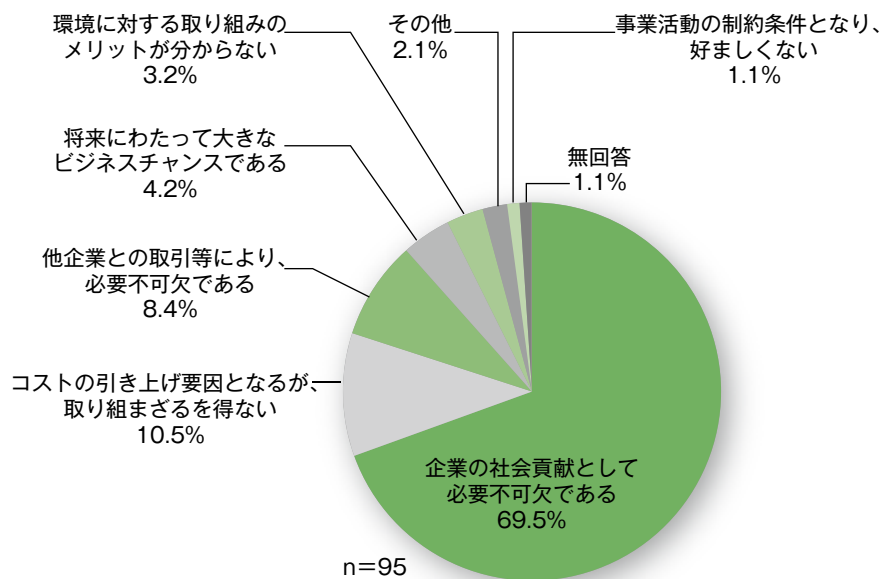
■環境配慮活動

最も多くの事業所が行っている環境配慮活動は「分別によるリサイクル」であり、全体の約7割の事業所が「既に実施している」と回答しています。

半数以上の事業所が「既に実施している」、「今後実施する予定である」項目は回答数の多い順に、以下の9項目になります。

順位	項目
1	分別によるリサイクル
2	再生品・環境に配慮した製品の購入
3	廃棄物の発生抑制・減量化
4	エコドライブの推進
5	省エネルギーの推進
6	大気汚染や騒音、悪臭等の公害防止対策
7	事業所や周辺の緑化
8	景観への配慮
9	地域の環境保全活動への参加

問3 環境保全活動に取り組むことは？

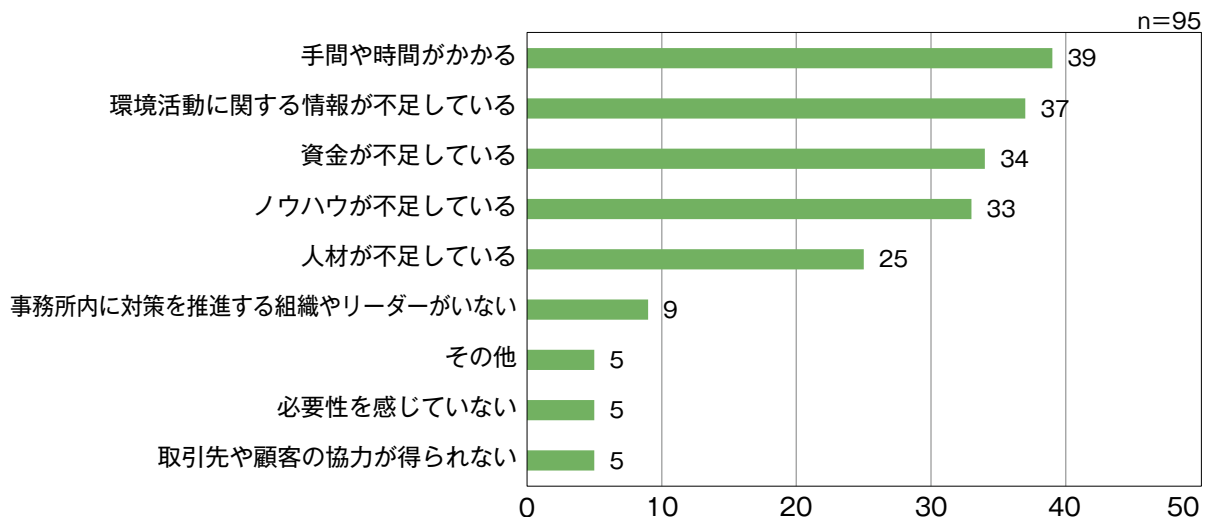


■環境保全活動に対する考え方

最も多くの事業所（約7割）が「企業の社会貢献として必要不可欠である」と回答しています。

問4 環境保全を進める上での問題、課題は？

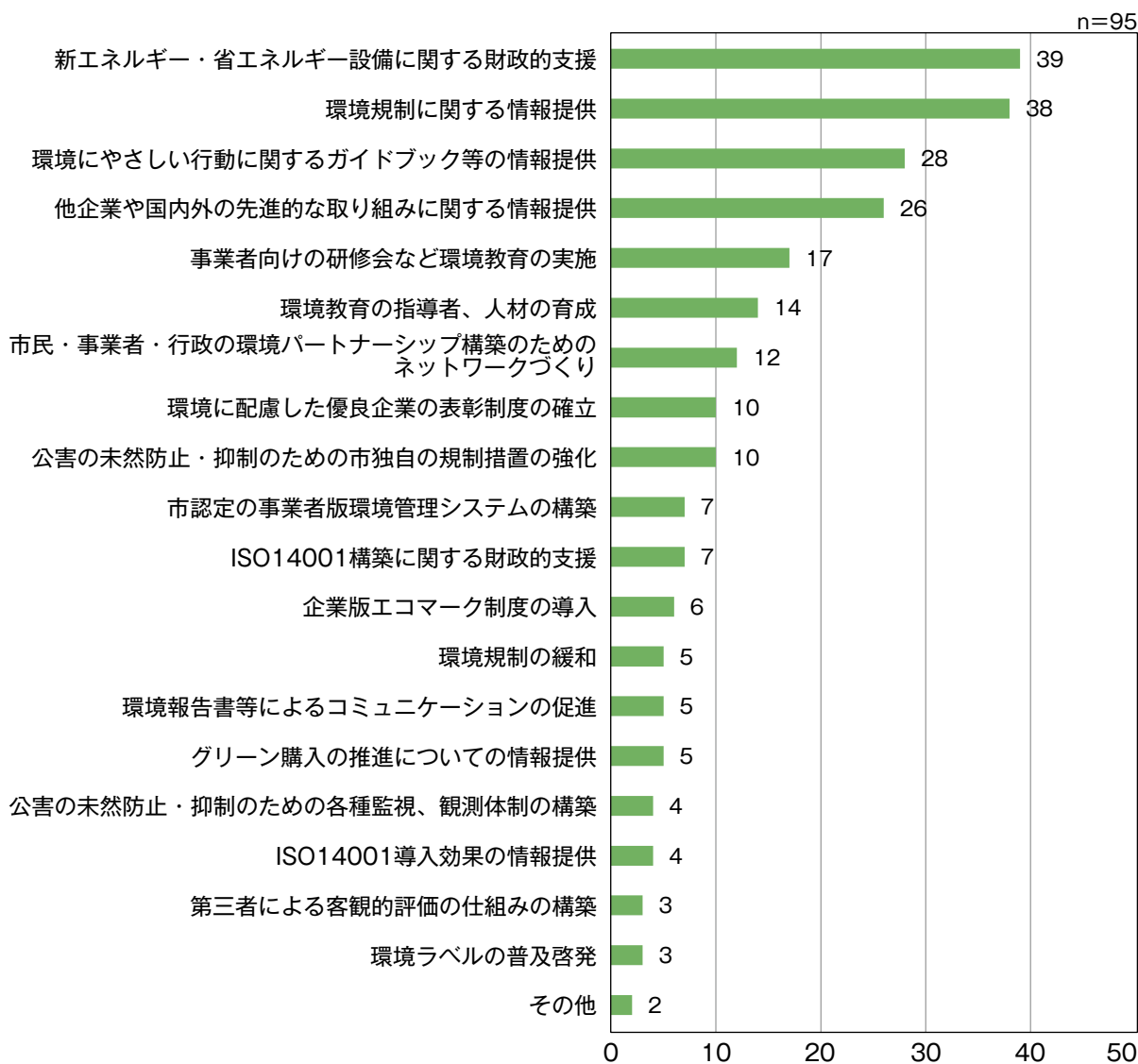
（複数回答：あてはまるもの全て）



■環境保全に関する問題点

約3割～4割の事業所が、手間や時間、情報不足、資金不足、ノウハウ不足、人材不足に関して問題があると回答しています。

問 5 行政に望む支援策は？（複数回答：3 つまで）

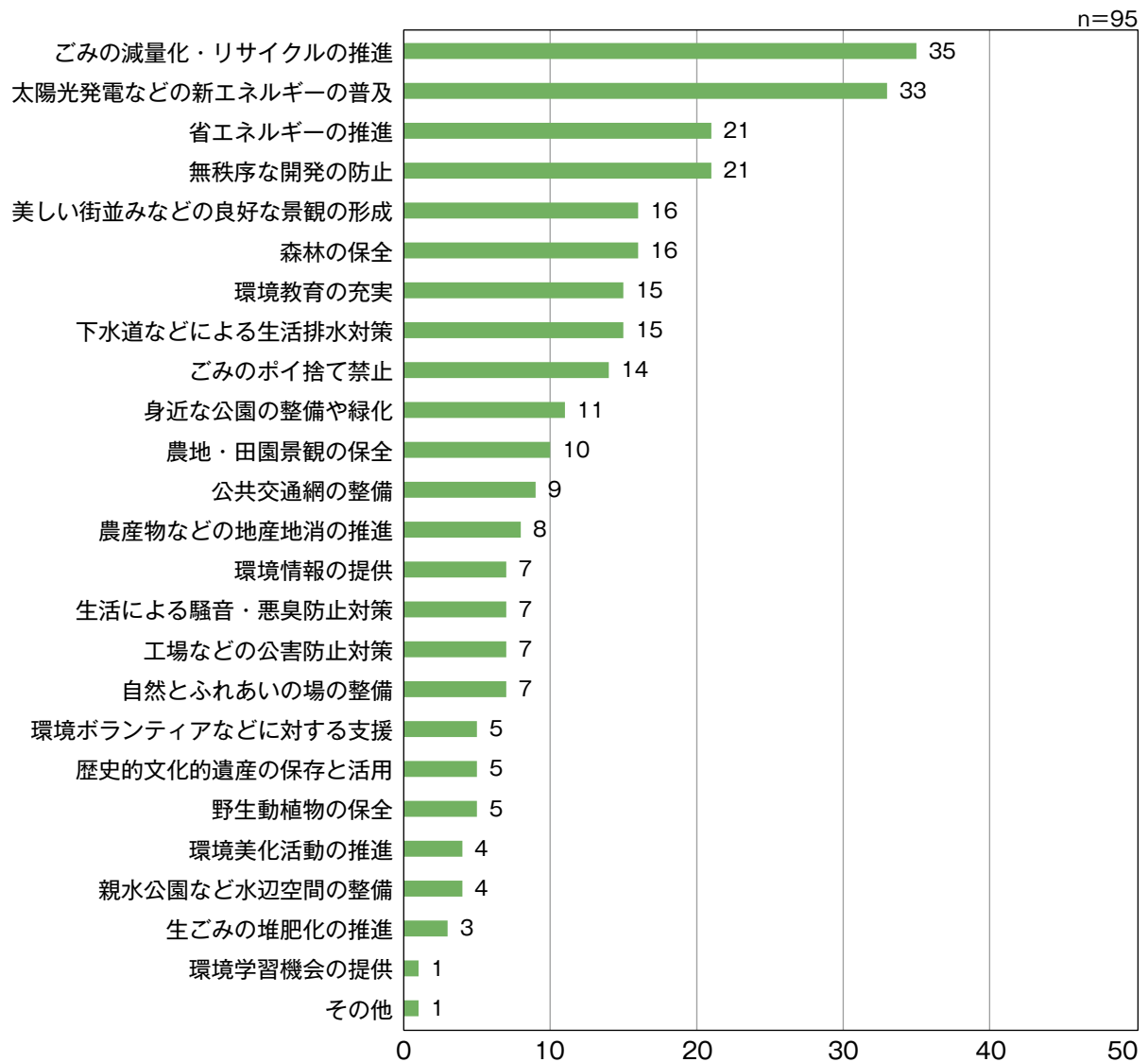


■支援策

約 4 割の事業所が「新エネルギー・省エネルギー設備に関する財政的支援」、「環境規制に関する情報提供」を行政に対して望むと回答しています。行政に望む支援策の上位 5 項目を以下に示します。財政支援の次には情報提供に関する項目が多く挙げられています。

順位	項目
1	新エネルギー・省エネルギー設備に関する財政的支援
2	環境規制に関する情報提供
3	環境にやさしい行動に関するガイドブック等の情報提供
4	他企業や国内外の先進的な取り組みに関する情報提供
5	事業者向けの研修会など環境教育の実施

問6 甲斐市が取り組むべき環境問題とは？

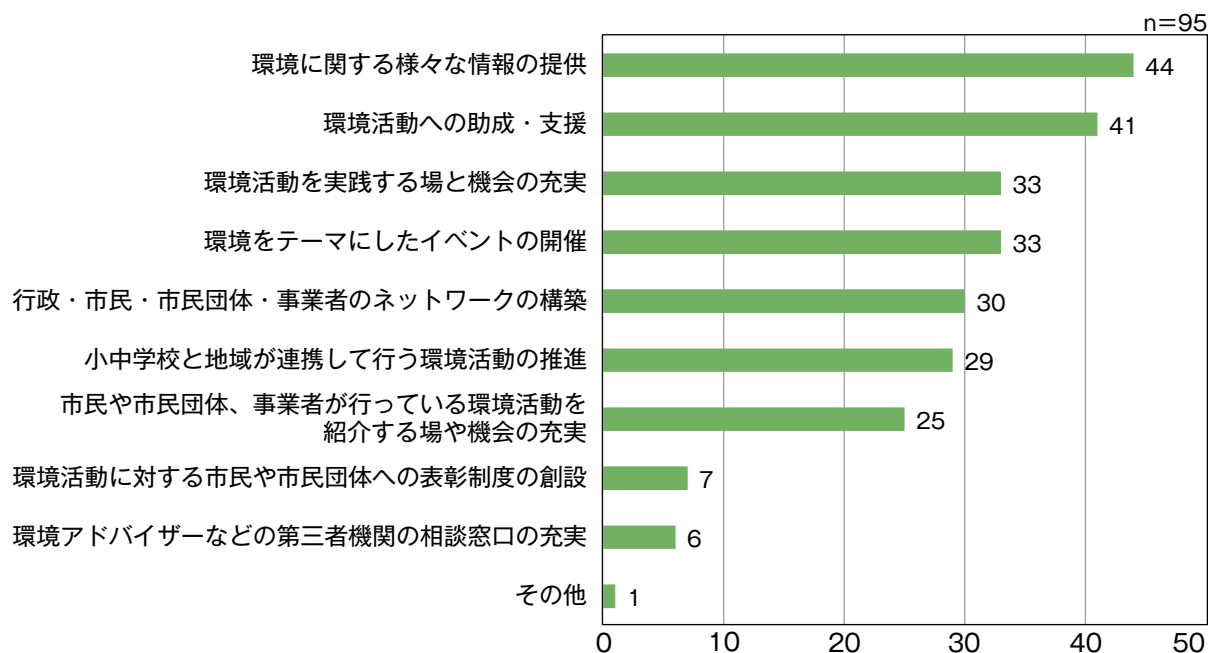


■行政の取り組み

最も多くの事業所が、行政に望む環境問題への取り組みは「ごみの減量化・リサイクルの推進」としており、上位6項目を以下に示します。行政に望む支援策と同様に、新エネルギーの普及、省エネルギーの推進が上位に挙がっています。

順位	項目
1	ごみの減量化・リサイクルの推進
2	太陽光発電などの新エネルギーの普及
3	省エネルギーの推進
4	無秩序な開発の防止
5	美しい街並みなどの良好な景観の形成
	森林の保全

問 7 市民の環境活動を活発にするために望むことは？（複数回答：3つまで）

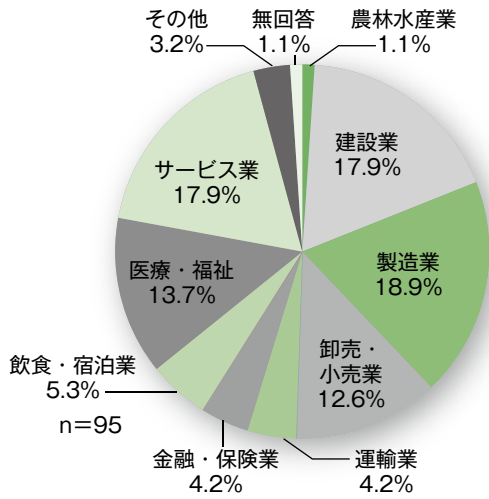


■行政に望むこと

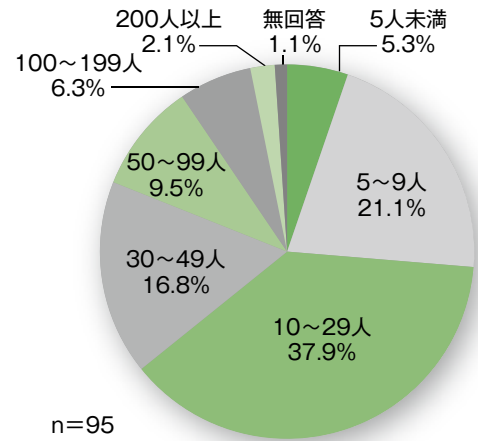
事業者は市民の環境活動を活発にするため、行政に「環境に関する様々な情報の提供」、「環境活動への助成・支援」を強く望んでいます。行政に望む支援策と同様に、情報提供、財政的支援が上位に挙がっています。

問8～問12 属性

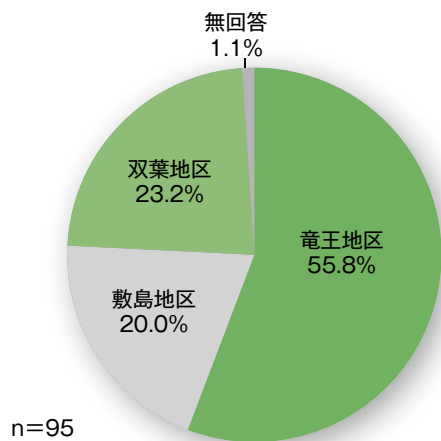
業種



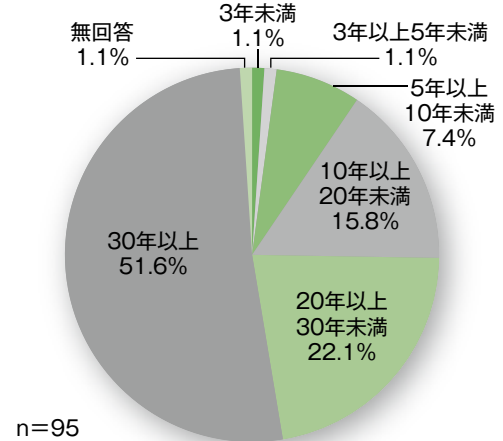
従業員数



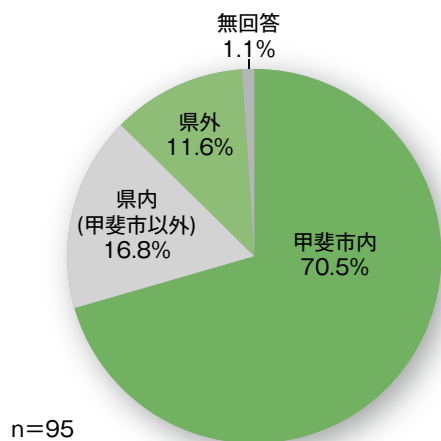
所在地



在所年数



本社機能



資料3 環境基準

1 大気汚染に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示第25号、昭和53年 環境庁告示第38号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 有害大気物質に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年 環境省告示第4号)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

2 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号、平成 23 年 環境省告示第 94 号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

利用目的の適応性について

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第10号、平成21年 環境省告示第79号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

4 ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年 環境庁告示第68号)

媒体	基準値
大気	0.6pg - TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg - TEQ/L 以下
水底の底質	150pg - TEQ/g 以下
土壌	1,000pg - TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg - TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

5 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

(昭和48年 総理府令第5号、平成18年 環境省令第36号)

媒体	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液一リットルにつき0.005ミリグラム以下
カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつき0.3ミリグラム以下
鉛又はその化合物	検液一リットルにつき0.3ミリグラム以下
有機燐化合物	検液一リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液一リットルにつき1.5ミリグラム以下
砒素又はその化合物	検液一リットルにつき0.3ミリグラム以下
シアン化合物	検液一リットルにつき1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液一リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき0.3ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液一リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	検液一リットルにつき0.02ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液一リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.2ミリグラム以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.4ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液一リットルにつき3ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液一リットルにつき0.06ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液一リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	検液一リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	検液一リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	検液一リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	検液一リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレン又はその化合物	検液一リットルにつき0.3ミリグラム以下
ダイオキシン類	試料1グラムにつき3ナノグラム以下

6 騒音に係る環境基準等

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、平成 17 年環境省告示第 45 号)

(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間について（特例）

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

【参考】

平成 22 年度河川水質調査結果（7 地点） 人の健康の保護に関する環境基準

採水場所		No.1		No.2		No.3		
		鎌田川上流（みゆき橋）		鎌田川下流（南っ子橋）		亀沢川下流（鳥居坂橋）		
採水日		H22.8.26	H23.1.24	H22.8.26	H23.1.24	H22.8.26	H23.1.24	
項目	基準値	調査結果						
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
2	全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
3	鉛	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
4	六価クロム	0.05mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
5	砒素	0.01mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
7	アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
12	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
16	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
19	チウラム	0.006mg/L 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
20	シマジン	0.003mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
23	セレン	0.01mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	0.53	0.76	0.36	0.85	0.68	1.37
25	ふっ素	0.8mg/L 以下	0.09	0.07	0.11	0.07	0.11	0.07
26	ほう素	1mg/L 以下	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06	0.08
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	—	—	—	—	—	—
—	銅	—	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
—	亜鉛	—	0.007	<0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005
—	鉄	—	0.29	0.09	0.29	0.07	0.19	<0.05
—	アルミニウム	—	0.39	0.10	0.43	0.08	0.40	0.06

備考

- 1 調査結果欄の「<0.001」は0.001mg/L 未満であることを示す。
- 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 3 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

No. 4		No. 5		No. 6		No. 7	
貢川下流（長塚橋）		坊沢川下流（水辺公園横）		東川（東川橋）		六反川（宇津谷橋）	
H22.8.26	H23.1.24	H22.8.26	H23.1.24	H22.8.26	H23.1.24	H22.8.26	H23.1.24
調査結果							
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
0.82	0.91	0.38	1.11	0.22	1.54	0.29	0.47
0.10	0.06	0.15	0.09	0.16	0.15	0.12	0.09
0.04	0.10	0.11	0.12	0.12	0.09	0.12	0.24
—	—	—	—	—	—	—	—
<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
0.005	0.009	0.007	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005
0.19	0.24	0.62	0.12	0.86	0.21	0.38	0.17
0.24	0.27	0.75	0.09	0.91	0.22	0.49	0.14

4 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

5 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

6 銅、亜鉛、鉄、アルミニウムは本市独自の調査項目であり、環境基準は設定されていない。

資料4 用語集

《あ行》

ISO14001

環境を管理するシステムを構築するための国際規格。わが国では約2万の企業が国際認証を取得している。

アクリロニトリル

常温では無色透明で特有の刺激臭のある液体。引火性が高い。合成繊維、合成ゴムなどの原料、溶剤、殺虫剤として使われる。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」のこと。「アダプト」とは養子縁組という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのことをいう。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。一般家庭から排出される家庭ごみ(生活系廃棄物)の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物(オフィスごみなど)も事業系一

般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

一般廃棄物処理基本計画

市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量および処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類および分別の区分、適正な処理およびこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

陰イオン界面活性剤

陰イオン性の親水基を持つ界面活性剤をいう。洗浄力が強く、優れた起泡性を持つため石鹸や衣料用洗剤、シャンプー等に使用される。

エコアクション21

環境省が推奨する環境マネジメントシステム。ガイドラインに沿って中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するための認証・登録制度。

エコハウス

省エネルギー構造、設備を導入した住宅。

ESCO事業

(エネルギー・サービス・カンパニー)工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネ

ルギーメリットの一部を報酬として享受することも特徴である。

MPN

Most Probable Number（最確数）の略。統計学的見地から導かれた、最も確からしい数値。

LED照明

電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

汚泥

水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものをいう。

温度差エネルギー

年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水、中・下水等と外気との温度差（夏は外気よりも冷たく、冬は外気よりも暖かい）や大気中の温度差を利用してヒートポンプの原理（液体が気化するとき、まわりの熱を奪い、これと逆に気体が凝縮して液化するときには、熱が発生するという性質を利用する）などを用いて、冷暖房、給湯などを行う技術であり、未利用エネルギー（今まであまり利用されてこなかった熱の利用）として今後の可能性が期待されているエネルギー。温泉等の温度差を利用して発電するシステムが一例。

《か行》

甲斐市水道ビジョン

「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のこと。厚生労働省は、平成16年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成17年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成19年度に策定した。

化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源をいう。

環境基準

環境基本法（1993）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。

環境基本法

これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から、地球規模での環境政策の新たな枠組を示す基

本的な法律として、1993年に制定。

間伐

植林してある程度育ってから主伐されるまでの間に、繰り返し実施される間引き伐採をいう。

管理型

廃棄物の埋め立て処分を行う最終処分場には、遮断型、安定型、管理型の3種類がある。それぞれ、遮断型は基準を超えた有害物を含んでいる廃棄物の埋め立て、安定型は廃棄物の性質が安定している安定5品目（廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき類）の埋め立て、管理型はそれ以外の産業廃棄物と一般廃棄物の埋め立てに利用される。

KIDS ISO

小学校等において、環境保全への取り組みを実施するためのシステム。

グリーン契約

環境配慮促進法に基づき、国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業者との契約を促進していくこと。また、環境配慮の実績を「環境報告書」等で公表していくことが定められている。

グリーン購入

製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

クールビズ

冷房時のオフィス室温を28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

経営耕地面積

農家が経営する耕地の面積のことをいう。農家一戸当たりの経営耕地面積の全国平均は1.91ha。経営耕地面積が30a未満を自給農家、30a以上を販売農家と定義している。

原単位

発生源から排出される単位当たりの量。

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。二酸化窒素を除く。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分、調査日以前の1年以上作付けせず、今後数年間は耕作する意志のない土地のこと。一般的に「遊休農地」と同意語として扱われている。

交通のグリーン化

目的場所への移動手段において、自家用車を使用せずに、公共交通機関やパーク&ライド、自転車等を利用することにより、環境負荷の低減を図ること。

ごみ排出原単位

ごみ排出量÷人口÷365日、1人1日あたりに排出されるごみの量(g/人・日)をいう。

《さ行》

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在20種類の産業廃棄物が定められている。

産業廃棄物の埋め立てに関する判定基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令が定められている。

COD

ChemicalOxygenDemand(化学的酸素

要求量)の略。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

ジクロロメタン

常温では無色透明の液体。揮発性があり、有機塩素系溶剤の一種。金属、機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に用いられる。

指針値対象7物質

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの7物質。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもの。

自然植生

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。

自動車排ガス測定局

交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置された測定局。

生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法（1993）に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的（水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等）に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。

生活排水クリーン処理率

総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設をいう。

製造品出荷額

出荷額及びその他の収入＝冷蔵保管料、広告料などに加工賃収入及び修理料収入額を加えたものをいう。

生物多様性

あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（個体）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

騒音規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。

騒音に係る環境基準

生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、都道府県知事が類型指定を行う。

《た行》

第1次産業

農業、林業、漁業が該当する。

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種でポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）を略して「ダイオキシン」と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義している。

ダイオキシン類特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措

置等を定めた法律。

第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療、福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）が該当する。

代償植生

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。自然植生の対語として使われる。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用される。

第2次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業が該当する。

脱脂

材料の表面に塗装する前に、塗料を弾く材料の表面の油分を取り除く表面処理をいう。

地下水涵養

降雨・河川水などが地下浸透して帯水層に水が供給されること。近年は、市街地の表

面がアスファルトやコンクリートに覆われて雨水が地下にしみこまなくなり、すぐに海へ流出してしまう現象が顕著になっている。この結果、地下水の塩水化、河川の洪水などの被害が発生しやすくなっている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（1993）に基づき、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準（環境基準）として、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件が1997年設定。人為的要因による水質悪化防止が目的。環境基準設定後の年次地下水質測定調査で、1999年の項目見直し以降、5,000件余の調査井戸実数のうち6～8%程度が基準超過。

チップ

木材の小片、ウッドチップともいう。木材を破砕した製造物で、製造法にはクラッシュャー、パンチングなどの製法がある。

TEQ

毒性等量（ToxicityEquivalencyQuantity）の略。ダイオキシンは塩素数の異なる異性体の混合物として環境中に存在し、異性体によって毒性が異なる。そのため、毒性の強さを加味したダイオキシン量を毒性等量として示す。

DO

DissolvedOxygen（溶存酸素）の略。水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る指標の1つ。

底質

河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土、岩盤の上に流域から流入した土砂、側溝からの不溶物が堆積したものをいう。

低炭素社会

地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

テトラクロロエチレン

常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準も定められている。

デポジット制度

「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

天然記念物

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。日本においては、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

道路に面する地域に係る環境基準

騒音に係る環境基準の中でも、道路に面する地域は異なる環境基準が適用される。環

境基準値は巻末の資料編参照。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

都市計画法

都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。1969年制定。

都市公園

基本的には、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

トリクロロエチレン

常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。過去、ドライクリーニングのシミ抜きに使用された。土壌汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壌汚染に係る環境基準も定められている。

《な行》

二酸化いおう

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。

また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化窒素

赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

認定農業者

認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

農業産出額

その年の農業生産活動によって生み出された品目別生産数量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの。ただし、品目別生産数量は収穫量から再び農業へ投入された種子、飼料等の数量を控除した数量であり、品目別農家庭先販売価格は、農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金を加味した価格である。

《は行》

バイオマス

生物 (bio) の量 (mass) のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性工

ネルギーや資源（化石燃料を除く）をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海藻、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

廃棄物

廃棄物処理法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。

廃棄物処分場浸出水

廃棄物に接触することにより、廃棄物中の有害成分が溶出して汚染された雨水。

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

ビオトープ

ドイツ語のビオ（生物）とトープ（場所）から由来した言葉。動植物と水辺環境等が保たれた場所のこと。

pg（ピコグラム）

重さの単位。1兆分の1グラムを示す。

BDF燃料

バイオディーゼル燃料の略。植物精油、もしくは動物性油から作られた軽油と同等の燃料で、廃食油を生成することでも作ることができる。

人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法（1993）に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準である。全国一律の基準を設けている。

ヒートポンプ

温度の異なる二つの熱源を利用し、通常、二つの熱源の間に気化しやすい液体を循環させ、気化と液化のサイクルを用いて熱を移動させる。

賦存量

ある資源に対して理論的に導き出された総量。資源を利用するに当たり制約等を考慮しないため、一般にその資源の利用可能量を上回る量となる。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径 10 μm 以下の粒子状物質。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

ペレットストーブ

おが屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料（木質ペレット）を燃料とするストーブ、化石燃料を使用しないことから、温暖化防止に寄与するものとされている。

ペレットボイラー

木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

ペレット燃料

間伐材や剪定枝、おが屑等の植物系原料を利用し、圧縮成型した小粒の木質固形燃料のこと。

ベンゼン

常温では無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

ポケットパーク

街の中に設けられ、ビルや建物が立ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園。

《ま行》

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のこと。これにより、窓から入り込む日差しを遮り室温の上昇を抑える効果がある。

メガソーラー

電気事業者が進めている大規模な太陽光発電の施設。一般家庭のソーラー発電量は 2kW から 4kW 程度、メガソーラーは 1ヶ所で 1,000 ～ 2万 kW の発電能力をもつ施設。

面的評価

環境基準を達成する戸数とその割合を把握

する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点において等価騒音レベル(LAeq)の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う。

《や行》

有害大気汚染物質

平成8年の大気汚染防止法改正において、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加された物質。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンには基準値が定められている。低濃度でも長期暴露により、発がん性などが懸念される。

《ら行》

リサイクル率

リサイクル量 ÷ (ごみ排出量 + リサイクル量) × 100、ごみ排出量とリサイクル量の合計のうちリサイクル量の占める割合。

リユース

「リユース・再使用」一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。

類型指定

水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水

域の利用状況に応じて、指定していく方式。

レッドデータブック

日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。山梨県でも同様なリストを平成20年に策定している。

資料5 環境指標一覧

指標名	算出方法	根拠	担当課	現況値		平成27年度 目標値
生活排水クリーン処理率	生活排水処理区域人口÷総人口×100	総合計画	環境課	82.5%	H 22	85.3%
地域の清掃や美化活動に参加した市民の割合	市民アンケート調査において、地域の清掃や美化活動へ参加と答えた者の割合	総合計画	環境課	76.8%	H 21	80.0%
平均BOD値が3mg/L以下の中小河川の割合	平均BOD値が3mg/L以下の中小河川÷生活環境の保全に関する環境基準を測定している中小河川×100	環境基本計画	環境課	70%	H 22	78%
公害苦情の件数	公害苦情相談受付件数	行政資料集	環境課	201件	H 22	150件
認定農業者数	市内の認定農業者の数	総合計画	農林振興課	20人	H 21	24人
耕作放棄地率	耕作放棄地面積÷(耕地面積+耕作放棄地面積)×100	総合計画	農林振興課	27.6%	H 17	24.1%
都市農山村交流事業への参加者数	都市農山村交流事業へ参加した者の総数	総合計画	農林振興課	18,776人	H 21	21,000人
自然環境保全地域の指定数	市内で山梨県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地区に指定されている地区	環境基本計画	環境課	1ヶ所	H 21	1ヶ所
自然観察会等の開催回数	自然観察を目的とした講座等の年間開催回数	環境基本計画	環境課	0回	H 21	3回
天然記念物の指定数	市・県が指定する天然記念物の数	環境基本計画	生涯学習文化課	17	H 22	17
景観地区の指定が望まれる面積	景観地区または地区計画、建築協定等が指定されている区域の面積	総合計画	都市計画課	49.3ha	H 21	49.3ha
地域に合った街並みがあると感じる市民の割合	市民アンケートにおいて、肯定的回答をした市民の割合	総合計画	都市計画課	68.6%	H 21	73.0%
自然保護活動に参加する市民の割合	市民アンケート調査において、自然保護活動に参加したと答えた市民の割合	総合計画	環境課	12.6%	H 21	15.0%
計画的で秩序ある土地利用が行われていると感じる人の割合	市民アンケート調査において、感じると答えた市民の割合	総合計画	都市計画課	54.9%	H 21	60.0%
まちが花と緑に囲まれていると感じる市民の割合	市民アンケート調査において、感じると答えた市民の割合	総合計画	都市計画課	54.4%	H 19	60.0%

指標名	算出方法	根拠	担当課	現況値		平成27年度 目標値
市民1人当たりの都市公園面積	市内の都市公園面積÷常住人口	総合計画	都市計画課	6.13㎡/人	H 21	7.5㎡/人
ごみのリサイクル率	資源ごみ÷家庭ごみ×100	総合計画	環境課	15.9%	H 22	19.0%
一人一日あたりのごみ排出量	一般ごみの年間収集量÷総人口÷365日	総合計画	環境課	619.2 g	H 22	610 g
一般家庭廃食油回収量	一般家庭廃食油の年間回収量	環境基本計画	環境課	1,546L	H 22	2,000L
再生可能エネルギーによる発電設備の施設数	再生可能エネルギーによる発電設備がある所公共施設の数	環境基本計画	環境課	4ヶ所	H 21	10ヶ所
市民の再生可能エネルギー設備利用率	再生可能エネルギー設備を利用している世帯数	環境基本計画	環境課	2.85%	H 22	7.64%
公共交通機関の利便さに対する市民の満足度	市民アンケート調査において、合併して充実したと回答した市民の割合	総合計画	企画財政課	15.1%	H 21	23.0%
乗用車の世帯あたり保有台数	自動車（軽自動車を除く）保有台数÷住民基本台帳世帯数	総合計画	都市計画課	1.04台	H 21	1.00台
甲斐市地球温暖化実行計画の目標達成率	甲斐市地球温暖化対策実行計画における目標の達成率	地球温暖化対策実行計画	環境課	2.43%	H 22	4%以上 (H 24)
環境学習イベントの開催回数	環境学習を目的としたイベントの年間開催回数	環境基本計画	環境課	4回	H 22	7回
市民公募委員を含む審議会などの割合	市民公募委員を含む付属機関の数÷付属機関の総数×100	総合計画	総務課	2.0%	H 21	30.0%
市内に主たる事務所を置く環境の保全を活動内容に掲げるNPO法人の数	市内に主たる事務所を有し、国または県の認証を受けたNPO法人の数	総合計画	市民活動支援課	9団体	H 21	12団体
パブリックコメントを求めた件数	パブリックコメント手続き実施件数（年間）	総合計画	秘書政策課	5件	H 21	7件
全市的な催し・イベントへの参加者数	地域を限定しない全市的な催し・イベントへの参加者数	総合計画	商工観光課	50,000人	H 21	55,000人

甲斐市環境基本計画(2012～2021)

発行日 平成 24 年 3 月

発行者 山梨県甲斐市
〒 400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地
<http://www.city.kai.yamanashi.jp/>

編集 甲斐市 生活環境部 環境課
TEL : 055-278-1706 FAX : 055-278-2046



VOC
FREE TM

VEGETABLE
OIL INK

RICE
INK ®

この印刷物は環境にやさしいVOC（揮発性有機化合物）成分フリーの
植物油型インキを使用して印刷しました。